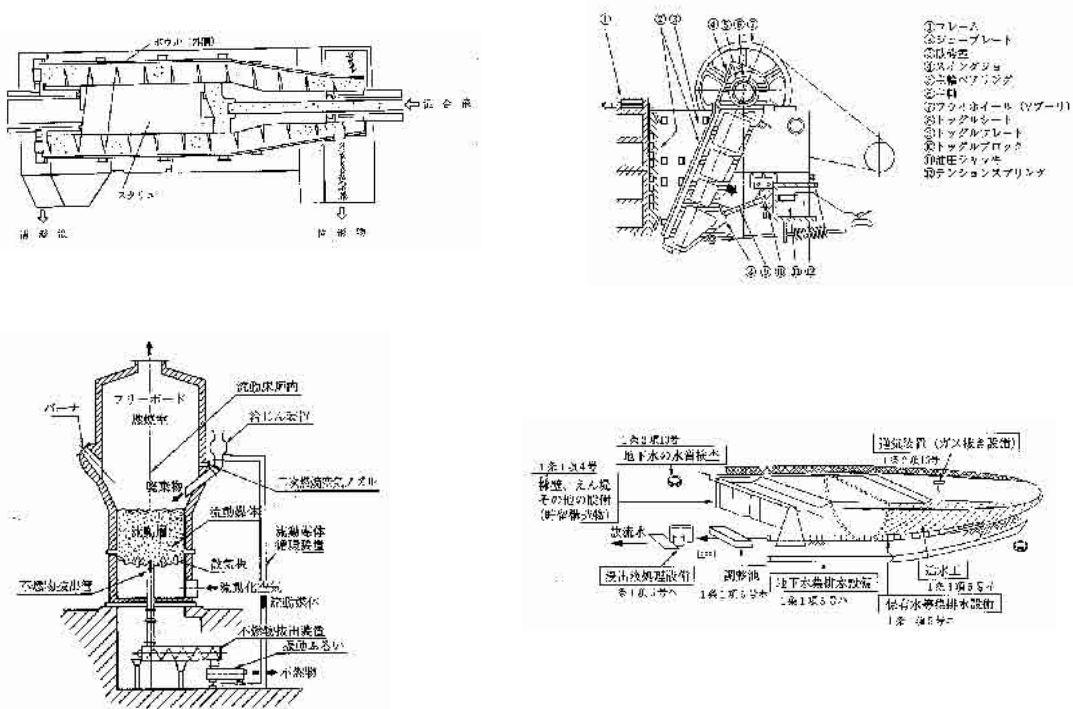


# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり

## 産業廃棄物処理施設関係



平成18年10月

大阪府 環境農林水産部  
環境管理室・循環型社会推進室

# はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日制定）には、事業者の責務として、『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』、『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。』等と定められています。

最近の廃棄物を取り巻く我が国の状況は、資源の有効利用の観点から、いわゆる「循環型社会」の構築を目的に、廃棄物の再利用及び減量化を促進することが重要な課題となっています。しかし、その一方で、不法投棄等の不適正処理の問題やダイオキシン・PCB等の有害物質に関わる問題、最終処分場の残余容量の逼迫等も大きな社会問題となっており、さらに、国民の生活環境に対する意識の高まりからも、廃棄物の処理については、適正かつ、安全に行われることが強く求められています。

廃棄物処理法は、適正処理の推進を目的として、産業廃棄物の処理や施設に関する規制を強化する法改正を重ねてまいりました。最近では、平成15年度に報告徴収と立入検査権限の拡充、不法投棄等未遂罪の創設など、平成16年度に廃棄物処理施設の事故時の応急措置、不法投棄に関する罰則の強化など、平成17年度にはマニフェスト制度強化、欠格要件該当届出などの許可制度強化、無確認輸出に対する罰則の強化など、平成18年度には廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理などに関する法改正が行われました。

また、平成12年度には循環型社会形成推進基本法が制定され、その他の家電リサイクル法、食品リサイクル法などの関連法の整備と併せて、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正処分の確保を進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を目指すための諸施策が推進されています。

本冊子は、平成18年9月までに改正された法令を含めた、産業廃棄物処理施設に関する規定について取りまとめたものです。

産業廃棄物処理施設の設置者及び設置を計画されている方々には、本冊子を活用していただき、安全性及び信頼性の高い産業廃棄物処理施設の設置と適正な維持管理に努めていただきますようお願いいたします。

平成18年10月

大阪府 環境農林水産部 環境管理室  
循環型社会推進室

## 関係法令等

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）
- (4) 大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「府細則」という。）

## 目次

1. 産業廃棄物処理施設とは	P. 1-1
2. 産業廃棄物処理施設を設置（変更）・使用するには （設置（変更）許可～使用前検査）	P. 2-1
2-1 設置（変更）許可申請	P. 2-1
2-2 許可の基準、審査手続き	P. 2-2
3. 産業廃棄物処理施設に関する基準一覧	P. 3-1
3-1 処理基準（中間処理または再生に係るもの）	P. 3-2
3-2 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）に係る技術上の基準	P. 3-7
3-3 埋立処分の基準	P. 3-26
4. 産業廃棄物処理施設において何らかの変更をするには	P. 4-1
4-1 変更許可	P. 4-1
4-2 軽微な変更	P. 4-1
5. 産業廃棄物処理施設を承継（譲受け、借受け、合併、分割、相続）するには	P. 5-1
5-1 譲受けまたは借受け	P. 5-1
5-2 合併または分割	P. 5-1
5-3 相続	P. 5-2
6. 産業廃棄物処理施設に関する責務（維持管理等）について	P. 6-1
6-1 維持管理、周辺地域への配慮	P. 6-1
6-2 技術管理者の設置	P. 6-1
6-3 産業廃棄物処理責任者、産業廃棄物管理責任者の設置	P. 6-2
6-4 帳簿の記載及び保存	P. 6-3
6-5 維持管理に関する記録と閲覧	P. 6-4
6-6 保管場所の届出（大阪府循環型社会形成推進条例）	P. 6-4
6-7 維持管理積立金（最終処分場）	P. 6-5
7. その他の規定について	P. 7-1
7-1 許可の取消し等	P. 7-1
7-2 廃止、休止、再開	P. 7-2
7-3 許可証の再交付・返納	P. 7-2
7-4 事故時の措置	P. 7-3
7-5 土地の指定と形質変更届出	P. 7-3
8. 罰則	P. 8-1

添 付

産業廃棄物処理施設に係る申請、届け出等の概要	添付-1
産業廃棄物処理施設設置許可申請	添付-2
産業廃棄物処理施設変更許可申請	添付-3
産業廃棄物処理施設使用前検査申請	添付-4
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出（軽微変更・廃止・休止・再開）	添付-5
産業廃棄物処理施設（譲受け・借受け）許可申請等	添付-6
合併・分割認可申請、相続届出	
最終処分場関係書類	添付-7
特定産業廃棄物最終処分場状況報告	
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出	
産業廃棄物最終処分場廃止確認申請	
欠格要件該当届出	添付-8
土地の形質の変更届出	添付-9
事業者の産業廃棄物の処理についての帳簿	添付-10
産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録	添付-11

**図 表 一 覧**

表 1 産業廃棄物の種類	P. 1-2
表 2 特別管理産業廃棄物の種類	P. 1-3
別表 各種判定基準	P. 1-4
表 3 産業廃棄物処理施設の種類	P. 1-5
表 4-1 生活環境影響調査実施要領（概要）	P. 2-5
表 4-2 経理的基礎の概要	P. 2-7
表 4-3 欠格要件一覧	P. 2-9
図 1 産業廃棄物処理施設の設置・使用の流れ	P. 2-10
表 5-1-1～4 産業廃棄物処理基準一覧（中間処理・再生関係）	P. 3-2
表 5-2-1～13 産業廃棄物処理施設の技術上の基準一覧	P. 3-7
表 5-3-1～6 産業廃棄物の最終処分場に関する基準一覧	P. 3-26
表 6 変更許可が必要な事項	P. 4-2
表 7 軽微な変更の届出が必要な変更事項	P. 4-3
表 8 環境省令で定める軽微な変更	P. 4-4
表 9 技術管理者の資格	P. 6-2
図 2 維持管理積立金制度の流れ	P. 6-8
表 10 産業廃棄物処理施設の記録事項と記録期限	P. 6-9
図 3 産業廃棄物処理施設の維持管理の流れ	P. 6-15
表 11-1～4 土地の指定と形質変更届出に関する表	P. 7-4
表 12 罰則一覧	P. 8-1

改訂

H18. 10. 30 初版

# 1. 産業廃棄物処理施設とは

## 産業廃棄物処理施設とは

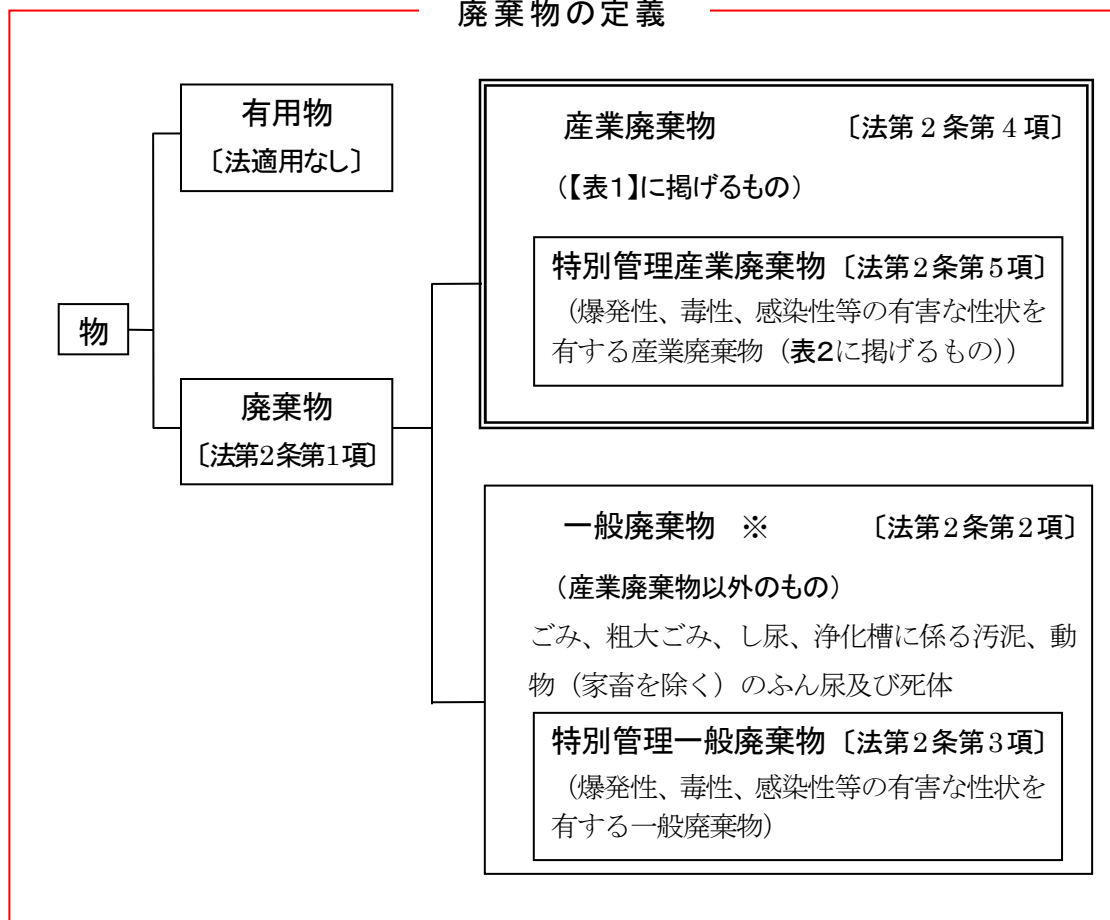
【表1】、【表2】に示す産業廃棄物を処理するための施設であって、  
【表3】に該当する施設をいいます。

### 【参考】

産業廃棄物とは

- 「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができない（無償の場合を含む。）ために不要になった固形状又は液状のものです（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）  
〔法第2条第1項〕  
廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。（平成17年8月12日環境省「行政処分の指針」）
- 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等【表1】に掲げるもの、これらの処理により生じたもの及び輸入された廃棄物です。  
〔法第2条第4項〕
- 「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、【表2】に掲げるものです。  
〔法第2条第5項〕

## 廃棄物の定義



【表1 産業廃棄物の種類】(★印については業種の限定があります。)

〔施行令第2条〕

種類	例
1 燃 え 殻	焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかすなど 注) 油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類など、すべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず ★	以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど (建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)、出版業(印刷出版を行うものに限る)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染みこんだものに限る。)
8 木 く ず ★	以下の条件に当てはまるおがくず、パルク類など (建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染みこんだものに限る。)
9 織 維 く ず ★	以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず (建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。)
10 動植物性残渣★	以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあらなど (食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物)
11 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ
13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物など
17 動物のふん尿★	以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿 〔畜産農業に係るものに限る。〕
18 動物の死体★	以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体 〔畜産農業に係るものに限る。〕
19 ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は上記1~18に掲げる産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 輸 入 廃 棄 物	輸入された廃棄物のうち、上記1~19に掲げる産業廃棄物、航行廃棄物並びに携帯廃棄物を除く。
21 上記1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)	

【石綿含有産業廃棄物】工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物(廃石綿等を除く。)であって石綿を0.1重量%を超えて含有するもの。

【表2 特別管理産業廃棄物の種類】

【施行令第2条の4】

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの；おおむね引火点70℃以下）									
廃酸	pH2.0以下のもの（著しい腐食性を有するもの）									
廃アルカリ	pH12.5以上のもの（著しい腐食性を有するもの）									
感染性産業廃棄物	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等であるもの（血液、使用済の注射針など）									
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油								
	PCB汚染物	① PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず ② PCBが染み込んだ木くず、繊維くず、汚泥（基準に適合しないもの） ③ PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず ④ PCBが付着した陶磁器くず、がれき類								
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（PCB処理物に係る判定基準（次頁【別表】）を超えるもの）								
	指定下水道汚泥等	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥及び当該指定下水を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準（次頁【別表】）を超えるもの）								
	廃石綿等	<p>廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（※欄外注参照）に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの及び輸入されたものであって、飛散するおそれのある次の①～⑤のもの</p> <p>① 石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿 ② 石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの （1）石綿保温材 （2）けいそう土保温材 （3）パーライト保温材 （4）（1）～（3）と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材 ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって石綿が付着しているおそれのあるもの ④ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じた石綿であって、集じん装置で集められたもの ⑤ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場、事業場で用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって石綿が付着しているおそれのあるもの</p>								
	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん	<p>有害物質の判定基準（次頁【別表】）を超えるもの又は満足しないもの</p> <p>下表左欄の燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ等のダイオキシン類に係る判定基準は、含有試験で下表右欄の基準を超えるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃棄物の種類</th> <th style="text-align: center;">含有試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物焼却施設から排出した燃え殻、ばいじん</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 ng-TEQ/g</td> </tr> <tr> <td>製鋼用電気炉並びにアルミウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設）を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ</td> <td style="text-align: center;">廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g 廃酸、廃アルカリ</td> </tr> <tr> <td>上記廃棄物を処分するために処理したもの</td> <td style="text-align: center;">100 pg-TEQ/L</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	含有試験	廃棄物焼却施設から排出した燃え殻、ばいじん	3 ng-TEQ/g	製鋼用電気炉並びにアルミウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん	ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設）を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g 廃酸、廃アルカリ	上記廃棄物を処分するために処理したもの
廃棄物の種類	含有試験									
廃棄物焼却施設から排出した燃え殻、ばいじん	3 ng-TEQ/g									
製鋼用電気炉並びにアルミウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん										
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設）を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g 廃酸、廃アルカリ									
上記廃棄物を処分するために処理したもの	100 pg-TEQ/L									
廃油	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。）									

（※注）建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業。

【表2 特別管理産業廃棄物の種類】（続き）

ばいじん	輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力 200 kg/時間以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上）において発生し、集じん施設によって集められたもの
ばいじん 燃え殻 汚泥 並びに 上記のものを処分するた めに処理したもの	① ダイオキシン類特別措置法対象の廃棄物焼却炉において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が 3ng-TEQ/g を超えるもの （ばいじんにあつては集じん施設で集められたもの、汚泥にあつては廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は灰の貯留施設から排出されたもの） ② ばいじん（集じん施設で集められたものであって輸入された廃棄物であるもの）、燃え殻及び汚泥（輸入された廃棄物であつてダイオキシン類の含有量が 3ng-TEQ/g を超えるもの）

【別表 各種判定基準】

◆ 有害物質の判定基準			
有害物質		燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん等	廃酸、廃アルカリ
		溶出試験	含有試験
アルキル水銀化合物	○ △	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	○ △	0.005 mg/ℓ	0.05 mg/ℓ
カドミウム又はその化合物	○ △	0.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ
鉛又はその化合物	○ △	0.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ
有機りん化合物	△	1 mg/ℓ	1 mg/ℓ
6価クロム化合物	○ △	1.5 mg/ℓ	5 mg/ℓ
ひ素又はその化合物	○ △	0.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ
シアン化合物	△	1 mg/ℓ	1 mg/ℓ
P C B	△	0.003 mg/ℓ	0.03 mg/ℓ
トリクロロエチレン	△ ●	0.3 mg/ℓ	3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	△ ●	0.1 mg/ℓ	1 mg/ℓ
ジクロロメタン	●	0.2 mg/ℓ	2 mg/ℓ
四塩化炭素	●	0.02 mg/ℓ	0.2 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	●	0.04 mg/ℓ	0.4 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	●	0.2 mg/ℓ	2 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	●	0.4 mg/ℓ	4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	●	3 mg/ℓ	30 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	●	0.06 mg/ℓ	0.6 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	●	0.02 mg/ℓ	0.2 mg/ℓ
チウラム		0.06 mg/ℓ	0.6 mg/ℓ
シマジン		0.03 mg/ℓ	0.3 mg/ℓ
チオベンカルブ		0.2 mg/ℓ	2 mg/ℓ
ベンゼン	●	0.1 mg/ℓ	1 mg/ℓ
セレン又はその化合物	○	0.3 mg/ℓ	1 mg/ℓ
◆ PCB処理物に係る判定基準			
廃棄物の種類		溶出試験	含有試験
廃油		——	0.5 mg/kg
廃酸、廃アルカリ		——	0.03 mg/ℓ
廃プラスチック類、金属くず		(PCBが付着又は封入していないもの)	
陶磁器くず		(PCBが付着していないもの)	
上記以外のもの		0.003 mg/ℓ	——

- 鉱さい、燃え殻、ばいじん、及びそれらを処分するために処理したものに適用される基準
- △ 指定下水汚泥等、及びそれらを処分するために処理したものに適用される基準
- 特定有害産業廃棄物である廃油（廃溶剤）を処分するために処理したものに適用される基準

【表3 産業廃棄物処理施設の種類】

【施行令第7条】

処理施設の種類		対象規模	備考	
中 間 処 理	1 汚泥の脱水施設	処理能力 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの		
	2 汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの	
		天日乾燥	処理能力 100m <sup>3</sup> /日 を超えるもの	
	3 汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 5m <sup>3</sup> /日 を超えるもの (2) 処理能力 200kg/時間 以上のもの (3) 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物である汚泥を除く	
	4 廃油の油水分離施設	処理能力 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く	
	5 廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 1m <sup>3</sup> /日 を超えるもの (2) 処理能力 200kg/時間 以上のもの (3) 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの		
	6 廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力 50m <sup>3</sup> /日 を超えるもの	中和槽を有するものであること 放流を目的とするものを除く	
	7 廃プラスチック類の破砕施設	処理能力 5t/日 を超えるもの		
	8 廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 100kg/日 を超えるもの (2) 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く	
	8の2 木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力 5t/日 を超えるもの	事業者が設置する移動式のものを除く	
	9 政令別表第三の三に掲げる物質*又は*付類を含む汚泥のコンクリート固化施設	全 て の も の	※欄外注参照	
	10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全 て の も の		
	11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全 て の も の		
	11の2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全 て の も の		
12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全 て の も の			
12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全 て の も の			
13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全 て の も の			
13の2 産業廃棄物の焼却施設（上記3、5、8、12に掲げるものを除く）	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 200kg/時間 以上のもの (2) 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの			
最終処分	14 最終処分場	イ. 遮断型最終処分場	全 て の も の	政令第6条第1項第3号(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号(1)から(6)までに掲げる特定有害産業廃棄物
		ロ. 安定型最終処分場	水面埋立地を除く全てのもの	政令第6条第1項第3号(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物
		ハ. 管理型最終処分場	全 て の も の	イ、ロ以外の産業廃棄物

(※注) 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チオム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、有機塩素化合物(PCB等を除く)、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、ベリリウム又はその化合物、カドミウム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、フェノール類

## 2. 産業廃棄物処理施設を設置（変更）・使用するには（設置（変更）許可～使用前検査）

### 2-1 設置（変更）許可申請

産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）を設置又は変更しようとする者は、工事に着手する前に、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地（変更しようとする産業廃棄物処理施設を設置する地）を管轄する都道府県知事（政令市にあつては、市長。以下同じ。）の許可を受けなければなりません（許可を受けるまでは、工事に着手することはできません）。

[法第15条第1項、法第15条の2の4第1項]

当該許可を受けようとする場合は、『産業廃棄物処理施設設置許可申請書』（様式第18号）又は『産業廃棄物処理施設変更許可申請書』（様式第22号）と必要な書類、図面を都道府県知事に提出して、申請する必要があります。（様式等は【添付-1-1】のとおり。）

許可申請書類には、「周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」を添付する必要があります。許可申請の前に、『生活環境影響調査』の実施が必要です。この調査は、「大阪府廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査技術指針」に従って実施します。（実施要領の概要は【別表4-1】（P.2-6）のとおり。）

[法第15条第2項及び第3項]

なお、申請手続きの流れは、【図1】（P.2-10）のとおりです。

(注1) 平成18年4月現在、大阪府下の政令市は、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市の4市です。

(注2) 処分業の用に供する施設、施設設置事業場と異なる場所で発生した産業廃棄物の自家処理施設については、建築基準法51条ただし書きの許可など、他法令により規制される場合があります。また、市街化調整区域などの用途地域より、立地に関する規制を受ける場合もあります。（P.2-11 参照）

### 生活環境影響調査について

大阪府では、産業廃棄物処理施設を設置（変更）しようとする事業者が、生活環境影響調査を適切に、かつ合理的に実施できるように、次のように指導しています。

#### ① 生活環境影響調査実施計画書の作成

産業廃棄物処理施設の設置計画、地域の概況、生活環境影響要因などから現況調査や影響予測調査の項目、方法等を記載した生活環境影響調査実施計画書を作成します。項目の選定は、旧厚生省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示された標準的な項目を参考に、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して決定します。

#### ② 生活環境影響調査実施計画書の審査

生活環境影響調査の着手前に、上記実施計画書の審査を行い、その結果を文書でお知らせします。（焼却施設、PCB 関連施設、最終処分場の場合は、専門的な知識を有する者からの意見も聴取します。）

#### ③ 生活環境影響調査の実施

上記実施計画書の審査終了後に、生活環境影響調査（現況調査、影響の予測・評価）を実施します。

#### ④ 生活環境影響調査書（案）の作成

生活環境影響調査結果を記載した書類「生活環境影響調査書」の案を作成します。当該案についても事前審査を行います。事前審査において許可申請を行って支障ない旨が確認された調査書を、許可申請書に添付してください。

## 2-2 許可の基準、審査手続き

### (1) 許可の基準

産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可を受けるには、次の(1)～(4)のいずれにも適合していることが必要です。 [法第15条の2第1項]

#### <許可の基準>

- (1) 『設置（変更）に関する計画』が技術上の基準（構造基準）【表5-2及び3】（P.3-6～23、P.3-31～33）に適合していること。
- (2) 『設置（変更）に関する計画』及び『維持管理に関する計画』が、周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。  
 ※ 周辺の施設とは、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設で、例えば、病院、保育所、幼稚園、学校などが考えられます。
- (3) 申請者の知識及び技能、経理的基礎が当該施設の設置（変更）及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること。
  - a 知識・技能要件については、講習会を受講すること等により知識・能力を有する者が技術管理者（法第21条第1項）として管理監督責任者に就任し、施設の維持管理が適切に管理監督できる体制が構築できるかどうかを審査します。（P.6-1）
  - b 経理的基礎については、事業者の経理状況が健全で、かつ、施設設置と当面の維持管理に必要な資金が確保されているかどうかを審査します。【表4-2】（P.2-7～8）
- (4) 申請者が次格要件（法第14条第5項第2号イからへまで）【表4-3】（P.2-9）のいずれにも該当しないこと。

【講習会申込先】 財団法人 日本環境衛生センター 廃棄物処理施設技術管理者講習

<http://www.jesc.or.jp/>

TEL 044 (288) 4919

【施行規則第17条に定める技術管理者の資格】

	学 歴 な ど	廃棄物の処理に関する 技術上の実務経験年数
ア	技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）	不 要
イ	技術士法第2条第1項に規定する技術士（上欄に該当する者を除く。）	合格後1年以上
ウ	2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	不 要
エ	大学 <sup>※1</sup> の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては土木工学）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した者	卒業後2年以上
ケ	高等学校若しくは中等教育学校 <sup>※2</sup> において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した者	卒業後7年以上
コ	上記以外の者	10年以上
サ	ア～コまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者	不 要

※ 申請においては、上記の講習会等を受講し試験に合格した者、または上記の資格を有する者が、施設稼働時には施設を設置する事業場に常駐し、役員または当該施設を用いた処理事業を管理監督する役職（工場長、管理担当課長等）に就任させる体制を構築することを明記してください。なお、大阪府では、技術管理者は上記の講習を受講して各種技術管理士の資格を取得するよう指導しています。（P.6-1参照）

（注）施設の設置（変更）許可の手続きについては、生活環境影響調査、施設設置者が上記(4)に該当しないことについての道府県警察本部長及び市町村などの関係行政機関へ照会〔法第23条の3及び法第23条の5〕の事務に時間を要することなどから、十分前もってご相談ください。

## (2) 大気環境基準の確保

当該産業廃棄物処理施設の設置（変更）によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難と認められるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置（変更）が許可されない場合があります。〔法第15条の2第2項〕

※ この要件に係る産業廃棄物処理施設とは焼却・溶融施設（【表3】(P.1-5)の3,5,8,11の2,12,13の2）を指し、大気環境基準とはダイオキシン類について環境大臣が定める基準（年間平均値：0.6pg-TEQ/Nm<sup>3</sup>）を指します。

## (3) 許可上の条件（条件付き許可）

当該産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可において、生活環境の保全上必要な条件が付けられることがあります。〔法第15条の2第4項〕

## (4) 告示・縦覧

（※ 焼却・溶融施設、PCB関連施設、最終処分場（【表3】(P.1-5)の3,5,8,11の2,12,12の2,13,13の2,14のみ適用）

都道府県知事は、産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設、PCB関連施設又は最終処分場の設置（変更）許可申請があった場合、遅滞なく、次の(1)～(6)までの事項について、告示します。

### ＜告示する内容＞

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物の種類
- (5) 申請年月日
- (6) 縦覧場所

また、申請書及び環境影響調査結果を記載した書類については、告示の日から1ヶ月間公衆の縦覧に供します。〔法第15条第4項〕

## (5) 意見聴取等

（※ 焼却・溶融施設、PCB関連施設、最終処分場（【表3】(P.1-5)の3,5,8,11の2,12,12の2,13,13の2,14のみ適用）

### (ア) 市町村長の意見

焼却施設、PCB関連施設又は最終処分場の設置（変更）許可申請については、都道府県知事は、生活環境の保全上関係がある市町村長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことになります。〔法第15条第5項〕

(イ) 利害関係を有する者の意見

焼却施設、PCB 関連施設又は最終処分場の設置（変更）許可申請において、当該産業廃棄物処理施設の設置（変更）に関し利害関係を有する者は、(4)の縦覧期間満了の日の翌日から2週間を経過する日までに、都道府県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

〔法第15条第6項〕

(ウ) 専門的知識を有する者の意見

焼却施設、PCB 関連施設又は最終処分場の許可をする場合には、都道府県知事は、あらかじめ『設置に関する計画』及び『維持管理に関する計画』が、当該産業廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされているかどうか。』について、次の事項に関して、専門的知識を有する者の意見を聴くことになります。

〔法第15条の2第3項〕

＜意見を聴く事項＞

廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に関する事項

〔施行規則第12条の3〕

(6) 施設設置（変更）許可証

申請した産業廃棄物処理施設の設置（変更）が許可されたときは、都道府県知事より許可証が交付されます。

〔施行規則第12条の5〕

(7) 使用前検査

設置（変更）許可を受けた者は、その施設の竣功後、施設を使用する前に、都道府県知事の検査を受けなければなりません。

〔法第15条の2第5項〕

この検査を受けようとするときは、『産業廃棄物処理施設使用前検査申請書』（様式第19号）と必要な書類を都道府県知事に提出して、申請する必要があります（検査で設置許可申請書に記載した『設置に関する計画』に適合していると認められる（検査適合が通知される）まで施設の使用はできません。）。

〔施行規則第12条の4〕

表4-1 生活環境影響調査実施要領 (概要)

(平成18年2月16日環産産発第060216003号通知より抜粋)

【生活環境影響調査書に記載すべき事項】(規則第11条の2)

- 第1号 下表第2列の欄から、施設の種類、規模、廃棄物の種類・性状、地域特性を勘案して選定
- 第2号 調査項目の現況及び把握方法(調査対象地域を設定して文献・資料調査を行い、現地調査で補完)
- 第3号 影響予測のために把握した自然・社会的条件(下表第3列)の現況及び把握方法(文献・資料調査を現地調査で補完)
- 第4号 調査項目に係る変化の程度、変化の及ぶ範囲、その予測方法(下表第4列)
- 第5号 施設の設置による影響の程度についての分析結果(下表第5列)
- 第6号 施設構造や廃棄物の種類から影響の発生が想定されないとして調査しなかった項目及びその判断理由
- 第7号 その他参考となる事項

調査事項	生活環境影響調査項目 (以下の中から選定することを基本とする)	把握する自然的条件及び社会的条件	標準的な予測手法	分析すべき影響 (原則)
大気質	焼却施設の排ガスについては二酸化硫黄、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素及びばいじん類の濃度その他処理される廃棄物の種類・性状から影響が生じると予測される項目 最終処分場における埋立処分については、粉じん、ばいじん及び粒子状物質の濃度等 廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては二酸化窒素の濃度等	気象(風向、風速、大気安定度等)、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源	プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法	寄与濃度が最大となると予測される地点(※)及びその周辺の人家等を含む地域における影響
水質	施設からの排水についてはBOD・COD、浮遊物質量、窒素又はりん含有量、その他処理される廃棄物の種類・性状から影響が生じると予測される項目	水象(河川の流量、流況等)、水利用及び主要な発生源	数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法	排水の排出口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等の影響
地下水	水質、流れ等			
騒音	処理施設又は廃棄物運搬車両から発生する騒音	土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源	騒音又は振動の距離減衰式を用いて騒音又は振動の大きさを予測する方法	騒音又は振動の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点(※)における影響
振動	処理施設又は廃棄物運搬車両から発生する振動	土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源		
悪臭	煙突等から排出される悪臭又は施設から漏洩する悪臭について、処理する廃棄物の種類・性状から排出が予想される悪臭物質又は臭気指数等	気象、土地利用、人家等及び主要な発生源	煙突等から排出される悪臭については大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法 施設から漏洩する臭気については同種の既存事例からの類推による方法	煙突から排出される悪臭については寄与濃度が最大となると予測される地点(※)及びその周辺の人家等を含む地域における影響 施設から漏洩する悪臭については施設周辺の人家等が存在する地域における影響

(※) 同種の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点

表4-1 生活環境影響調査実施要領（概要）（つづき）

（「大阪府廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査技術指針」より抜粋）

【生活環境影響調査実施計画書の記載事項】	【生活環境影響調査書の記載事項】
①設置者の氏名又は名称、住所、法人代表者氏名 ②産業廃棄物処理施設の設置の場所、種類 ③産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 ④産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量） ⑤産業廃棄物処理施設の稼働等の計画及び環境保全対策 ⑥生活環境影響調査を行う地域の範囲 ⑦選定した生活環境影響調査項目 ⑧生活環境影響調査の方法 ⑨選定しなかった生活環境影響調査項目及びその理由 ⑩その他参考事項 ※ 必要に応じて図面等を添付すること。	①実施計画書の①～⑥ ②生活環境影響調査項目 ③生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法 ④当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法 ⑤当該産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及び範囲並びにその予測の方法 ⑥当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果 ⑦大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由 ⑧生活環境影響調査に関する参考事項

調査事項	評価の指針	
大気	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める排出基準、総量規制基準等の規制基準に適合するものであること。	環境基本法により定められた環境基準の達成状況、並びに大阪府環境総合計画、大阪府地域公害防止計画等大阪府が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成状況など、周辺地域の生活環境に係る実情に配慮がなされていること。
水質	①水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。 ②瀬戸内海環境保全特別措置法第6条第1項第2号に規定する許可基準に適合するものであること。 ③環境基準の類型が指定されていない水域については、現況水質及び水利用の状況等を考慮して適正な配慮がなされていること。	
地下水	（設定作業中）	
騒音	騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。	
振動	振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。	
悪臭	悪臭防止法に定める規制基準に適合するものであること。	大阪府環境総合計画、大阪府地域公害防止計画等大阪府が定める環境に関する計画に定める目標の達成状況など、周辺地域の生活環境に係る実情に配慮がなされていること。

表4-2 経理的基礎の審査基準

※この基準は大阪府における審査基準です。

1. 以前より事業活動を行い確定申告を行ったことがある法人の審査基準とその対応

(1) 審査基準

- ① 廃棄物処理施設を設置するのに必要な資金を確保できること。  
 ・「施設の設置及び維持管理に要する資金及び調達方法」において、  
 (調達資金)  $\geq$  (施設設置に必要な資金の総額) であること。  
 (注)「施設の設置及び維持管理に要する資金及び調達方法」に係る根拠資料を添付のこと。
- ② 新たに必要となる運転・維持管理費を賄える利益が計上できていること。  
 ・「施設の設置及び維持管理に要する資金及び調達方法」において、  
 (3年平均又は直前期の利益)  $\geq$  (施設設置に必要な資金の総額) であること。  
 (注)「施設の設置及び維持管理に要する資金及び調達方法」に係る根拠資料を添付のこと。  
 個人事業者の場合は3年平均又は直前期の利益については、それぞれの額より300万円が減じた利益額とする。
- ③ 債務超過でないこと。  
 [法人の場合]  
 ・直前期の貸借対照表の「資本合計」がマイナスでないこと。  
 [個人の場合]  
 ・「資産等に関する調書」において、(資産)  $\geq$  (負債) であること。

(2) 審査基準の適合状況に応じた対応

	基準適合状況			判 断	備 考
	基準 ①	基準 ②	基準 ③		
ケース1	○	○	○	許 可	
ケース2	○	×	○	不 許 可	但し、金銭債務の支払い不能になっておらず(少なくとも消費税等に滞納がなく)、今後利益が計上でき、5年以内に債務超過が解消できると判断できる場合は許可もありうる。 [追加資料] ① 消費税等に滞納がない旨の証明書(法人:納税証明書その3の3、個人納税証明書その3の2) ② 都道府県税に滞納がない旨の証明書 ③ 中小企業診断士等による診断書 ④ 今後の経営方針 ⑤ 収支計画(5年)
ケース3	○	○	×		
ケース4	○	×	×		
ケース5	×	—	—	不 許 可	基準①が不適合の場合は、他の基準が適合していても不可。

表4-2 経理的基礎の審査基準（つづき）

※この基準は大阪府における審査基準です。

2. 確定申告を行ったことのない事業者

(1) 審査基準

- ① 廃棄物処理施設を設置するのに必要な資金及び新たに必要となる運転・維持管理に必要な資金の2ヶ月分を確保できること。  
 ・「施設の設置及び維持管理に要する資金及び調達方法」において、  
 （調達資金） $\geq$ （施設設置に必要な資金の総額）であること。  
 （注）「施設の設置及び維持管理に要する資金及び調達方法」に係る根拠資料を添付のこと。
- ② 債務超過でないこと。  
 【法人の場合】  
 ・開業時または申請時の試算表において、（資産） $\geq$ （負債）であること。  
 （注）試算表に記載された流動資産、固定資産、流動負債、固定負債等の根拠資料等を添付のこと。
- 【個人の場合】  
 ・「資産等に関する調書」において、（資産） $\geq$ （負債）であること。  
 （注）「資産等に関する調書」にかかる根拠資料等を添付のこと。  
 なお、許可申請者の名義のものに限る。負債についても同様。

(2) 審査基準の適合状況に応じた対応

	基準適合状況		判 断	備 考
	基準①	基準②		
ケース1	○	○	許 可	
ケース2	○	×	許 可 但し、許可要件に適合すること。	許可要件：金銭債務の支払い不能に陥っておらず（少なくとも府税等に滞納がなく）、運転資金がある間に経営が速やかに軌道にのり、今後十分な利益が計上できると判断できること。 [追加資料] ① 都道府県税に滞納がない旨の証明書 ② 中小企業診断士等による診断書 ③ 今後の経営方針
ケース3	×	○	不 許 可	
ケース4	×	×		

(3) 許可申請書添付書類

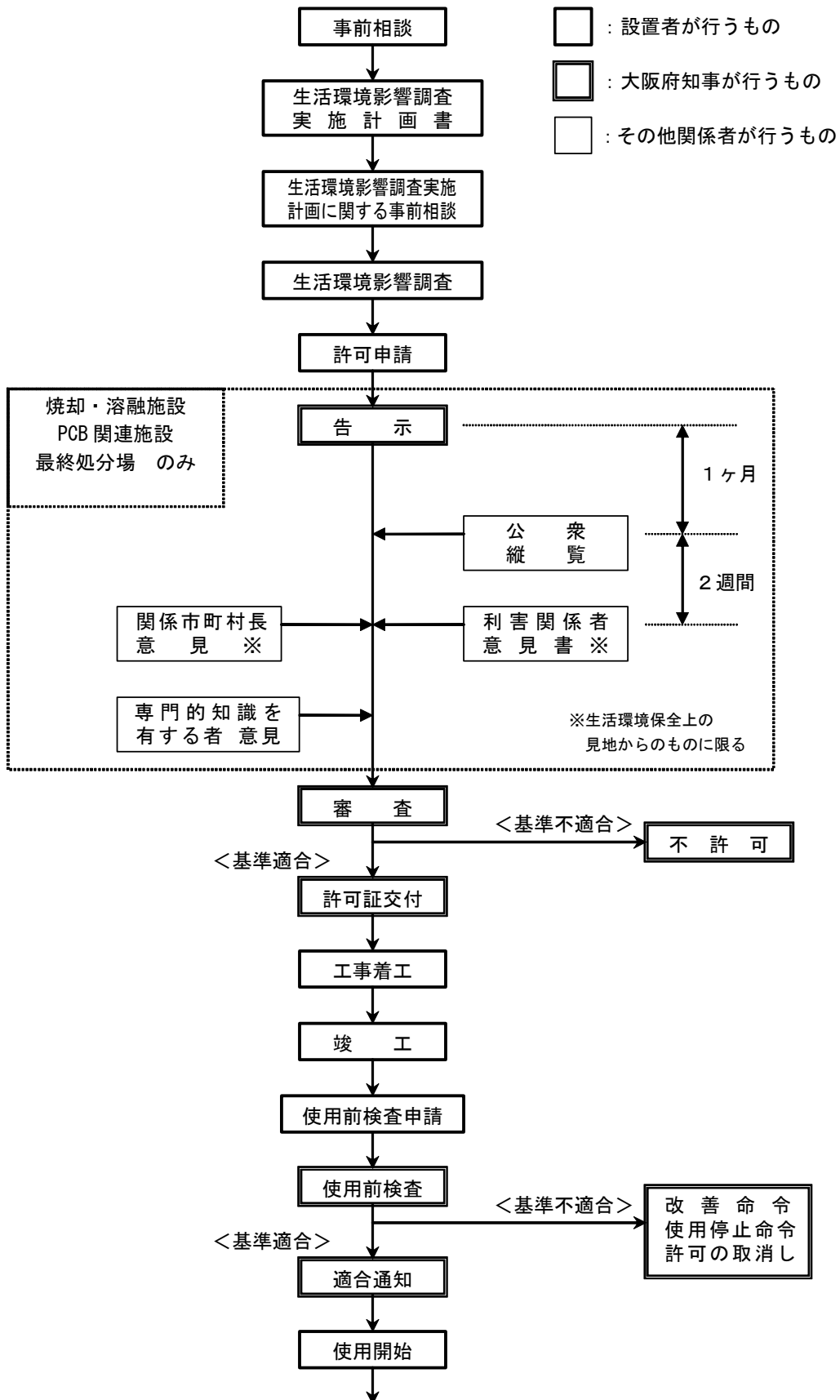
直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、納税証明書が添付できないため、以下の書類が必要。

- (1) 直前3年分の貸借対照表、損益計算書、納税証明書が添付できないこと理由申立書
- (2) 開業時から許可申請直前月までの試算表（流動資産、固定資産、流動負債、固定負債等が書かれたもの）
- (3) 税務署に提出した開業届の写し（受付印があるもの）

表4-3 欠格要件一覧（法第14条第5項第2号イからへ）

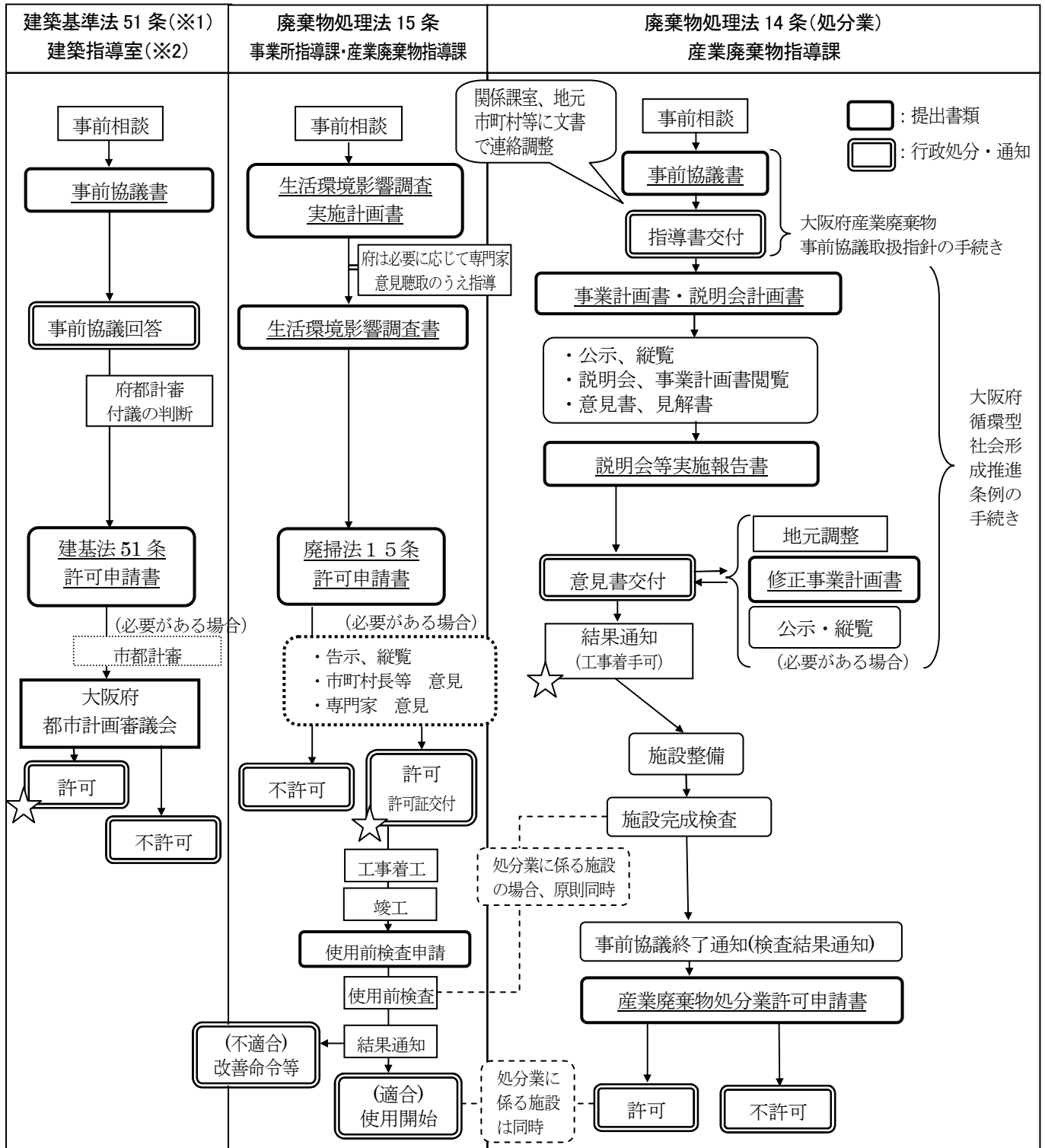
<p>イ 法第7条第5項第4号(イ)から(ト)までのいずれかに該当する者</p> <p>&lt;法第7条第5項第4号&gt;</p> <p>イ. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ. この法律（廃棄物処理法）、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（政令第四条の五 ①大気汚染防止法、②騒音規制法、③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、④水質汚濁防止法、⑤悪臭防止法、⑥振動規制法、⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、⑧ダイオキシン類対策特別措置法、⑨PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条[傷害]、第二百六条[現場助勢]、第二百八条[暴行]、第二百八条の三[凶器準備集合及び結集]、第二百二十二条[脅迫]若しくは第二百四十七条[背任]の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ. 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号にて同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号及び法第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホ. 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号にて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの。</p> <p>ヘ. ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。</p> <p>ト. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者</p>
<p>ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）。</p> <p>ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>

図1 産業廃棄物処理施設設置・使用の流れ



【図3 維持管理の流れ】へ

参考：産業廃棄物処分業許可及び建築基準法第51条ただし書きの許可との手続きの関係



☆：工事着手制限解除を意味するので、原則として同日付けとする。

※1 大阪府が建築基準法を所管する地域においては、市街化調整区域においては、特別な場合を除き、原則として建築基準法第51条ただし書きの許可はできない（「大阪府開発許可制度の運用（通称：緑本）」を参照すること）。建築基準法の特定行政庁の場合も同様の規制を行っていることが多いため、事前相談の段階で確認すること。

※2 建築基準法の特定行政庁の場合は各市の建築部局が担当となる。また、建築基準法第51条ただし書き許可の対象となる場合（特定行政庁の場合も含め）、都市整備部総合計画課にも十分前もって相談すること。

### 3. 産業廃棄物処理施設に関する基準一覧

【基準掲載表一覧】

処理施設の種 類		処理基準	構造基準・ 維持管理基準	廃止の基準		
中 間 処 理	1 汚 泥 の 脱 水 施 設	中間処理又は 再生の基準 (特別管理産業廃 棄物を除く) 表5-1-1  特別管理産業廃棄 物の中間処理又は 再生の基準 表5-1-2  保管の基準 表5-1-3  最大積み上げ高さ の基準 (保管の基準) 表5-1-4	全施設 共通基準 表5 -2 -1			
	2 汚 泥 の 乾 燥 施 設				天日乾燥以外 天日乾燥	表5-2-2 表5-2-3 ① 表5-2-3 ②
	3 汚 泥 の 焼 却 施 設				表5-2-4	
	4 廃 油 の 油 水 分 離 施 設				表5-2-5	
	5 廃 油 の 焼 却 施 設				表5-2-4	
	6 廃酸又は廃アルカリの中和施設				表5-2-6	
	7 廃プラスチック類の破砕施設				表5-2-7	
	8 廃プラスチック類の焼却施設				表5-2-4	
	8の2 木くず又はがれき類 の破砕施設				表5-2-7	
	9 政令別表第三の三に掲げる物質*又は*付物 類を含む汚泥のコンクリート固型化施設				表5-2-8	
	10 水銀又はその化合物を含む 汚泥のばい焼施設				表5-2-9	
	11 汚泥、廃酸又は廃アル カリに含まれるシアン 化合物の分解施設				表5-2-10	
	11の2 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄 物の溶融施設				表5-2-11	
	12 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設				表5-2-4	
12の2 廃 PCB 等又は PCB 処理物 の分解施設	表5-2-12 表5-2-13					
13 PCB 汚染物又は PCB 処理物 の洗浄施設又は分離施設	表5-2-14					
13の2 産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に 掲げるものを除く)	表5-2-4					
最 終 処 分	14 最終処分場	イ.遮断型 最終処分場	(共通) 表5-3-1	構造基準 表5-3-3 維持管理基準 表5-3-4 水質の基準 表5-3-6	廃止の基準 表5-3-5  水質の基準 表5-3-6	
		ロ.安定型 最終処分場	(産業廃棄物の 種類別) 表5-3-2			
		ハ.管理型 最終処分場				

### 3-1 処理基準（中間処理または再生に係るもの）

表5-1-1 中間処理又は再生の基準（特別管理産業廃棄物を除く）

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること
- ② 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること
- ③ 処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること
- ④ 産業廃棄物を焼却する場合には、(1)、(2)を満足するよう焼却すること
  - (1) 次の構造を有する焼却設備を用いること
    - ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること
    - イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
    - ウ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。ただし、廃棄物を1回の投入で燃やし切る方式も可とする。
    - エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
    - オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガス温度を適正に保つことができる廃棄物のみを焼却する場合は、この限りでない。
  - (2) 次の方法により焼却すること（平成9年8月29日厚生省告示178号）
    - ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること
    - イ 煙突の先端から火炎又は黒煙（JISD8004に定める汚染度が25%を超える黒煙）が排出されないように焼却すること
    - ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること

産業廃棄物、一般廃棄物を問わず、④の処理基準に適合しない焼却（野焼き）は法第16条の2違反となり罰則が適用されます。未遂も罰則の適用があります。ただし、災害時等について一部例外があります。

- ⑤ 産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること）を行う場合には、(1)、(2)を満足するよう行うこと。（注：これらに適合しない場合は焼却処分に該当する。）
  - (1) 炭化水素油、又は炭化物を生成する場合にあつては、構造は次のとおりとする。
    - ア 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造であること。
    - イ 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができること。
    - ウ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
    - エ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、残さを直ちに冷却することができるものであること。
    - オ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成した炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。
- ※ A：産業廃棄物の重量、B：回収された炭化水素油重量、C：回収されない炭化水素油重量、D：残さの重量  
条件：  $B \div A \times 100 > 40$  かつ  $C \div A \times 100 < 25$  の場合を除く
- (2) (1)以外の場合にあつては産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
- (3) 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。
  - ア 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
  - イ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
  - ウ 上記(1)オの場合にあつては、排出口から火炎又は日本工業規格 D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。
  - エ 炭化水素油又は炭化物を生成する場合以外は、ア、イの規定の例による。



表5-1-2 特別管理産業廃棄物の中間処理又は再生の基準（抜粋）

<p>① 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること</p> <p>② 表5-1-1の①～⑤及び⑧(1)～(3)（なお書きの部分を除く）の規定を遵守すること</p>	
<p>廃油 (引火性のもの)</p>	<p>廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、次のいずれかの方法によること</p> <p>① 焼却設備を用いて十分に焼却する方法</p> <p>② 蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとする方法</p>
<p>廃酸 (pH 2.0 以下)</p> <p>廃アルカリ (pH12.5 以上)</p>	<p>これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、次のいずれかの方法によること</p> <p>① 中和設備を用いて十分に中和する方法</p> <p>② 焼却設備を用いて十分に焼却する方法</p> <p>③ イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても pH を 2.0 より大きく 12.5 より小さくすることができる方法</p>
<p>感染性 廃棄物</p>	<p>感染性を失わせる方法として、次のいずれかの方法によること</p> <p>① 焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>② 熔融設備を用いて熔融する方法</p> <p>③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法 ただし、次に掲げる施設以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講ずること</p> <p>(1) 病院                      (2) 診療所</p> <p>(3) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定する衛生検査所</p> <p>(4) 老人保健法に規定する老人保健施設</p> <p>(5) 助産所                      (6) 獣医療法に規定する診療施設</p> <p>(7) 国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る）</p> <p>(8) 大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る）</p> <p>(9) 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（上記(7),(8)を除く）（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る）</p> <p>④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法 ただし、③の(1)～(9)に掲げる施設以外においては、さらに破砕する等消毒したことが明らかとなるような措置を講じたものであること</p> <p>⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症法及び感染症法施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法</p> <p>※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 16 年 3 月環境省）参照 <a href="http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=5741&amp;hou_id=4791">http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=5741&amp;hou_id=4791</a></p>
<p>廃石綿等</p>	<p>廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、熔融設備を用いて十分に熔融する方法により行うこと。</p> <p>※「廃石綿等処理マニュアル」（平成 17 年 8 月環境省）参照 <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html</a></p>

表5-1-2 特別管理産業廃棄物の中間処理又は再生の基準（つづき）

廃 PCB 等 (廃 PCB 及び PCB を 含む廃油)	① 焼却することにより処分すること ② PCB を分解する方法として、次のいずれかの方法によること (1) 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応により PCB を分解する方法 (2) 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応により PCB を分解する方法 (3) 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応により PCB を分解する方法 (4) 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応により PCB を分解する方法 (5) プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応により PCB を分解する方法						
	① 焼却することにより処分すること ② PCB を除去若しくは分解する方法として、下表の左欄であるものについて、右欄に掲げるいずれかの方法によること						
PCB 汚染物  PCB 処理物		PCB 汚染物		PCB 処理物			
		汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるもの	廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くずであるもの	廃油、廃酸又は廃アルカリであるもの	汚泥、紙くず又は繊維くずであるもの	廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くずであるもの	左記以外のもの
	(1) 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応により PCB を分解する方法	○	○	○	○	○	○
	(2) 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応により PCB を分解する方法	○	○	○	○	○	○
	(3) 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応により PCB を分解する方法	○	○				
	(4) 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応により PCB を分解する方法	○	○				
	(5) 洗浄設備を用いて溶剤により PCB 汚染物を洗浄し、PCB を除去する方法	○			○		
	(6) 洗浄設備を用いて PCB 汚染物を洗浄し、PCB を除去する方法		○			○	
	(7) 分離設備を用いて PCB を除去する方法	○	○		○	○	
	(8) 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応により PCB を分解する方法			○			
	(9) 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応により PCB を分解する方法			○			
	(10) 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応により PCB を分解する方法			○			
(11) プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応により PCB を分解する方法			○				

※ 「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂 環境省）参照

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html>

※その他、環境省サイト「PCB 廃棄物処理」参照のこと

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

表5-1-3 保管の基準

- 1 保管場所は、次の要件を満たすこと
- イ 周囲に囲いが設けられていること  
(廃棄物の負荷が直接かかる場合は、構造耐力上(廃棄物の荷重、風圧力、地震力等)安全であること)
  - ロ 見やすい箇所に次の要件を備えた  
掲示板が設けられていること
    - (1) 60 cm×60 cm以上であること
    - (2) 次の事項を表示していること
      - (イ) 廃棄物の保管場所である旨
      - (ロ) 保管する廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨)
      - (ハ) 保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先(管理担当部署名、電話番号)
      - (ニ) 最大積み上げ高さ  
(屋外において容器を用いずに保管する場合に限る)



- 2 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のために、次の措置を講ずること
- イ 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、かつ底面を不浸透性の材料で覆うこと
  - ロ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、表5-1-4の最大積み上げ高さを超えないこと
  - ハ その他必要な措置
- 3 保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

**【以下の規定は、特別管理産業廃棄物のみ適用】**

- 4 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。
- 5 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること

種 類	措置の内容
● 廃 油 ● PCB汚染物 ● PCB処理物	容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置
● 廃 酸 ● 廃アルカリ	容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置
● PCB汚染物 ● PCB処理物	腐食防止のために必要な措置
● 廃石綿等	梱包すること等、廃石綿等の飛散防止のために必要な措置
● 腐敗するおそれのあるもの	容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置
● 感染性廃棄物	保管は極力短期間とし、保管場所には関係者以外立ち入れないよう配慮するとともに取扱注意の表示を行うこと。運搬容器には、バイオハザードマークなどの表示を付けること 注射針、メス等の鋭利なものは耐貫通性のある密閉容器に入れること ※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成16年3月環境省) 参照 環境省ホームページ <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4791">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4791</a>

表 5-1-4 最大積み上げ高さの基準

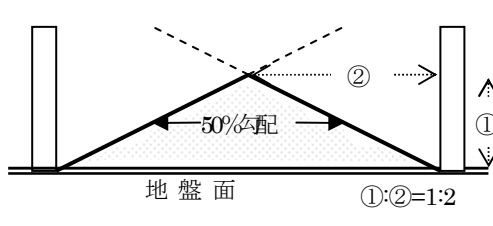
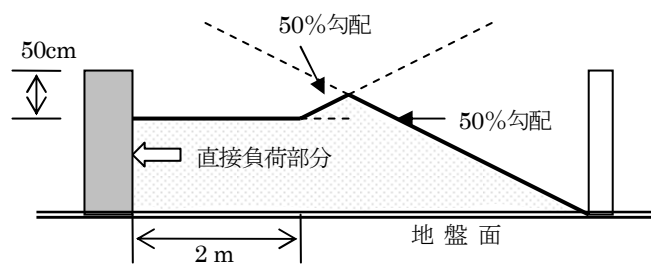
屋外で容器を用いずに廃棄物を保管する場合は、下図 〓 線の高さを超えて廃棄物を積み上げないこと。

凡例

〓 : 高さの基準

〓 : 廃棄物の積み上げ状態

〓 ← 構造耐力上安全な囲い

<p>(1)両方が廃棄物に接していない囲いの場合</p> 	<p>(2)片方が直接負荷部分の囲いで、片方が廃棄物に接していない囲いの場合</p> 
--	---

### 3-2 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）に係る技術上の基準

表 5-2-1 全施設共通基準（施行令第7条に規定される全施設（最終処分場を除く））

構造基準（施行規則第12条）	維持管理基準（施行規則第12条の6）
<p>I 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>II 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>III 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>IV 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。</p> <p>V 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</p> <p>VI 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。</p>	<p>i 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p> <p>ii 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>iii 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>iv 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>v 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>vi 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>vii 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>viii 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>ix 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p>

表5-2-2 汚泥の脱水施設の個別基準（施行令第7条第1号施設）

構造基準（施行規則第12条の2第2項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第2項）
A 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	a 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的ころ布又は脱水機の洗浄を行うこと。 b 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

表5-2-3 汚泥の乾燥施設（2方式）の個別基準（施行令第7条第2号施設）

①天日乾燥以外の乾燥施設	
構造基準（施行規則第12条の2第3項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第3項）
A 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	a 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。 b 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的こぼい煙に関する検査を行うこと。
②天日乾燥の乾燥施設	
構造基準（施行規則第12条の2第4項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第4項）
A 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。 B 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。	a 定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

表5-2-4 焼却施設（2方式）の個別基準

（施行令第7条 第3号、第5号、第8号、第12号、第13号の2、の施設）

①ガス化改質方式以外の焼却施設		※経過措置については【別表1】
構造基準（施行規則第12条の2第5項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第5項）	
A 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、『ガス化燃焼方式の焼却施設』及び『処理能力が2t/時間未満の焼却施設』を除く。 B 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 (1) 外気と遮断されたものであること。 (2) 燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上（第12号施設（廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設）は1,100℃以上）にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (3) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限り）が設けられていること。 C 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 D 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合は除く。	a ピット・クレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。 b 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、『ガス化燃焼方式の焼却施設』及び『処理能力が2t/時間未満の焼却施設』を除く。 c 焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合は除く。 d 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 e 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。 f 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 g 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合は除く。 h 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（gのただし書の場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	

表5-2-4 焼却施設の個別基準（つづき）

焼却施設〔①ガス化改質方式以外〕の個別基準のつづき	
構造基準（施行規則第12条の2第5項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第5項）
<p>E 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（『D』のただし書の場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>F 次の要件を備えた排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>(1) 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。</p> <p>(2) ばいじんを除去する高度の機能を有するものであること。</p> <p>G 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>H ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。</p> <p>I 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p> <p>(2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。</p> <p>(ロ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) 焼成炉中の温度が1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>(ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p> <p>J 燃焼ガスの温度が800℃以上（第12号施設（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設）は1,100℃以上）の状態で産業廃棄物を焼却することができる燃焼室が設けられていること。</p>	<p>i 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>j 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように廃棄物を焼却すること。ただし、環境大臣が定める焼却施設であって、排ガス中のダイオキシン類濃度を、3ヶ月に1回以上測定し、かつ記録するものにあつては、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>【環境大臣が定める焼却施設】</b></p> <p>① セメント製造用焼成炉（ブリーカー付きロータリーキルンに限る）</p> <p>② 非鉄金属製錬用の焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉含む）及び転炉</p> <p>③ 液中燃焼方式の噴霧燃焼炉</p> <p>④ 専ら製鋼用写泥を焼却するロータリーキルン（当該施設の焼却灰を鉄鋼業を主たる事業とする事業者が高炉、転炉又は電気炉の製鉄用保温剤として使用する場合に限り）</p> </div> <p>k 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>l 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が【別表2】に掲げる燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。</p> <p>m 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>n 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>o 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>p ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、Hのただし書の場合を除く。</p> <p>q ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>r ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>s ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>t 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>u 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上（第12号施設（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設）は1,100℃以上）に保つこと。</p>

表5-2-4 焼却施設の個別基準（つづき）

焼却施設〔①ガス化改質方式以外〕の個別基準のつづき	
構造基準（施行規則第12条の2第5項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第5項）
<p>K（経過措置は別表1参照）燃焼ガスが、800℃以上（第12号施設（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設）は1,100℃以上）の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できる燃焼室が設けられていること。</p> <p>L &lt;第5号（廃油の焼却施設）、第12号（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設）（廃PCB等又はPCB処理物に限る）施設のみ&gt;事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>	<p>v &lt;第12号施設（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設）のみ&gt;燃え殻を環境省令（S48.2.17総理府令第5号）で定める基準（PCBの溶出試験結果が0.003mg/l以下）に適合させること。</p> <p>w &lt;第5号（廃油の焼却施設）、第12号（廃PCB等又はPCB処理物に限る）施設のみ&gt;廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、Lの規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的な点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>
②ガス化改質方式の焼却施設	
構造基準（施行規則第12条の2第6項第1号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第6項第1号）
<p>A ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。</p> <p>B 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p> <p>(2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。</p> <p>(ロ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) 焼成炉中の温度が1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>(ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p> <p>C 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。</p> <p>(1) ガス化設備内を廃棄物のガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>(2) 外気と遮断されたものであること。</p>	<p>a ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、Aのただし書の場合を除く。</p> <p>b ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>c ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>d ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>e 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>f 投入する廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。</p> <p>g ガス化設備内を廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。</p> <p>h 改質設備中のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。</p> <p>i 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>j 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>k 除去設備に流入する改質ガスの温度（Fのただし書の場合にあつては除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>l 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>m 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法（H12.1.14厚生省告示第7号、H12.9.29厚生省告示第335号）により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下となるように廃棄物のガス化及びガスの改質を行うこと。</p>

表5-2-4 焼却施設の個別基準（つづき）

焼却施設〔②ガス化改質方式〕の個別基準のつづき	
構造基準（施行規則第12条の2第6項第1号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第6項）
<p>D 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。</p> <p>(1) 廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(2) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(3) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>E 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>F 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。</p> <p>G 除去設備に流入する改質ガスの温度〔F〕のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>H 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。</p>	<p>n 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
<p>③電気炉等を用いた焼却施設                      （製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次精錬の用に供する転炉若しくは溶解炉、亜鉛の第一次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設）</p>	
構造基準（施行規則第12条の2第6項第2号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第6項）
<p>A 次の要件を備えた排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>(1) 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。</p> <p>(2) ばいじんを除去する高度の機能を有するものであること。</p> <p>B 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。</p> <p>(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。</p> <p>(2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。</p> <p>(ロ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p>	<p>a 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が【別表2】に掲げる燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。</p> <p>b 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>c 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>d ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>e ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>f ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>g 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>

表5-2-4 焼却施設の個別基準（つづき）

焼却施設（③電気炉等を用いた焼却施設）の個別基準のつづき	
構造基準（施行規則第12条の2第6項第2号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第6項）
<p>B (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。</p> <p>(イ) 焼成炉中の温度が1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。</p> <p>(ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。</p> <p>(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。</p> <p>C 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあっては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては焼鉱とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。</p> <p>D 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。</p> <p>E 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。</p> <p>F 集じん器に流入するガスの温度（Gのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>G 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>h 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。</p> <p>i 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>j 集じん器内に流入するガスの温度（mのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>k 排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>l 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3カ月に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を3カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>m 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p>

表5-2-4別表1 焼却施設〔ガス化改質方式以外〕の基準に係る経過措置

		適用されない基準
既存焼却施設	構造基準	K（燃焼ガスが、800℃以上（第12号施設（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設）は1,100℃以上）の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できる燃焼室が設けられていること。）
	維持管理基準	—
特定焼却施設	構造基準	K
	維持管理基準	—
<p>&lt;備考1&gt; ・既存（産業廃棄物）焼却施設：平成9年11月30日に許可を受けていた施設又は許可を申請していた施設</p> <p>・特定（産業廃棄物）焼却施設：平成9年12月1日の対象規模要件の拡大により、許可施設とみなされた焼却施設</p>		

表5-2-4別表2

焼却施設〔ガス化改質方式以外〕に係る維持管理基準におけるダイオキシン類濃度の基準

燃焼室の処理能力	既存焼却施設・特定焼却施設	新設焼却施設
4t/時間以上	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
2t/時間以上 4t/時間未満	5 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
2t/時間未満	10 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	5 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>

<備考1> この表のダイオキシン類の濃度は、環境大臣の定める方法（H12.1.14 厚生省告示第7号）により算出されたものとする。  
 <備考2> ・既存（産業廃棄物）焼却施設：平成9年11月30日に許可を受けていた施設又は許可を申請していた施設  
 ・特定（産業廃棄物）焼却施設：平成9年12月1日の対象規模要件の拡大により、許可施設とみなされた焼却施設  
 ・新設（産業廃棄物）焼却施設：平成9年12月1日以降に申請を行って設置許可を受けた施設  
 <備考3> 既存焼却施設及び特定焼却施設であっても、平成9年12月1日以降に燃焼室について許可を要する変更を行った場合は、新設焼却施設の基準が適用される。

表5-2-5 廃油の油水分離施設の個別基準（施行令第7条第4号施設）

構造基準（施行規則第12条の2第7項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第7項）
A 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。 B 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	a 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、Aの規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 b 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

表5-2-6 廃酸又は廃アルカリの中和施設の個別基準（施行令第7条第6号施設）

構造基準（施行規則第12条の2第8項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第8項）
A 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。 B 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。	a 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 b 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。 c 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

表5-2-7 破碎施設の個別基準（施行令第7条 第7号、第8号の2、の施設）

構造基準（施行規則第12条の2第9項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第9項）
A 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。 B 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、次によること。 (1) 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。 (2) 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。	a 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 b 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。 (1) 成形設備にあつては、次によること。 (イ) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。 (ロ) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。 (ハ) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。 (ニ) (ハ)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

表5-2-7 破砕施設の個別基準（つづき）

構造基準（施行規則第12条の2第9項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第9項）
<p>B (3) 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。</p> <p>(ロ) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>(ハ) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p>	<p>b (2) 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。</p> <p>(ロ) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>(ハ) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p> <p>(ニ) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合は、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(ホ) (ロ)及び(ハ)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>
	<p>(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合は、次によること。</p> <p>(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。</p> <p>(ロ) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合は、(3)の規定の例による。</p> <p>(5) 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状が(4)の規定によりその例によるものとされた(3)(イ)又は(ロ)の基準に適合しない場合は、必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>
<p>(4) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合は、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 常時換気することができる構造であること。</p> <p>(ロ) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。</p>	<p>(7) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合は、次によること。</p> <p>(イ) 保管設備内を常時換気すること。</p> <p>(ロ) 保管期間がおおむね7日間を超える場合は、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。</p>

表5-2-7 破砕施設の個別基準（つづき）

構造基準（施行規則第12条の2第9項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第9項）
<p>B</p>	<p>b (8) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次によること。</p> <p>(イ) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(ロ) 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(ハ) (ロ)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>
<p>(5) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（(7)に掲げる場合を除く。）にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(ロ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	<p>(9) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（b(11)に掲げる場合を除く。）にあっては、次によること。</p> <p>(イ) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(ロ) (イ)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>
<p>(6) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の処理能力の7日分を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p> <p>(ロ) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。</p>	<p>(10) 圧縮固化した廃プラスチック類をB(6)の規定による保管設備に保管する場合にあっては、b(7)(ロ)の規定にかかわらず、次によること。</p> <p>(イ) 保管設備内を定期的に清掃すること。</p> <p>(ロ) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(ハ) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。</p> <p>(ニ) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。</p> <p>(ホ) (ハ)及び(ニ)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>

表5-2-7 破砕施設の個別基準（つづき）

構造基準（施行規則第12条の2第9項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第9項）
<p>B (7) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所で保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の処理能力の7日分を超えるときは、(4)の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(ロ) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>(ハ) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(ニ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	<p>b (11) 圧縮固化した廃プラスチック類をB(7)の規定による保管設備に保管する場合にあつては、(7)の規定にかかわらず、次によること。</p> <p>(イ) 保管設備内を定期的に清掃すること。</p> <p>(ロ) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(ハ) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>(ニ) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(ホ) (ニ)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p> <p>(12) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>(13) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破砕施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>

表5-2-8 政令別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む

汚泥のコンクリート固型化施設の個別基準（施行令第7条第9号施設）

構造基準（施行規則第12条の2第10項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第10項）
<p>A 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>B 汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていること。</p>	<p>a 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること</p> <p>b 汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。</p>

表5-2-9 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設の個別基準（施行令第7条第10号施設）

構造基準（施行規則第12条の2第11項）	維持管理基準（施行規則第12条の7第11項）
A 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	a 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
B 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	b 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい焼に関する検査を行うこと。
C 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。 (1) ばい焼温度がおおむね600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。 (2) ばい焼温度を速やかに600℃以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。	c 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 d ばい焼室の温度をおおむね600℃以上にした後、汚泥を投入すること。
D ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。	e ばい焼に当たっては、ばい焼温度を600℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。 f ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること

表5-2-10 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設（2方式）の個別基準

（施行令第7条第11号施設）

①高温熱分解方式の分解施設	
構造基準（施行規則第12条の2第12項第1号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第12項第1号）
A 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	a 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
B 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	b 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい焼に関する検査を行うこと。
C 次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。 (1) 分解室の出口における炉温がおおむね900℃以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。 (2) 分解室の出口における炉温を速やかに900℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (3) 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。	c 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 d 分解室の出口における炉温をおおむね900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。 e 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を900℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
②酸化分解方式の分解施設	
構造基準（施行規則第12条の2第12項第2号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第12項第2号）
A 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	a 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
B 廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びにこの廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。	b 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 c シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。 d 酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。

表5-2-1 1 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の溶融施設の個別基準

(施行令第7条第11号の2施設)

構造基準 (施行規則第12条の2第13項第1号)	維持管理基準 (施行規則第12条の7第13項第1号)
<p>A 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りではない。</p> <p>B 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。</p> <p>(1) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を1500℃以上の状態で溶融することができるものであること。</p> <p>(2) (1)の温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。</p> <p>(3) 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。</p> <p>C 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>D 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。</p> <p>E 溶融処理に伴い生ずる物(ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。)の流動状態が確認できる設備が設けられていること。</p> <p>F 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。</p> <p>(1) 投入する廃棄物に破碎に適さないものがふくまれていることを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器(粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。)及び散水装置その他必要な設備がもうけられていること。</p>	<p>a 廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。</p> <p>b 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに1500℃以上とし、これを保つこと。</p> <p>c 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。</p> <p>d 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし溶融炉内の温度を直接的に測定できる装置を用いて、連続的に測定し、記録する場合は、この限りではない。</p> <p>e 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、その結果を記録すること。</p> <p>f 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6カ月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。</p> <p>g 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>h 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>i 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。</p> <p>j 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消化設備を備えること。</p> <p>k 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次によること。</p> <p>(1) 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。</p> <p>(2) 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。</p>

表5-2-12 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（5方式）の個別基準（施行令第7条第12号の2施設）

廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（PCB汚染物の分解施設を除く）の共通基準	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第1,2号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第1号）
<p>A 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>B 処理しようとする廃PCB等又はPCB処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p>	<p>a 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、Aの規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的な点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>
①脱塩素化分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設を除く）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第3号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第2号）
<p>A 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>B 廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。</p>	<p>a 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>廃PCB等又はPCB処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。</p> <p>b 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>c 廃PCB等又はPCB処理物の処理により生じた廃油中のPCB含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
②水熱酸化分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設を除く）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第4号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第3号）
<p>A 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>(2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>(3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>B 廃PCB等又はPCB処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。</p> <p>C 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分解する設備が設けられていること。</p>	<p>a 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。</p> <p>b 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>c 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>d 気液を分離した後の液体中に含まれるPCBの量が0.03mg/l以下になるように処理すること。</p> <p>e 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
③還元熱化学分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設を除く）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第5号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第4号）
<p>A 外気と遮断された状態で、廃PCB等又はPCB処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。</p>	<p>a 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>b 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p>

表5-2-12 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設の個別基準（つづき）

廃PCB等又はPCB処理物の分解施設〔③還元熱化学分解方式の個別基準〕のつづき	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第5号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第4号）
<p>B 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 廃PCB等又はPCB処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給設備が設けられていること。</p> <p>(5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>C 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。</p> <p>(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>D 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>E 粒子状の物質を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る）が設けられていること。</p>	<p>c 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>d 除去設備内にたい積した粒子状の物質を除去すること。</p> <p>e 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>f 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>g 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法（H12.1.14厚生省告示第7号）により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下となるように処理すること。</p> <p>h 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>i 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>j 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>k 廃PCB等又はPCB処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>l 火災の発生を防止するとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>
④光分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設を除く）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第6号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第5号）
<p>A 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。</p> <p>(3) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>B 廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。</p>	<p>a 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>b 光化学反応の進行に必要な照射量を保つこと。</p> <p>c 照射される光の強度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>d 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>e 反応終了後の混合物の処理（生物分解及び脱塩素化分解に限る）については、次によること。ただし、反応終了後の混合物をPCB処理物として処理する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 反応の進行に必要な温度及び当該処理に使用する生物の量又は薬剤の濃度を保つこと。</p> <p>(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(3) 処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>

表5-2-12 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設の個別基準（つづき）

廃PCB等又はPCB処理物の分解施設〔④光分解方式の個別基準〕のつづき	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第6号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第5号）
<p>C 次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物をPCB処理物として処理する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 当該処理設備が生物分解設備の場合にあつては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。</p>	<p>f 処理により生じた廃油中のPCB含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
⑤プラズマ分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設を除く）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第7号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第6号）
<p>A 外気と遮断された状態で、廃PCB等又はPCB処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。</p> <p>B 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>(2) 廃PCB等又はPCB処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(4) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(5) プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。</p> <p>(6) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。</p> <p>(7) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤としても散られるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(8) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	<p>a 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を調節すること。</p> <p>b 反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。dにおいて同じ。）に達した後、廃PCB等又はPCB処理物を投入し、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>c プラズマ状態を維持するために必要となるガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。</p> <p>d プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>e 除去設備にたい積した粒子状の物質を除去すること。</p> <p>f 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>g 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>h 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法（H12.1.14厚生省告示第7号）により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下となるように処理すること。</p> <p>i 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>j 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>

表5-2-12 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設の個別基準（つづき）

廃PCB等又はPCB処理物の分解施設〔⑤プラズマ分解方式の分解施設の個別基準〕のつづき	
構造基準（施行規則第12条の2第14項第7号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第14項第6号）
<p>C 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。</p> <p>(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ記録するための装置が設けられていること。</p> <p>D 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>E 粒子状の物質を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>k 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>l 廃PCB等又はPCB処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>m 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>

表5-2-13 PCB汚染物の分解施設（4方式）の個別基準（施行令第7条第12号の施設）

PCB汚染物の分解施設の共通基準	
構造基準（施行規則第12条の2第15項第1,2号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第15項第1号）
<p>A 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>B 処理しようとするPCB汚染物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p>	<p>a 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、Aの規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的な点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>
①水熱酸化分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設に限る）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第15項第3号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第15項第2号）
<p>A 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <p>(1) PCB汚染物を破砕することができるものであること。</p> <p>(2) PCB汚染物及び酸化剤等の供給量を調整することができるものであること。</p> <p>B 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>(2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>(3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>C 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。</p>	<p>a 反応器に投入するPCB汚染物を必要に応じて破砕すること。</p> <p>b PCB汚染物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。</p> <p>c 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>d 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>e 気液を分離した後の液体中に含まれるPCBの量が0.03mg/l以下になるように処理すること。</p> <p>f 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>

表5-2-13 PCB汚染物の分解施設の個別基準（つづき）

②還元熱化学分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設に限る）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第15項第4号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第15項第3号）
<p>A 供給設備は、PCB汚染物を破碎することができるものであること。</p> <p>B 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) PCBの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。</p> <p>(5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>C 次の要件を備えた除去装置が設けられていること。</p> <p>(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>E 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>F 粒子状の物質を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>a 反応設備に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。</p> <p>b PCB汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>c 反応中は、PCBの分解に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>d 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>e 除去設備内にたい積した粒子状の物質を除去すること。</p> <p>f 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>g 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>h 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法（H12.1.14厚生省告示第7号）により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下となるように処理すること。</p> <p>i 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>j 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>k 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>l PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>m 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>
③機械化学分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設に限る）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第15項第5号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第15項第4号）
<p>A 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <p>(1) PCB汚染物を破碎することができるものであること。</p> <p>(2) PCB汚染物の供給量を調節することができるものであること。</p> <p>B 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>(2) PCBの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>a 反応器に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。</p> <p>b PCB汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。</p> <p>c 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>d 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>e 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>f 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>g 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>

表5-2-13 PCB汚染物の分解施設の個別基準（つづき）

PCB汚染物の分解施設〔③機械化学分解方式の分解施設〕の個別基準のつづき	
構造基準（施行規則第12条の2第15項第5号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第15項第4号）
<p>C 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。</p> <p>D 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>E 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>h 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>i 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>j PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
④溶融分解方式の分解施設（PCB汚染物の分解施設に限る）の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第15項第6号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第15項第5号）
<p>A 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。</p> <p>(1) PCB汚染物を破碎し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。</p> <p>(2) PCB汚染物の供給量を調節することができるものであること。</p> <p>B 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) PCB汚染物の溶融及びPCBの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>C 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。</p> <p>(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。</p> <p>(2) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>D 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>E 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>a 反応設備に投入するPCB汚染物を反応設備中の溶融補助剤が溶融した面に接するよう供給すること。</p> <p>b PCB汚染物の数量及び性状に応じ、当該PCB汚染物が溶融した状態を保つために溶融補助剤の供給量を調節すること。</p> <p>c 反応中は、PCB汚染物の溶融及びPCBの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。</p> <p>d 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>e 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>f 除去設備内にたまり積した粒子状の物質等を除去すること。</p> <p>g 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>h 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。</p> <p>i 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下となるように処理すること。</p> <p>j 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>k 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>l 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>m PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>n 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>

表5-2-1-4 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設（2方式）の個別基準

（施行令第7条第13号施設）

PCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設または分離施設の共通基準	
構造基準（施行規則第12条の2第16項第1号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第16項第1号）
<p>A 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はPCBの回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸又は廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>B PCB汚染物又はPCB処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p>	<p>a 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、Aの規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的な点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。</p>
①洗浄方式の施設の個別基準	
構造基準（設定なし）	維持管理基準（施行規則第12条の7第16項第2号）
	<p>a 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び氷素イオン濃度を6カ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
②分離方式の施設の個別基準	
構造基準（施行規則第12条の2第16項第3号）	維持管理基準（施行規則第12条の7第16項第1,3号）
<p>A 次の要件を備えた分離設備が設けられていること。</p> <p>(1) 分離設備内をPCBの分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>B 次の要件を備えた回収設備が設けられていること。</p> <p>(1) 回収設備内を分離されたPCBの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>(2) 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(3) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。</p> <p>C PCBの分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。</p>	<p>a PCB汚染物又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、分離設備におけるPCBの分離に必要な時間を調節すること。</p> <p>b 分離設備内をPCBの分離に必要な温度及び圧力に保つこと。</p> <p>c 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>d 回収設備内を分離されたPCBの回収に必要な温度に保つこと。</p> <p>e 回収設備の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>f PCBの分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物（以下この号において「回収液」という）の量を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>g PCBの分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。</p> <p>h 排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>i 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>

3-3 埋立処分の基準

表5-3-1 埋立処分基準（共通）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）	特別管理産業廃棄物																																																				
<p>① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散し、及び流出しないようにすること</p> <p>② 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること</p> <p>③ 処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること</p> <p>④ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること</p> <p>⑤ 埋立処分を終了する場合には、次の※の規定によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと</p> <p>※ 埋め立てる産業廃棄物（熱しゃく減量 15%以下に焼却したものを除く）の一層の厚さは、おおむね 3m 以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50cm 覆うこと （埋立地の面積が 1 万㎡以下又は埋立容量が 5 万㎡以下の埋立処分の場合を除く）。</p>																																																					
<p>⑥ 安定型産業廃棄物（P.3-29 付表 3 に掲げるもの。以下同じ。）以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと</p>	<p>⑥ 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p> <p>⑦ 地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと</p>																																																				
<p>⑦ ⑧埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分の場所であることの表示がなされている場所で行うこと</p>																																																					
<p>⑧産業廃棄物の埋立処分を行う場合は、以下 (1)に該当しない場合は、埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備（以下(2)）の設置その他の措置（以下(3)）を講ずること</p>	<p>⑨有害な特別管理産業廃棄物（判定基準に適合しない燃えがら、ばいじん、汚泥、鉱さい、及びそれらを処分するために処理したもので判定基準に適合しないもの）の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。</p> <p>⑩前項の有害な特別管理産業廃棄物に該当しない特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場合は、普通産業廃棄物の埋立処分の基準⑧の(2)及び(3)に規定する措置を講ずること。</p>																																																				
<p>(1) 安定型産業廃棄物のみ埋立処分において、埋立地の浸透水の水質が以下の基準に適合していること（下表(*)はいずれかの項目を 1 月に 1 回（埋立処分が終了した埋立地においては 3 月に 1 回）以上、それ以外の項目は 1 年に 1 回以上、検査を行うこと）。</p>																																																					
<p><b>【表 5-3-1 付表 1 浸透水基準】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">基準値</th> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>検出されないこと</td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>0.02mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>0.0005mg/L 以下</td> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>0.006mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>0.05mg/L 以下</td> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>0.002mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>チラウム</td> <td>0.006mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>検出されないこと</td> <td>シマジン</td> <td>0.003mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td>検出されないこと</td> <td>チオベンカルブ</td> <td>0.02mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>ベンゼン</td> <td>0.01mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>セレン</td> <td>0.01mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>0.02mg/L 以下</td> <td rowspan="3">BOD 又は COD (*)</td> <td rowspan="3">BOD 20mg/L 以下 又は COD40mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>0.004mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	基準値	項 目	基準値	アルキル水銀	検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	鉛	0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	砒素	0.01mg/L 以下	チラウム	0.006mg/L 以下	全シアン	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下	PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	BOD 又は COD (*)	BOD 20mg/L 以下 又は COD40mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
項 目	基準値	項 目	基準値																																																		
アルキル水銀	検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下																																																		
総水銀	0.0005mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下																																																		
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下																																																		
鉛	0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下																																																		
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下																																																		
砒素	0.01mg/L 以下	チラウム	0.006mg/L 以下																																																		
全シアン	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下																																																		
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下																																																		
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下																																																		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下																																																		
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	BOD 又は COD (*)	BOD 20mg/L 以下 又は COD40mg/L 以下																																																		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下																																																				
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下																																																				

表5-3-1 埋立処分基準（共通）（つづき）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）		特別管理産業廃棄物	
(8) つづき		(10) 準用部分	
(2) 必要な設備 ア 保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止する遮水工 イ 管渠その他の保有水等集排水設備 ウ 保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を下表の基準に適合させることができる浸出水処理設備			
【表5-3-1付表2 浸出水処理設備放流基準】			
項目	基準値	項目	基準値 [放流先]
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	[海域以外の公共水域] 50mg/L 以下(暫定) [海域] 230mg/L 以下
総水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下		
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4 の値と硝酸態窒素の合計 200mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下		
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	pH	[海域以外の公共水域] 5.8～8.6 [海域] 5.0～9.0
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下		
シアン化合物	1mg/L 以下	BOD	60mg/L 以下
P C B	0.003mg/L 以下	COD	90mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	浮遊物質	60mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉛油類 (ノルマルヘキサン抽出物質)	5mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	動植物油脂類 (ノルマルヘキサン抽出物質)	30mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	銅	3mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下	亜鉛	5mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	溶解性鉄	10mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	溶解性マンガン	10mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	全クロム含有量	2mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	大腸菌群数	日間平均 3000 個/1cm <sup>3</sup>
チラウム	0.06mg/L 以下	窒素含有量 (※1)	120mg/L 以下 (日間平均 60 mg/L 以下)
シマジン	0.03mg/L 以下	リン含有量 (※2)	16mg/L 以下 (日間平均 68mg/L 以下)
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下		
ベンゼン	0.1mg/L 以下		
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下		
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下		

※1、※2 植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある水域として環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用される。(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める瀬戸内海の海域が規定されているため、大阪府全域に適用される。)

エ 地表水の埋立地への流入を防止できる開渠等

表5-3-1 埋立処分基準（共通）（つづき）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）	特別管理産業廃棄物																						
(⑧ つづき)	(⑩ 準用部分)																						
<p>(3) 必要な措置</p> <p>ア 以下の設備を設けること。</p> <table border="1"> <tr> <td>遮水工</td> <td>産業廃棄物の保有水及び雨水等が埋立地から浸出することを防止できるもの</td> </tr> <tr> <td>保有水等集排水設備</td> <td>保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠等</td> </tr> <tr> <td>浸出液処理設備</td> <td>保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る法流水の水質を前項の許容濃度に適合させることができるもの</td> </tr> <tr> <td>開渠その他の設備</td> <td>地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができるもの</td> </tr> </table> <p>ただし、下表左欄に掲げる場合における当該右欄の設備については、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr> <td>埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性の地層がある場合</td> <td>遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）</td> </tr> <tr> <td>雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）において産業廃棄物を埋め立てる場合</td> <td>保有水等集排水設備</td> </tr> <tr> <td>保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合</td> <td>浸出液処理設備</td> </tr> <tr> <td>埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行つた水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が二年以上にわたり前項ウに示した表（P. 3-27）の基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合</td> <td>浸出液処理設備</td> </tr> </table> <p>イ 放流水及び周縁の地下水（※）の水質の維持を、下表のとおり行うこと。                  （※ 浸出液による埋立地周縁の地下水への影響を判断できる場所から採取されたものに限るものとし、水面埋立地の場合は浸出液による埋立地周辺水域の水又は周縁地下水の水質への影響を判断できる場所から採取された水又は地下水とする。以下同じ。）</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象</td> <td>基 準（環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によること）</td> </tr> <tr> <td>放流水の水質</td> <td>前項(2)ウに示した付表1（P. 3-27）の基準に適合させること。</td> </tr> <tr> <td>周縁の地下水の水質</td> <td>前々項(1)に示した付表1（P. 3-26）の基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</td> </tr> </table> <p>ウ その他必要な措置を講じること</p>		遮水工	産業廃棄物の保有水及び雨水等が埋立地から浸出することを防止できるもの	保有水等集排水設備	保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠等	浸出液処理設備	保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る法流水の水質を前項の許容濃度に適合させることができるもの	開渠その他の設備	地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができるもの	埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性の地層がある場合	遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）	雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）において産業廃棄物を埋め立てる場合	保有水等集排水設備	保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合	浸出液処理設備	埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行つた水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が二年以上にわたり前項ウに示した表（P. 3-27）の基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合	浸出液処理設備	対 象	基 準（環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によること）	放流水の水質	前項(2)ウに示した付表1（P. 3-27）の基準に適合させること。	周縁の地下水の水質	前々項(1)に示した付表1（P. 3-26）の基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
遮水工	産業廃棄物の保有水及び雨水等が埋立地から浸出することを防止できるもの																						
保有水等集排水設備	保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠等																						
浸出液処理設備	保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る法流水の水質を前項の許容濃度に適合させることができるもの																						
開渠その他の設備	地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができるもの																						
埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性の地層がある場合	遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）																						
雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）において産業廃棄物を埋め立てる場合	保有水等集排水設備																						
保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合	浸出液処理設備																						
埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行つた水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が二年以上にわたり前項ウに示した表（P. 3-27）の基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合	浸出液処理設備																						
対 象	基 準（環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によること）																						
放流水の水質	前項(2)ウに示した付表1（P. 3-27）の基準に適合させること。																						
周縁の地下水の水質	前々項(1)に示した付表1（P. 3-26）の基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。																						
<b>産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）</b>																							
<p>⑨ ⑧に掲げる措置が講じられていない埋立地（安定型埋立処分場）で埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること。                  なお、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物については、以下に掲げる方法による。</p> <table border="1"> <tr> <td>発現場において分別して排出する方法</td> <td>「安定型産業廃棄物（廃プラ、ゴムくず、がれき類又は無機性の固形状のもの）」と「安定型産業廃棄物以外の廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、その他の廃棄物）」とに分別して排出し、かつ、埋立処分を行うまでの間、その安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が混入し、又は付着しないようにする方法</td> </tr> <tr> <td>混合して排出されたものを安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物とに選別し、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を5%以下とする方法</td> <td>排出した廃棄物（上欄により分別して排出されたものを除く）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により、「安定型産業廃棄物」と「安定型産業廃棄物以外の廃棄物」とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を5%以下とし、かつ、選別後の埋立処分が行われるまでの間、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着しないようにする方法</td> </tr> </table>		発現場において分別して排出する方法	「安定型産業廃棄物（廃プラ、ゴムくず、がれき類又は無機性の固形状のもの）」と「安定型産業廃棄物以外の廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、その他の廃棄物）」とに分別して排出し、かつ、埋立処分を行うまでの間、その安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が混入し、又は付着しないようにする方法	混合して排出されたものを安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物とに選別し、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を5%以下とする方法	排出した廃棄物（上欄により分別して排出されたものを除く）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により、「安定型産業廃棄物」と「安定型産業廃棄物以外の廃棄物」とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を5%以下とし、かつ、選別後の埋立処分が行われるまでの間、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着しないようにする方法																		
発現場において分別して排出する方法	「安定型産業廃棄物（廃プラ、ゴムくず、がれき類又は無機性の固形状のもの）」と「安定型産業廃棄物以外の廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、その他の廃棄物）」とに分別して排出し、かつ、埋立処分を行うまでの間、その安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が混入し、又は付着しないようにする方法																						
混合して排出されたものを安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物とに選別し、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を5%以下とする方法	排出した廃棄物（上欄により分別して排出されたものを除く）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により、「安定型産業廃棄物」と「安定型産業廃棄物以外の廃棄物」とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を5%以下とし、かつ、選別後の埋立処分が行われるまでの間、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着しないようにする方法																						

表5-3-1 (埋立処分基準) 付表3 安定型産業廃棄物

(1) 廃プラスチック類 (ただし下記のを除く)
・ 廃自動車等破砕物 (自動車 (原動機付自転車を含む)、電気機械器具の破砕に伴って生じたもの。以下同じ。)
・ 廃プリント配線板 (鉛を含むはんだが使用されているもの。以下同じ。)
・ 廃容器包装 (固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの (有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。) 以下同じ。)
(2) ゴムくず
(3) 金属くず (ただし下記のを除く)
・ 廃自動車等破砕物 ・ 廃プリント配線板 ・ 廃容器包装
・ 鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板であって不要物であるもの
(4) ガラスくず (ただし下記のを除く)
・ 廃自動車等破砕物 ・ 廃ブラウン管 (側面部に限る) ・ 廃石膏ボード (紙を除去したものも含む)
・ 廃容器包装
(5) がれき類

表5-3-2 埋立処分基準 (産業廃棄物の種類別)

産業廃棄物の種類	埋立処分の基準 (つづき)
燃え殻	あらかじめ大気中に飛散しないように固形化・梱包する等の措置を講ずること ⇒ 管理型処分場
汚泥	あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解し、又は含水率85%以下にすること (水面埋立処分を除く) ⇒ 管理型処分場  【有機性汚泥の場合】 次のいずれかの方法により処理すること ① 熱しゃく減量15%以下に焼却すること ② コンクリート固型化を行うこと ③ 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3m (当該産業廃棄物のうちおおむね40%以上が腐敗物であるときは、おおむね50cm) 以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと (埋立地の面積が1万㎡以下又は埋立容量が5万㎡以下の埋立処分の場合を除く)  【有機性汚泥で水面埋立処分を行う場合】 あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解すること  【油分がおおむね5%以上含有している場合】 廃油との混合物として、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却すること
廃油	あらかじめ、焼却設備を用いて焼却又は熱分解設備を用いて熱分解すること。 ⇒ 管理型処分場  【タールピッチ類の場合】 ⇒ 管理型処分場
廃酸 廃アルカリ	禁 止
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)	あらかじめ次のいずれかの方法により処理すること ① 中空の状態でないように、かつ最大径15cm以下に破砕、切断、又は溶融設備を用いて溶融加工すること ⇒ 管理型処分場 【シュレッダーダスト、廃プリント配線板、廃容器包装の場合】 ⇒ 安定型処分場 【上記以外の廃プラスチック類】 ② 焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解すること ⇒ 管理型処分場

表5-3-2 埋立処分基準（産業廃棄物の種類別）（つづき）

産業廃棄物の種類	埋立処分の基準
紙くず・木くず 繊維くず	⇒ 管理型処分場
動植物性残渣 動物性固形不要物 動物のふん尿 動物の死体 これらを処分するために処理したもの	有機性汚泥の基準（以下）により処理すること ⇒ 管理型処分場 次のいずれかの方法により処理すること ① 熱しやく減量15%以下に焼却すること ② コンクリート固型化を行うこと ③ 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3m（当該産業廃棄物のうちおおむね40%以上が腐敗物であるときは、おおむね50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと（埋立地の面積が1万㎡以下又は埋立容量が5万㎡以下の埋立処分の場合を除く）
ゴムくず	あらかじめ次のいずれかの方法により処理すること ⇒ 安定型処分場 ① 最大径おおむね15cm以下に破碎又は切断すること ⇒ 安定型処分場 ② 焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解すること ⇒ 管理型処分場
鋳さい	⇒ 管理型処分場
金属くず	【シュレッダースト、廃プリント配線板、鉛蓄電池、鉛製管や板、廃容器包装の場合】 ⇒ 管理型処分場 【上記以外の安定型産業廃棄物である金属くず】 ⇒ 安定型処分場
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	【シュレッダースト、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装の場合】 ⇒ 管理型処分場 【上記以外の安定型産業廃棄物であるガラスくず】 ⇒ 安定型処分場
がれき類	⇒ 安定型処分場
ばいじん	あらかじめ大気中に飛散しないように固形化・梱包する等の措置を講ずること ⇒ 管理型処分場
特定家庭用機器 産業廃棄物	あらかじめ処理基準【表5-1-1】⑥の規定により、再生又は処分すること。
石綿含有 産業廃棄物	(1) 施行令第7条第14号に規定する最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋め立てること。 (2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
感染性廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石綿等の『特管処理基準』の規定による処分又は再生により生じた廃棄物（PCB関係の焼却後の廃棄物は除く）	あらかじめ、環境大臣が定める基準（平成4年7月3日環境省告示第42号）に適合するものにする。 ⇒ 管理型処分場 （基準に適合しないものは特別管理産業廃棄物として処分すること。）
石綿含有産業廃棄物を【表5-1-1】⑦の規定により処分又は再生したことにより生じた廃棄物	あらかじめ、環境大臣が定める基準（平成4年7月3日環境省告示第42号、平成18年7月27日環境省告示第104号改正）に適合するものにする。 ⇒ 安定型処分場 ・ 石綿が検出されないよう溶融されていること。 ・ 溶融により生じたばいじん又は破碎により生じた粉じんについては、石綿が検出されないよう溶融され又は飛散しないようセメント固化されていること。
判定基準に適合せず特定有害産業廃棄物と同等の性状を有する燃えがら、ばいじん、汚泥	特別管理産業廃棄物として処分してください。

表5-3-2 埋立処分基準（産業廃棄物の種類別）（つづき）

特別管理産業 廃棄物の種類	埋立処分の基準
燃え殻 ばいじん	<p>【ばいじん】 あらかじめ大気中に飛散しないように梱包する等必要な措置を講ずること。</p> <p>【水銀が判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。 ①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場 ②環境大臣が定めるところにより固化する場合 判定基準に適合する ⇒ 管理型処分場 判定基準に適合しない ⇒ 遮断型処分場</p> <p>【カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、PCB、セレンが判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。 ①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場 ②そのまま埋立処分する場合 ⇒ 遮断型処分場</p> <p>【ダイオキシン類が判定基準（含有試験 3ng-TEQ/g）を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。 ①そのまま埋立処分する場合 ⇒ 遮断型処分場 ②セメント固化、薬剤処理または酸抽出処理する場合 ⇒ 管理型処分場</p> <p>※H12. 1. 15 に現に設置され又は設置工事がされていたダイオキシン法特定施設である廃棄物焼却炉から排出するばいじん・燃え殻と、H15. 4. 1 に現に設置され又は設置工事がされていた製鋼用電気炉・アルミニウム合金製造用の焙焼炉・溶解炉・乾燥炉から排出するばいじんの判定基準を超過するものについては、②から④までの処理をする場合に限り、基準を適用しない。（H16. 1. 1 ダイオキシン法改正による追加施設も同様）</p>
汚泥	<p>あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は含水率 85%以下にすること（水面埋立処分を除く）。</p> <p>【水銀、シアンが判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。 ①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場 ②環境大臣が定めるところにより固化する場合 判定基準に適合する ⇒ 管理型処分場 判定基準に適合しない ⇒ 遮断型処分場</p> <p>【カドミウム、鉛、有機りん、6価クロム、砒素、セレンが判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。 ①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場 ②そのまま埋立処分する場合 ⇒ 遮断型処分場</p> <p>【トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 1-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン が判定基準を超えるもの】 判定基準に適合させること。 ⇒ 管理型処分場</p> <p>【有機性汚泥を含むもの】 産業廃棄物の「有機性汚泥」の埋立処分の基準によること。 ⇒ 管理型処分場 次のいずれかの方法により処理すること ① 熱しやく減量 15%以下に焼却すること ② コンクリート固化化を行うこと ③ 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね 3 m（当該産業廃棄物のうちおおむね 40%以上が腐敗物であるときは、おおむね 50 cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50 cm 覆うこと（埋立地の面積が 1 万㎡以下又は埋立容量が 5 万㎡以下の埋立処分の場合を除く）</p>

表5-3-2 埋立処分基準（産業廃棄物の種類別）（つづき）

特別管理産業 廃棄物の種類	埋立処分の基準
汚泥 (つづき)	<p>【ダイオキシン類が判定基準（含有試験 3ng-TEQ/g）を超えるもの】</p> <p>①そのまま埋立処分する場合 ⇒ 遮断型処分場</p> <p>②セメント固化、薬剤処理または酸抽出処理する場合 ⇒ 管理型処分場</p> <p>※H12. 1. 15 に現に設置され又は設置工事がされていたが、イキソ法特定施設である廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出する汚泥と、H15. 4. 1 に現に設置され又は設置工事がされていたが、イキソ法の排水規制対象特定施設（イキソ法施行令別表第2 第1～12号）で生じた汚泥の判定基準を超過するものについては、②から④までの処理をする場合に限り、基準を適用しない。（H16. 1. 1がイキソ法改正による追加施設も同様。）</p>
鉱さい	<p>次のいずれかの方法により処理すること。</p> <p>①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場</p> <p>②そのまま埋立処分する場合 ⇒ 遮断型処分場</p>
廃油	<p>あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。 ⇒ 管理型処分場</p>
廃酸・廃アルカリ	<p>埋立処分を行ってはならないこと。</p>
感染性廃棄物	<p>埋立処分を行ってはならないこと。</p>
廃PCB等	<p>あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを判定基準に適合するものにする こと。 ⇒ 管理型処分場</p>
PCB汚染物 PCB処理物	<p>あらかじめ次のいずれかの方法により処理すること。</p> <p>①PCBを除去すること。 ⇒ 管理型処分場</p> <p>②焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを判定基準に適合するものにする こと。 ⇒ 管理型処分場</p> <p>③上記①②によることが困難であると認められる場合は、環境大臣が別に定める方法で処理 すること。</p>
廃石綿等	<p>(1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ次のいずれかの措置を講ずること</p> <p>①耐水性の材料で二重に梱包すること。 ②固型化すること。</p> <p>(2) 管理型最終処分場（産業廃棄物処理施設に限る。）のうち一定の場所において、当該廃石綿等 が分散しないようにすること。</p> <p>「廃石綿等処理マニュアル（平成17年8月）」参照 <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html</a></p>

表5-3-2 埋立処分基準（産業廃棄物の種類別）（付表）

◆ 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん及びその処理後物の有害物質の判定基準		
有害物質		溶出試験
アルキル水銀化合物	○ △	検出されないこと
水銀又はその化合物	○ △	0.005 mg/l
カドミウム又はその化合物	○ △	0.3 mg/l
鉛又はその化合物	○ △	0.3 mg/l
有機りん化合物	△	1 mg/l
6価クロム化合物	○ △	1.5 mg/l
ひ素又はその化合物	○ △	0.3 mg/l
シアン化合物	△	1 mg/l
PCB	△	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	△ ●	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	△ ●	0.1 mg/l
ジクロロメタン	●	0.2 mg/l
四塩化炭素	●	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	●	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	●	0.2 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	●	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	●	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	●	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	●	0.02 mg/l
チウラム		0.06 mg/l
シマジン		0.03 mg/l
チオベンカルブ		0.2 mg/l
ベンゼン	●	0.1 mg/l
セレン又はその化合物	○	0.3 mg/l
◆ PCB処理物に係る判定基準		
廃棄物の種類	基準	
廃プラスチック類、金属くず	PCBが付着又は封入していないもの	
陶磁器くず	PCBが付着していないもの	
上記以外のもの	溶出試験結果 0.003 mg/l 以下	

- 鉍さい、燃え殻、ばいじん、及びそれらを処分するために処理したものに適用される基準  
 △ 指定下水汚泥等、及びそれらを処分するために処理したものに適用される基準  
 ● 特定有害産業廃棄物である廃油(廃溶剤)を処分するために処理したものに適用される基準

表5-3-3 最終処分場の技術上の基準（構造基準）（施行令第7条第14号イ～ハ）

※ 基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（S52.3.14 総理府令・厚生省令第1号、最終改正H16年環境省令第24号）

※ 水面埋立地については一部の項目が適用除外となる。

○=適用、×=適用しない、△=適用（ただし平成10年6月16日までに許可を受けた最終処分場について経過措置あり）

構造基準 (基準省令第2条第1項第1～3号)	基準省令 条 項 号	産業廃棄物 最終処分場			一般廃 棄物最 終処分 場
		遮 断 型	安 定 型	管 理 型	
A 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。	1.1.1, 2.1.2/ 2.1.3f, 2.1.4	○	○	○	○
B 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地に範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設けること。	1.1.1, 2.1.3f, 2.1.4	×	○	○	○
C 入口の見やすい箇所に、最終処分場（遮断型最終処分場については有害な特別管理産業廃棄物または有害な産業廃棄物の最終処分場）であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。	1.1.2, 2.1.1				
<p>(※ 単位はセンチメートル)</p>		○	○	○	○
D 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地すべり防止工または沈下防止工が設けられていること。	1.1.3, 2.1	○	○	○	○
E 廃棄物の流出防止のための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。 (イ) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること (ロ) 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	1.1.4, 2.1.3, 2.1.4	×	○	○	○
F 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために次に掲げる措置が講じられていること。 (公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみを埋立てる埋立地については、この限りではない。)	1.1.5, 2.1.4	×	×	○	○
(1) 廃棄物の保有水及び雨水等（保有水等）の埋立地からの浸出を防止することができる次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水効力のある遮水工を設けること。（ただし、埋立地の側面又は底面に不透水性地層（厚さ5m以上、透水係数100mn/s (=1×10 <sup>-5</sup> cm/秒)以下の地層若しくはルジオン値1以下の岩盤またはこれと同等以上の遮水の効力を有する地層）がある部分については、この限りではない。） (イ) 次のいずれかの要件を備えた遮水層を有すること。（基礎地盤の勾配が50%以上であって、内部水位が達しない部分については、基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に遮水シートまたはゴムアスファルト等が敷設されている場合にはこの限りではない。）		×	×	△	○

表5-3-3 最終処分場の技術上の基準（構造基準）（つづき）

構造基準 (基準省令第2条第1項第1～3号)	基準省令 条 項 号	産業処分場			一般廃 棄物 処分場
		遮 断 型	安 定 型	管 理 型	
F (1) (イ)つづき (i) 厚さ50cm以上、透水係数が10nm/s以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。 (ii) 厚さ5cm以上、透水係数が1nm/s以下であるアスファルト、コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。 (iii) 不織布その他の物(二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る)の表面に二重の遮水シート(二重の遮水シートの間に車両の走行等の衝撃により双方のシートが同時に損傷することを防止できる不織布その他の物が設けられているものに限る)が敷設されていること。 (iv) 遮水層の下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤が設けられていること。 (v) 遮水層の表面に遮光性を有する不織布その他の物が敷設されていること。	1.1.5, 2.1.4	×	×	△	○
(2) 埋立地地下全面に不透水性地層がある場合は、次のいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。 (イ) 薬剤等の注入により、不透水性地層までの埋立地の周囲の地層のルジオン値が1以下となるまで固化されていること。 (ii) 厚さ50cm以上、透水係数が10nm/s以下である壁が埋立地の周囲に不透水性地層まで設けられていること。 (iii) 鋼矢板(保有水の浸出が防止されるように措置されたものに限る。)が埋立地の周囲に不透水性地層まで設けられていること。 (iv) (1)の(イ)～(iii)に掲げる要件		×	×	△	○
(3) 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には管渠その他の地下水集排水設備を設けること。		×	×	△	○
(4) 保有水等を有効に集め速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の保有水集排水設備を設けること。(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる場合については、この限りではない。)		×	×	△	○
(5) 保有水等集排水設備により集められ、(6)に掲げる浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。		×	×	△	○
(6) 保有水等を次の排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。 (ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留する十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた本文に規定する浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りではない。) (イ) 【表5-3-6】(P.3-41) (ii) 維持管理計画上の排水基準(生活環境影響評価の結果等に基づき、生活環境を保全するために設定された数値) (iii) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2(10pg-TEQ/L)		×	×	△	○
G 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる管渠その他の設備が設けられていること。	1.1.6, 2.1.2, 2.1.4	○	×	○	○

表5-3-3 最終処分場の技術上の基準（構造基準）（つづき）

構造基準 (基準省令第2条第1項第1~3号)	基準省令 条 項 号	産業廃棄物 最終処分場			一般廃 棄物最 終処分 場
		遮断型	安定型	管理型	
H 埋立地は次の要件を満たす外周仕切設備が設けられていること。 (1) JIS 規格 A1108(コンクリート圧縮強度試験方法)により測定した一軸圧縮強度が 25N/mm <sup>2</sup> 以上の水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35cm 以上であること、またはこれと同等以上の遮断の効力を有すること。 (2) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全な要件を備えていること。 (3) 埋め立てた廃棄物と接する面が遮水の効力、腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。 (4) 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。 (5) 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。	2.1.2 <sup>ロ</sup>	○	×	×	×
I 面積 50m <sup>2</sup> 超または埋立容量 250m <sup>3</sup> 超の埋立地は、H の (1) ~ (4) までの要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積が概ね 50m <sup>2</sup> 超または一区画の埋立容量が 250m <sup>3</sup> 超とならないように区画すること。	2.1.2 <sup>ハ</sup>	○	×	×	×
J 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地内の雨水等を排出する設備が設けられていること。	2.1.3 <sup>ロ</sup>	×	△	×	×
K 水質検査を行うための浸透水採取設備が設けられていること。	2.1.3 <sup>ハ</sup>	×	○	×	×

表5-3-4 最終処分場の技術上の基準（維持管理基準）（施行令第7条第14号イ~ハ）

※ 水面埋立地については一部の項目が適用除外となる。

※ 総・厚令：H12.1.14 総理府・厚生省令第2号 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準

維持管理基準 (基準省令第2条第2項第1~3号)	基準省令 条 項 号	産業廃棄物 最終処分場			一般廃 棄物最 終処分 場
		遮断型	安定型	管理型	
a 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	1.2.1, 2.2	○	○	○	○
b 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	1.2.2, 2.2	○	○	○	○
c 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	1.2.3, 2.2	○	○	○	○
d ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他の必要な措置を講ずること。	1.2.4, 2.2	○	○	○	○
e 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が立入るのを防止することができるようにしておくこと。	1.2.5, 2.2.1, 2.2.2 <sup>イ</sup> , 2.2.3	○	○	○	○
f 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	1.2.5, 2.2.2 <sup>イ</sup> 2.2.3	×	○	○	○
g 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	1.2.6, 2.2	○	○	○	○
h 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	1.2.7, 2.2.2, 2.2.3	×	○	○	○
i 廃棄物を埋立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	1.2.8, 2.2.3	×	×	○	○
j 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	1.2.9, 2.2.3	×	×	○	○

表5-3-4 最終処分場の技術上の基準（維持管理基準）（つづき）

維持管理基準 (基準省令第2条第2項第1~3号)	基準省令 条 項 号	産業処分場			一般廃 棄物 処分場
		遮 断 型	安 定 型	管 理 型	
k 最終処分場の周縁の地下水質への影響を判断できる2以上の場所から採取した地下水、または地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 (1) 埋立開始前に以下の項目を測定し、記録すること。 (イ) 地下水等検査項目 (【表5-3-6】(P.3-41)参照) (ロ) ダイオキシン類 (ハ) 電気伝導率及び塩化物イオン濃度 (ただし汚染指標として電気伝導率及び塩化物イオン濃度を用いることが適当でない場合はこの限りではない。) (2) 埋立開始後、以下の項目を1年に1回以上測定し、記録すること。 (ただし、埋立てる廃棄物の種類、保有水等の水質に照らして、地下水等の汚染が生じるおそれがないことが明らかな項目についてはこの限りではない。) (イ) 地下水等検査項目 (【表5-3-6】(P.3-41)参照) (ロ) ダイオキシン類 (3) 埋立開始後、電気伝導率または塩化物イオン濃度を1カ月に1回以上測定し、記録すること。(ただし、汚染指標として電気伝導率及び塩化物イオン濃度を用いることが適当でない場合はこの限りではない。) (4) 電気伝導率または塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、地下水等検査項目、ダイオキシン類(※)について測定し、記録すること。 (※遮断型についてはダイオキシン類は必要に応じて実施)	1.2.10, 2.2.1, 2.2.2ハ, 2.2.3				
l kの地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	1.2.11, 2.2.1, 2.2.2ニ, 2.2.3	○	○	○	○
m 雨水が入らないよう必要な措置を講じられる埋立地(F(4)において保有水集排水設備、浸出液処理設備等を設ける必要がないとされるもの)については、埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。	1.2.12, 2.2.1, 2.2.3	○	×	○	○
n 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	1.2.13, 2.2.3	×	×	△	○
o 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 (1) 放流水の水質が排水基準等(【表5-3-6】(P.3-41)に規定する基準、及び維持管理計画上の排水基準)に適合することとなるように維持管理すること。 (2) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 (3) 放流水の水質検査を次により行い、記録すること (イ) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素 1カ月に1回以上(窒素は排水基準が適用されている場合に限る。) (ロ) 前項以外の排水基準等に係る項目、及びダイオキシン類 1年に1回以上	1.2.14, 2.2.3 総・厚令	×	×	△	○
p 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	1.2.15, 2.2.1, 2.2.3	○	×	○	○
q 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。ただしガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋立てる場合を除く。	1.2.16, 2.2.3	×	×	○	○
r 埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地(F(4)において保有水集排水設備、浸出液処理設備等を設ける必要がないとされる管型最終処分場)については、遮水工と同等以上の遮水・遮光の効力、強度・耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	1.2.17, 2.2.2ト, 2.2.3	×	○	△	○

表5-3-4 最終処分場の技術上の基準（維持管理基準）（つづき）

維持管理基準 (基準省令第2条第2項第1～3号)	基準省令 条 項 号	産業廃棄物 最終処分場			一般廃 棄物最 終処分 場
		遮 断 型	安 定 型	管 理 型	
s 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	1.2.18, 2.2.2 <sup>ア</sup> , 2.2.3	×	○	○	○
t 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 「最終処分場残余容量算定マニュアル」（平成17年3月環境省）参照 <a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/rlcc_manual/">http://www.env.go.jp/recycle/misc/rlcc_manual/</a>	1.2.19, 2.2.1, 2.2.2, 2.2.3	○	○	○	○
u 埋立てられた廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む）、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合はその位置を示す図面を作成し、廃止までの間保存すること。	1.2.20, 2.2.1 <sup>ハ</sup> , 2.2.2, 2.2.3	○	○	○	○
v 埋立地のたまり水は、埋立開始前に排除すること。	2.2.1 <sup>ロ</sup>	○	×	×	×
w 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊または保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、設備の損壊または保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	2.2.1 <sup>ハ</sup>	○	×	×	×
x 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。	2.2.1 <sup>ニ</sup>	○	×	×	×
y 閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊または保有水の浸出のおそれがある場合には、速やかに覆いの損壊または保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	2.2.1 <sup>ホ</sup>	○	×	×	×
z 廃棄物を埋立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着または混入が認められる場合には廃棄物を埋立てないこと。	2.2.2 <sup>ロ</sup>	×	○	×	×
α 浸透水について地下水等検査項目を1年に1回以上、BODまたはCODを1カ月に1回（埋立終了後は3カ月に1回）以上、水質を測定し、記録すること。	2.2.2 <sup>ホ</sup>	×	○	×	×
β 次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。 (1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果、【表5-3-6】(P.3-41)に規定する基準に適合していない場合。 (2) BODまたはCODの水質検査の結果、BODが20mg/L、またはCODが40mg/Lを超えている場合。	2.2.2 <sup>ハ</sup>	×	○	×	×

表5-3-5 最終処分場の技術上の基準（廃止の基準）（施行令第7条第14号イ～ハ）

※ 水面埋立地については一部の項目が適用除外となる。

廃止の基準 (基準省令第2条第3項第1～3号)	基準省令 条 項 号	産業廃棄物 最終処分場			一般廃 棄物最 終処分 場
		遮 断 型	安 定 型	管 理 型	
① 廃棄物が埋立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては、廃棄物が埋立てられていないこと。	1.3, 2.3	○	○	○	○
② 廃棄物が埋立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては、次の規定を満足すること。					
(1) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	1.3.2, 2.3	○	○	○	○
(2) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	1.3.3, 2.3	○	○	○	○

表5-3-5 最終処分場の技術上の基準（廃止の基準）（つづき）

廃止の基準 (基準省令第2条第3項第1～3号)	基準省令 条 項 号	産業処分場			一般廃 棄物 処分場
		遮 断 型	安 定 型	管 理 型	
② (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	1.3.4, 2.3	○	○	○	○
(4) 埋立地からの浸出液またはガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響、その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。  ※ダイオキシン類にあつては、以下のとおり取り扱うこととする。 (1) kの規定により採取された地下水の水質が、現に水質に係る環境基準(1pg-TEQ/L)を超過していないこと。 (2) 管理型最終処分場の保有水、及び安定型最終処分場の浸透水の水質が、現に埋立処分基準における浸出水処理設備(施行規則第1条の7の3第3号)の放流基準(10pg-TEQ/L)を超過していないこと。 (3) 管理型最終処分場における放流水の水質が、直前の2年以上にわたり維持管理基準(10pg-TEQ/L)及び維持管理計画上設定した基準に適合し、かつ同基準に適合しなくなるおそれが認められないこと。	1.3.11, 2.3	○	○	○	○
(5) kの規定により採取された地下水の水質が、以下の水質検査の結果、いずれにも適合していると認められること。 (ただし、k(1)、(2)、(4)の地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りではない。) (イ) k(2)、(4)の水質調査の結果、地下水等の水質が、すべての地下水等検査項目について【表5-3-6】(P.3-41)に規定する基準に適合していること。 (ロ) k(1)、(2)、(4)の水質検査の結果、数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、すべての地下水等検査項目について【表5-3-6】(P.3-41)に規定する基準に適合しなくなるおそれがないこと。	1.3.5, 2.3.1, 2.3.2 <sup>ロ</sup> , 2.3.3	○	○	○	○
(6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、以下の項目について、それぞれの頻度で2年(埋立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつてはその変更以後の2年)以上にわたり行われた水質検査の結果、全ての項目について排水基準等(【表5-3-6】(P.3-41)に規定する基準及び維持管理計画上設定した基準、ただしダイオキシン類を除く)に適合していると認められること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地(F(4))において保有水集排水設備、浸出液処理設備等を設ける必要がないとされる管理型最終処分場)についてはこの限りではない。) (イ) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素 3カ月に1回以上 (窒素は排水基準が適用されている場合に限る。) (ロ) (イ)以外の排水基準等に係る項目 6カ月に1回以上	1.3.6, 2.3.3	×	×	○	○
(7) Kに規定する浸透水採取設備から採取した浸透水の水質について、【表5-3-6】(P.3-41)に規定する基準に適合していること。	2.3.2 <sup>カ</sup>	×	○	×	×
(8) 埋立地からのガスの発生がほとんど認められないことまたはガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	1.3.7, 2.3.2, 2.3.3	×	○	○	○
(9) 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。	1.3.8, 2.3.2, 2.3.3	×	○	○	○
(10) rに規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。rただし書きに規定する覆い(表面遮水工)については、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	1.3.9-10, 2.3.2 <sup>ニ</sup> , 2.3.3	×	○	○	○

表5-3-5 最終処分場の技術上の基準（廃止の基準）（つづき）

廃止の基準 (基準省令第2条第3項第1～3号)	基準省令 条 項 号	産業処分場			一般廃 棄物 処分場
		遮 断 型	安 定 型	管 理 型	
(11) 以下の構造基準に適合していること。 D (地すべり防止工・沈下防止工)	1.1.3, 2.3.1イ, 2.3.2イ, 2.3.3	○	○	○	○
E (廃棄物流出防止の擁壁、えん堤)	1.1.4, 2.3.2イ, 2.3.3	×	○	○	○
F (1)～(4) (遮水工、地下水集排水設備、保有水集排水設備) G (地表水流入防止設備)	1.1.5-6, 2.3.3	×	×	△	○
H (外周仕切設備)	2.3.1イ	○	×	×	×
J (雨水等排出設備)	2.3.2イ	×	△	×	×
(12) 以下の維持管理基準に適合していること x (外周仕切設備と同等の覆いによる閉鎖)	2.3.1ロ	○	×	×	×
(13) 埋立てた産業廃棄物または外周仕切設備について環境大臣の定める措置 が講じられていること。	2.3.1ハ	○	×	×	×

表5-3-4, 5 最終処分場の技術上の基準（付表） 水質の測定頻度

(遮断型最終処分場)

測定項目	周縁地下水		
	埋立開始前	埋立開始後～廃止	廃止時
地下水等検査項目	1回	1回/年	基準適合確認
電気伝導率または塩化物イオン	1回	—	—
電気伝導率及び塩化物イオン	—	1回/月	—

(管理型最終処分場)

測定項目	周縁地下水		放流水	保有水 (浸出液原水)
	埋立開始前	埋立開始後 ～廃止	埋立開始後 ～廃止	廃止時 (廃止前2年間)
地下水等検査項目	1回	1回/年	—	—
電気伝導率または塩化物イオン	1回	—	—	—
電気伝導率及び塩化物イオン	—	1回/月	—	—
pH、BOD、COD、SS、N	—	—	1回/月	1回/3カ月
上欄以外の基準省令に定める 排水基準項目	—	—	1回/年	1回/6カ月
ダイオキシン類	1回	1回/年	1回/年	—

(安定型最終処分場)

測定項目	周縁地下水			浸透水		
	埋立開始 前	埋立開始後 ～廃止	廃止時	埋立開始後 ～埋立終了	埋立終了 ～廃止	廃止時
地下水等検査項目	1回	1回/年	基準適合確認	1回/年	1回/年	基準適合確認
BODまたはCOD	—	—	—	1回/月	1回/3カ月	基準適合確認

表5-3-6 最終処分場に関する水質の規制基準

地下水等 検査項目	処分場		管理型最終処分場				安定型最終処分場				遮断型最終処分場	
	対象試料		周縁地下水		放流水	保有水	周縁地下水		浸透水		周縁地下水	
	適用期間		開始前 開始~廃止	廃止時	開始~ 廃止	廃止時 (廃止前2年)	開始前 開始~廃止	廃止時	開始~ 廃止	廃止時	開始前 開始~廃止	廃止時
	基準項目 (単位はmg/L)		環境基準	廃止 基準	維持管 理基準	廃止基準	環境基準	廃止 基準	維持管 理基準	廃止 基準	維持管 理基準	廃止 基準
○ 1	アルキル水銀化合物 ※1		不検出		不検出		不検出				不検出	
○ 2	総水銀 ※1		0.0005		0.005		0.0005				0.0005	
○ 3	カドミウム及びその化合物※1		0.01		0.1		0.01				0.01	
○ 4	鉛及びその化合物 ※1		0.01		0.1		0.01				0.01	
○ 5	有機リン化合物 ※2		-		1		-				-	
○ 6	六価クロム化合物 ※1		0.05		0.5		0.05				0.05	
○ 7	砒素及びその化合物 ※1		0.01		0.1		0.01				0.01	
○ 8	シアン化合物 ※1		不検出		1		不検出				不検出	
○ 9	PCB		不検出		0.003		不検出				不検出	
○ 10	トリクロロエチレン		0.03		0.3		0.03				0.03	
○ 11	テトラクロロエチレン		0.01		0.1		0.01				0.01	
○ 12	ジクロロメタン		0.02		0.2		0.02				0.02	
○ 13	四塩化炭素		0.002		0.02		0.002				0.002	
○ 14	1,2-ジクロロエタン		0.004		0.04		0.004				0.004	
○ 15	1,1-ジクロロエチレン		0.02		0.2		0.02				0.02	
○ 16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04		0.4		0.04				0.04	
○ 17	1,1,1-トリクロロエタン		1		3		1				1	
○ 18	1,1,2-トリクロロエタン		0.006		0.06		0.006				0.006	
○ 19	1,3-ジクロロプロペン		0.002		0.02		0.002				0.002	
○ 20	チラウム		0.006		0.06		0.006				0.006	
○ 21	シマジン		0.003		0.03		0.003				0.003	
○ 22	チオベンカルブ		0.02		0.2		0.02				0.02	
○ 23	ベンゼン		0.01		0.1		0.01				0.01	
○ 24	セレン及びその化合物※1		0.01		0.1		0.01				0.01	
○ 25	ホウ素及び その化合物	海域以外	-		50		-				-	
		海 域	-		230		-				-	
○ 26	フッ素及び その化合物	海域以外	-		15		-				-	
		海 域	-		15		-				-	
○ 27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物		-		200 ※3		-				-	
○ 28	水素イオン 濃度指数	海域以外	-		5.8~8.6		-				-	
		海 域	-		5.0~9.0		-				-	
○ 29	BOD		-		60 ※4		-	20	20		-	
○ 30	COD		-		90 ※4		-	40	-		-	
○ 31	SS		-		60		-				-	
○ 32	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱 油	-		5		-				-	
		動植物性油脂	-		30		-				-	
○ 33	フェノール類		-		5		-				-	
○ 34	銅含有量		-		3		-				-	
○ 35	亜鉛含有量		-		5		-				-	
○ 36	溶解性鉄含有量		-		10		-				-	
○ 37	溶解性マンガン含有量		-		10		-				-	
○ 38	クロム含有量		-		2		-				-	
○ 39	大腸菌群数		-		(3000 個/mL)		-				-	
○ 40	窒素含有量 ※5		-		120 (60)		-				-	
○ 41	りん含有量 ※5		-		16 ( 8)		-				-	
○ 42	ダイオキシン類 ※6		[1pg-TEQ/L]		10pg-TEQ/L		[1pg-TEQ/L]	-			[1pg-TEQ/L] -	

- ※1 地下水等検査項目としては、アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全アン、セレンと読み替える。
- ※2 パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPN（エチルパラエトロフェルチオハクセンホスホネイト）に限る。
- ※3 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量
- ※4 BODについての排出基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に、CODについての排出基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- ※5 植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある水域として環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。（瀬戸内海環境保全特別措置法に定める瀬戸内海の海域が規定されているため、大阪府全域に適用される。）
- ※6 ダイオキシン類の測定及び規制基準値の適用は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（H12.8.14 総・厚令3）の規定による。

（ ）内：日間平均（一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの）を示す。

[ ] 内：ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準（H11.12 環告第68号）を参考値として適用する。

## 4. 産業廃棄物処理施設において何らかの変更をするには

### 4-1 変更許可

産業廃棄物処理施設の設置者が、【表6】(P.4-2)の事項の変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません(許可を受けるまでは、工事に着手することはできません)。

[法第15条の2の4第1項]

当該許可を受けようとする場合は、許可申請の前に「生活環境影響調査」の実施が必要となりますので、十分前もってご相談いただきますようお願いいたします。(P.2-1~6参照)

なお、施設の更新については、施設全体を更新する場合は廃止届出及び設置許可の対象、施設の一部の主要な設備(破碎プラント内の破碎機など)を更新する場合は変更許可の対象となります。老朽化などで施設を更新する場合も、設置または変更許可の対象となることがありますので、十分前もってご相談ください。

(注) 処分業の用に供する施設、自家処理施設であって施設設置事業所外で発生した産業廃棄物を処理する施設については、一定規模以上に処理能力が増大する場合、建築基準法などの他法令により規制される場合があります。(P.2-1、11参照)

### 4-2 軽微な変更

産業廃棄物処理施設に関し、【表7】(P.4-3)の事項を変更する場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

[法第15条の2の4第3項で準用する第9条第3項]

この届出を行う場合には、『産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書』(施行規則様式第23号)と必要な書類、図面を提出する必要があります。(様式等は【添付-5】のとおり。)

産業廃棄物処理施設に関する変更においては、変更許可または変更届出のいずれに該当するかを慎重に判断する必要があるため、軽微な変更と考えられる場合であっても、十分前もってご相談ください。

表6 変更許可が必要な事項

<b>A. 平成10年6月17日以降に設置（変更）許可を受けた産業廃棄物処理施設</b>
次のいずれかに該当する場合
① 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
② 産業廃棄物処理施設の処理能力（申請書に記載した処理能力の10%未満の能力変更は除く）
③ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
④ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
<b>B. 平成10年6月16日以前に設置（変更）許可を受けた産業廃棄物処理施設</b>
① 産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更
<b><u>上記の変更のうち、施行規則第12条の8の軽微な変更</u>に該当しない場合（すなわち、以下①～⑤に該当する場合）に、変更許可対象となります。</b>
① 申請書に記載した処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10%以上変更されるに至るもの
② 産業廃棄物処理施設の位置又は処理方式の変更
③ 次のいずれかに係る変更
ア 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に係る変更であって、以下の産業廃棄物処理施設の種類ごとに右に掲げる設備に係るもの
・ 汚泥の脱水施設————脱水機
・ 汚泥の乾燥施設————乾燥設備
・ 各焼却施設————燃焼室
・ 廃油の油水分離施設————油水分離設備
・ 廃酸又は廃アルカリの中和施設————中和槽
・ 各破碎施設————破碎機
・ 有害汚泥のコンクリート固型化施設————混練設備
・ 水銀汚泥のばい焼施設————ばい焼室
・ シアンを含む汚泥等のシアン分解施設————熱分解設備又は分解槽
・ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の熔融施設————熔融炉又は破碎設備
・ PCB分解施設————反応設備
・ PCB洗浄施設又は分離施設————洗浄設備又は分離設備
イ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に係る変更であって、その変更に伴う「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの
④ 次のいずれかに係る変更
ア 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量が増大する変更
イ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）に係る変更
⑤ 次のいずれかに係る変更
<b>(B. 平成10年6月16日以前に設置（変更）許可を受けた産業廃棄物処理施設 には適用しない)</b>
ア 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値（周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなる変更のみを行う場合は除く）
イ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項（頻度が高くなるものは除く）
ウ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

表7 軽微な変更の届出が必要な変更事項〔施行規則第12条の10、等〕

- ① 次頁【表8】に掲げる環境省令で定める軽微な変更
- ② 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 次のア～オの事項の変更
- ア 焼却灰等の処分方法（各焼却施設、水銀汚泥のばい焼施設のみ）
- イ 汚泥等の処分方法（廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、シアンを含む汚泥等のシアン分解施設のみ）
- ウ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生じる廃棄物の処分方法（廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の熔融施設のみ）
- エ 産業廃棄物処理施設に係る産廃の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- オ 産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び災害防止のための計画
- カ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- キ 次に掲げる者
- ・ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である設置者の法定代理人
  - ・ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）
  - ・ 発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者
  - ・ 使用人（使用人で次の①、②に掲げる者の代表者であるもの）
    - ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
    - ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

表 8 環境省令で定める軽微な変更〔施行規則第 12 条の 8〕

<p><b>A. 平成 10 年 6 月 17 日以降に設置（変更）許可を受けた産業廃棄物処理施設</b></p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類</p> <p>② 産業廃棄物処理施設の処理能力（申請書に記載した処理能力の 10%未満の能力変更は除く）</p> <p>③ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>④ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画</p>
<p><b>B. 平成 10 年 6 月 16 日以前に設置（変更）許可を受けた産業廃棄物処理施設</b></p> <p>① 産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更</p>
<p><b>上記の変更のうち、次のいずれにも該当しない変更が、軽微な変更届出の対象となります。</b></p> <p>① 申請書に記載した処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が 10%以上変更されるに至るもの</p> <p>② 産業廃棄物処理施設の位置又は処理方式の変更</p> <p>③ 次のいずれかに係る変更</p> <p>ア 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に係る変更であって、以下の産業廃棄物処理施設の種類に応じ、右に掲げる設備に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚泥の脱水施設————脱水機</li> <li>・ 汚泥の乾燥施設————乾燥設備</li> <li>・ 各焼却施設————燃焼室</li> <li>・ 廃油の油水分離施設————油水分離設備</li> <li>・ 廃酸又は廃アルカリの中和施設————中和槽</li> <li>・ 各破碎施設————破碎機</li> <li>・ 有害汚泥のコンクリート固型化施設————混練設備</li> <li>・ 水銀汚泥のばい焼施設————ばい焼室</li> <li>・ シアンを含む汚泥等のシアン分解施設————熱分解設備又は分解槽</li> <li>・ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の熔融施設————熔融炉又は破碎設備</li> <li>・ PCB 分解施設————反応設備</li> <li>・ PCB 洗浄施設又は分離施設————洗浄設備又は分離設備</li> </ul> <p>イ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に係る変更であって、その変更に伴う「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの</p> <p>④ 次のいずれかに係る変更</p> <p>ア 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量が増大する変更</p> <p>イ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）に係る変更</p> <p>⑤ 次のいずれかに係る変更</p> <p>（平成 10 年 6 月 16 日以前に設置（変更）許可を受けた産業廃棄物処理施設 には適用しない）</p> <p>ア 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値（周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなる変更のみを行う場合は除く）</p> <p>イ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項（頻度が高くなるものは除く）</p> <p>ウ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</p>

## 5. 産業廃棄物処理施設を承継（譲受け、借受け、合併、分割、相続）するには

### 5-1 譲受けまたは借受け

産業廃棄物処理施設の設置者から、当該施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません（許可を受けるまでは、当該施設を使用することはできません）。

当該許可を受けようとする場合は、『産業廃棄物処理施設譲受け借受け許可申請書』（施行規則様式第26号）と必要な書類を提出して、申請する必要があります。（様式等は【添付-6-1】のとおり。）

産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けるには、次の(1)、(2)に適合していることが必要です。

〔法第15条の4で準用する法第9条の5〕

#### <許可の基準>

- (1) 申請者の知識及び技能、経理的基礎が当該施設の維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること。（P.2-2<許可の基準> (3)、【表4-2】（P.2-7～8）参照）
- (2) 申請者が法第14条第3項第2号イからヘ【表4-3】（P.2-9）までのいずれにも該当しないこと。

（注1）産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可について、施設設置者が上記(2)に該当しないか道府県警察本部長及び市町村などの関係行政機関に照会する必要があります。〔法第23条の3及び法第23条の5〕したがって、当該許可申請については十分前もって（原則として譲受け又は借受けの3ヶ月以上前）にご相談願います。

（注2）施設の建設（基礎部分のみの工事を除く。）に着手していない段階にあるものは、施設が存在しないことから、申請できません。

（注3）譲り渡す者または貸し与える者が次格要件に該当している場合については、譲受等許可の前段階で許可を取り消さねばならないので、許可できません。

### 5-2 合併または分割

産業廃棄物処理施設の設置者である法人が合併又は分割する場合は、都道府県知事の認可を受けなければなりません（認可を受けるまでは、当該施設を使用することはできません）。

ただし、次の場合は認可を受ける必要はありません。

- ・ 産業廃棄物処理施設設置者である法人と産業廃棄物処理施設設置者でない法人が合併する場合において、産業廃棄物処理施設設置者である法人が存続する場合。
- ・ 産廃処理施設を承継させない分割の場合。

当該認可を受けようとする場合は、『合併・分割認可申請書』（施行規則様式第27号）と必要な書類を提出して、申請する必要があります。（様式等は【添付-6-2】のとおり。）

産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可を受けるには、5-1の(1)、(2)に適合していることが必要

です。

〔法第 15 条の 4 で準用する法第 9 条の 6〕

(注 1) 産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可について、施設設置者が上記(2)に該当しない場合は道府県警察本部長及び市町村などの関係行政機関に照会する必要があります。〔法第 23 条の 3 及び法第 23 条の 5〕したがって、当該許可申請については十分前もって（原則として合併又は分割の 3 ヶ月以上前）にご相談願います。

(注 2) 施設の建設（基礎部分のみの工事を除く。）に着手していない段階にあるものは、施設が存在しないことから、申請できません。

### 5-3 相続

産業廃棄物処理施設の設置者について相続があったときは、相続人は、相続の日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。〔法第 15 条の 4 で準用する法第 9 条の 7〕

この届出を行う場合には、『相続届出書』（施行規則様式第 28 号）と必要な書類を提出する必要があります。（様式等は【添付-6-3】のとおり。）

## 6. 産業廃棄物処理施設に関する責務（維持管理等）について

### 6-1 維持管理、周辺地域への配慮

産業廃棄物処理施設の設置者は、その施設を使用するにあたり、維持管理基準【表5-2、3各表】(P.3-7~25、同34~42)及び設置(変更)許可申請書に記載した「維持管理に関する計画」に従い、維持管理をしなければなりません。維持管理の流れは、【図3 (P.6-15)】のとおりです。

〔法第15条の2の2〕

また、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮しなければなりません。

〔法第15条の4で準用する法第9条の4〕

### 6-2 技術管理者の設置

産業廃棄物処理施設の設置者は、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。

〔法第21条第1項〕

当該技術管理者は、維持管理基準【表5-2、3各表】(P.3-7~25、同34~42)に係る違反が行われないうちに、産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。

また、当該技術管理者には【表9】の資格が必要です。

〔法第21条第3項〕

なお、大阪府では環境大臣が認定する講習会を実施した実績のある団体（財）日本環境衛生センターの講習を受講し、各種技術管理士の資格を取得するよう指導しています。

【講習会申込先】(財)日本環境衛生センター 廃棄物処理施設技術管理者講習

<http://www.jesc.or.jp/>

北海道・宮城・東京・神奈川・愛知・大阪の会場

【東日本支局研修部】TEL:044(288)4919 FAX:044(288)4952

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10番6号

広島・福岡の会場

【西日本支局研修部】TEL:092(593)8226 FAX:092(572)1326

〒816-0943 福岡県大野城市白木原3丁目5番11号

表9 技術管理者の資格〔施行規則第17条〕

	学 歴 な ど	廃棄物の処理に関する技術上の実務の経験年数
ア	技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)	不 要
イ	技術士法第2条第1項に規定する技術士(上欄に該当する者を除く。)	合格後1年以上
ウ	2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	不 要
エ	大学 <sup>※1</sup> の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては土木工学)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した者	卒業後2年以上

表9 技術管理者の資格（つづき）

	学 歴 な ど	実務経験年数
オ	大学 <sup>※1</sup> の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては土木工学）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者	卒業後3年以上
カ	短期大学若しくは高等専門学校 <sup>※2</sup> の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては土木工学）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した者	卒業後4年以上
キ	短期大学若しくは高等専門学校 <sup>※2</sup> の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては土木工学）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者	卒業後5年以上
ク	高等学校若しくは中等教育学校 <sup>※3</sup> において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した者	卒業後6年以上
ケ	高等学校若しくは中等教育学校 <sup>※3</sup> において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した者	卒業後7年以上
コ	上記以外の者	10年以上
サ	ア～コまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者	不 要

※1：学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学

※2：学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校

※3：学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校

### 6-3 産業廃棄物処理責任者・産業廃棄物管理責任者の設置

事業場に自家処理用の産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、当該事業場ごとに産廃の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

[法第12条第6項]

なお、大阪府では、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、自家処理の産業廃棄物処理施設設置事業者以外に、産業廃棄物を排出するすべての事業場において、産業廃棄物管理責任者を設置するよう努めることとしています。

#### 【条例に基づく産業廃棄物管理責任者制度の概要】

- 対象事業者 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業又は水道業を営む事業者
- 対象事業場 産業廃棄物を生じる事業場（事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場等の事業場をいいます。建設業にあつては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。）
- 産業廃棄物管理責任者の業務
  - ・産業廃棄物の排出抑制、再資源化、減量化、保管及び処理に関する監督
  - ・産業廃棄物に関する業務に従事する者への関係法令等の指導・啓発

#### 【業務の具体例】

- ◆工程や原材料の見直し等による発生抑制、廃棄物の再利用、再資源化及び減量化の企画検討
- ◆処理基準、保管基準の遵守、管理に関すること
- ◆処分方法の検討及び処理委託先の選定、委託契約書の締結に関すること
- ◆マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付、回収事務等委託した産業廃棄物の処理確認に関すること
- ◆社内の管理体制の整備、社員教育の実施に関すること

※産業廃棄物管理責任者には、以下に該当する者など、関係法令の知識及び一定の実務経験を有する者を選任するよう努めてください。

- ◆特別管理産業廃棄物管理責任者(廃棄物処理法第 12 条の 2 第 6 項)
- ◆技術管理者(廃棄物処理法第 21 条第 1 項)
- ◆産業廃棄物の適正処理に関する職務に 2 年以上の経験を有する者
- ◆府等が開催する廃棄物処理法の講習会を受講した者

※産業廃棄物管理責任者の選任・交替に伴う届出や報告は不要ですが、産業廃棄物管理責任者に辞令を交付するなど、事業場内での産業廃棄物管理責任者の明確化に努めてください。

#### 6-4 帳簿の記載及び保存

事業場に自家処理用の産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、当該産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物の種類ごとに帳簿を備え、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

【添付-10】参照

[法第 12 条第 11 項]

遵守事項		(ア) 事業場ごとに備えること。 (イ) 毎月末に前月分の記載を終了すること。 (ウ) 1年ごとに閉鎖すること。 (エ) 閉鎖後、5年間保存すること。	
記載事項		自家処理	委託処理
	運搬	(1) 運搬年月日 (2) 運搬方法、運搬先毎の運搬量 (3) (積替え・保管を行う場合) 積替又は保管場所ごとの保管量	(1) 委託年月日 (2) 運搬業者の氏名・名称・住所並びに許可番号 (3) 運搬先ごとの運搬量
	処分	(1) 処分年月日 (2) 処分方法ごとの処分量 (3) 処分後の廃棄物の持出し先ごとの持出し量(最終処分を除く)	(1) 委託年月日 (2) 処分業者の氏名・名称・住所並びに許可番号 (3) 処分業者ごとの処分内容及び処分量

#### 6-5 維持管理に関する記録と閲覧

(※ 焼却施設・溶融、PCB 関連施設、最終処分場 (【表3 (P.1-5)】の3, 5, 8, 11 の2, 12, 12 の2, 13, 13 の2, 14 のみ適用)

焼却施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する事項 (【表10】 (P.6-9~14) の左欄) について記録し、その事項ごとに定められた期限 (【表10】の右欄) までに、当該施設 (備え置くことが困難な場合は、最寄りの事務所) に備え置かなければなりません。(様式例は【添付-11】参照)

また、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

その他、この記録に関しては次の事項を遵守してください。

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 記録は、備え置いた日から3年を経過する日まで備え置き、閲覧に供すること。 |
| <input type="checkbox"/> 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。      |

[法第15条の2の3]

#### 6-6 保管場所の届出 (大阪府循環型社会形成推進条例)

○対象事業者 (業種の限定はありません)

自ら排出した産業廃棄物の保管を発生場所以外で行う場合、府への届出が義務づけられています。

(保管を行う敷地などの面積が300㎡未満の事業場、法に基づく処理業の許可に係る事業を行う事業場などは対象から除かれます。)

○手続き 保管の開始の14日前までに、指定様式に基づく届出が必要です。

○保管している産業廃棄物の搬入日、搬入物の種類・量、搬出日、搬出量を記載した帳簿を備え付け、適正に保管する必要があります。

○保管を行う事業場に産業廃棄物の保管場所の表示が必要です。

○知事は、産業廃棄物の搬入により、法令の基準に違反すると認められるときは事業者に対し、搬入一時停止等を命ずることがあります。

## 6-7 維持管理積立金（最終処分場）

### (1) 制度の概要

以下の特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、埋立終了後、廃止までの維持管理を適正に行うため、埋立処分の開始から終了までの間、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、維持管理積立金として積み立てなければなりません。 [法第15条の2の3で準用する法第8条の5]

なお、維持管理費用の算定については、「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン」（平成18年4月環境省）を参照してください。

[http://www.env.go.jp/recycle/misc/calc\\_cr\\_fds/](http://www.env.go.jp/recycle/misc/calc_cr_fds/)

#### 【特定産業廃棄物最終処分場】

産業廃棄物の管理型最終処分場及び安定型最終処分場であって、以下のものを除く。

- ・ 国又は地方公共団体が設置するもの
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 推進法）に基づく選定事業者が設置する最終処分場で当該事業終了後に国又は地方公共団体が維持管理を行うもの

[施行規則第12条の7の4]

#### 【維持管理積立金制度の流れ】

- (1) 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に積立金を積み立てる。
- (2) 積立金を機構が管理する。
- (3) 積立金の額は、維持管理に必要な額と埋立期間等をもとに、算定基準に従い、都道府県知事が算定して、設置者と機構に通知する。
- (4) 機構が、積立金に利息を付ける。
- (5) 積立金は、埋立処分終了後に維持管理を行う場合等に、取り戻すことができる。
- (6) 設置者の地位の継承があった場合には、もとの設置者が積み立てた積立金は、地位を継承した者が積み立てたものと見なされる。

### (2) 積立金の算定基準

$$\text{当該年度の積立額 } A = \text{維持管理に必要な総額 } C \times \frac{\text{埋立開始年月から当該年度末 (※1)までの月数 } r}{\text{埋立開始年月から埋立終了予定年月までの月数 } R} - \text{前年度までの積立金 } T$$

または

$$\text{当該年度の積立額 } A = \text{維持管理に必要な総額 } C \times \frac{\text{前年度までに埋立処分された数量 } H + \text{当該年度の4~9月 (※2)までに埋立処分された数量 } s}{\text{埋立容量 } N} \times \text{埋立状況に基づき知事が定める数 (※3) } \alpha - \text{前年度までの積立金 } T$$

※1 当該年度の終了前に埋立処分が終了する場合にはその埋立処分を終了する月までの月数

※2 8月以前に埋立処分が終了する場合にはその埋立処分を終了する月までの数量

※3  $\alpha$ は、前年度の上半期と下半期の埋立量の変動を考慮した、原則として2以上の数（H18.3.31 環廃産発060331002号通知）とする。

注1) 上記いずれかの算定方法を知事が選定する。Aの額に、C-T以下の額を増額して積み立てることが可能。

注2) 算定額がマイナスの場合、その年度の額は0となる。また、千未満の端数は切り捨てとなる。

※ 平成 18 年 4 月 1 日から積立金制度が適用される、平成 17 年度以前に埋立開始した安定型最終処分場、及び平成 10 年 6 月 16 日以前に設置された管理型最終処分場の場合は、以下の式を適用する。

(算定式 1)

		埋立開始年月から 当該年度 3 月(※) までの月数 L'	－	埋立処分開始年月から 平成 18 年 3 月までの 月数 E		前年度までの 積立金 T
当該年度 の積立額 A =	維持管理に必 要な総額 C	× $\frac{\quad}{\quad}$				
		埋立開始年月から埋立終了予定年月までの月数 L				
※ 当該年度の終了前に埋立処分が終了する場合にはその埋立処分を終了する月までの月数						

(算定式 2)

		前年度まで に埋立処分 された数量 H	+	当該年度の 4～9 月 (※ 1) までに埋立 処分された数量 s	×	知事が 定める 数(※ 2) α		埋立処分開始年月 から平成 18 年 3 月 までに埋立処分さ れた数量 I		前年度 までの 積立金 T
当該 年度の 積立額 A =	維持管理 に必要な 総額 C	× $\frac{\quad}{\quad}$								
		埋立容量 N								
※ 1 8 月以前に埋立処分が終了する場合にはその埋立処分を終了する月までの数量										
※ 2 前年度の上半期と下半期の埋立量の変動を考慮した、原則として 2 以上の数 (H18. 3. 31 環廃産発 060331002 号通知) とする。										

(算定式 3)

		埋立開始年月から 当該年度 3 月(※ 2) までの月数 L'	－	埋立処分開始年月から 平成 18 年 3 月までの 月数 E		前年度までの 積立金 T
当該年度 の積立額 A =	環境大臣が 別に定める 費用(※ 1) D	× $\frac{\quad}{\quad}$				
		埋立開始年月から 埋立終了予定年月 までの月数 L	－	埋立処分開始年月から 平成 18 年 3 月までの 月数 E		
※ 1 2 年間の浸出液処理設備管理費用、及び地下水・放流水の水質検査費用 (H18. 3. 28 環境省告示 79 号)						
※ 2 当該年度の終了前に埋立処分が終了する場合にはその埋立処分を終了する月までの月数						

注 1) 算定式 1 または算定式 2 により算定した額が、算定式 3 により算定した額を下回る場合は、算定式 3 による算定額を適用する。

注 2) A の額に、C - T (または D - T) 以下の額を増額して積み立てることが可能。

注 3) 算定額がマイナスの場合、その年度の額は 0 となる。また、千未満の端数は切り捨てとなる。

注 4) 平成 18 年 4 月 1 日現在で租税特別措置法に基づく廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金を積み立てている者が平成 17 年度以前に設置した最終処分場については、算定式 1 ～ 3 の C または D を以下のように読み替えて適用する。

	定義	読み替え
C	(算定式 1, 2) 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額	埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から特定災害防止準備金の積立に係る契約期間が終了するまでの間に積み立てる当該特定災害防止準備金の額を差し引いた額
D	(算定式 3) 環境大臣が別に定める費用 (2 年間の水処理費用、水質検査費用)	環境大臣が別に定める費用から特定災害防止準備金の積立に係る契約期間が満了するまでの間に積み立てる当該特定災害防止準備金の額を差し引いた額

(3) 積立金の積立て・取り戻しの手続き (次頁【図2】参照)

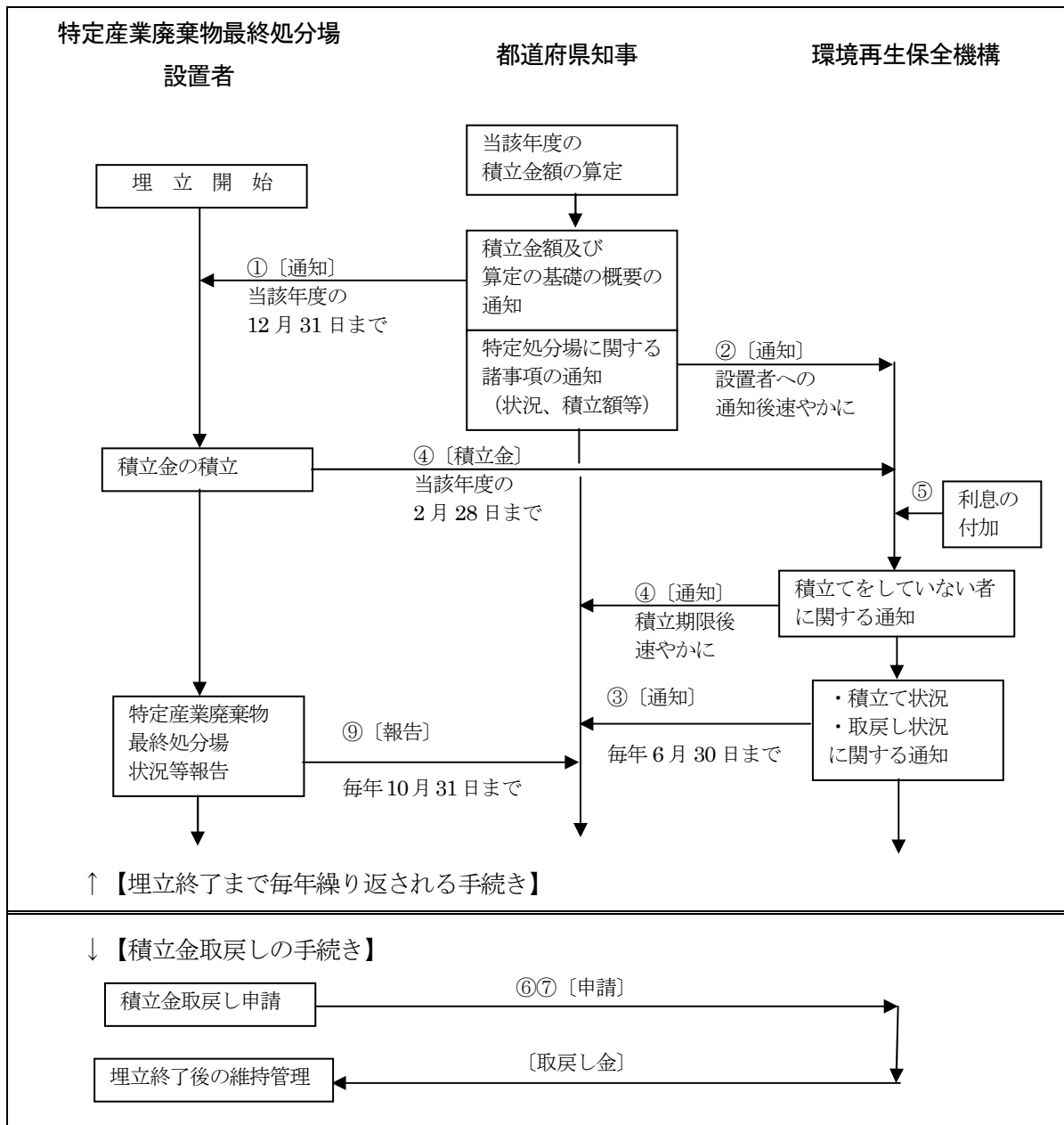
- ① 当該年度の積立て額は、毎年12月31日までに、特定産業廃棄物最終処分場ごとに都道府県知事が算定し、その額と算定の基礎の概要を記載した文書を、設置者に対して交付します。通知の対象は、当該年度の4月1日時点で使用することができ、かつ、埋立が終了していない処分場です。 [施行規則第4条の10第1項]
- ② 都道府県知事は、上記①の通知後、速やかに機構にも以下の事項を通知します。
  - (ア) 設置者の氏名または名称、住所、法人の場合の代表者氏名
  - (イ) 許可年月日、許可番号
  - (ウ) 埋立開始年月、埋立終了予定年月
  - (エ) 設置場所、埋立面積、当該年度の前年度の埋立残容量、当該年度の4月から9月までに埋立された廃棄物の数量
  - (オ) 設置者に対して通知した積立金の額、積立額の算定の基礎の概要 [施行規則第4条の10第2項]
- ③ 機構は、積立金の積立て状況、取り戻し状況について、翌年度の6月30日までに都道府県に対して通知します。 [施行規則第4条の10第3項]
- ④ ①の通知を受けた設置者は、その年度の2月28日までに、通知された額の積立金を事業団に積み立てなければなりません。この積立金を積立て期限までに積み立てなかったときは、速やかに、機構から知事に通知されます。 [施行規則第4条の11第1、2項]
- ⑤ 積立金の利息は、環境大臣の許可を受けて、機構が定めます。なお、積立金の払い渡しの日については、利息は付されません。 [施行規則第4条の12第1、2項]
- ⑥ 下表の左欄に掲げる場合には、同右欄の額の積立金を取り戻すことができます。なお、積立金の総額を超える取り戻しはできません。

[法第8条の5第6項、施行規則第4条の13各項、同第4条の14]

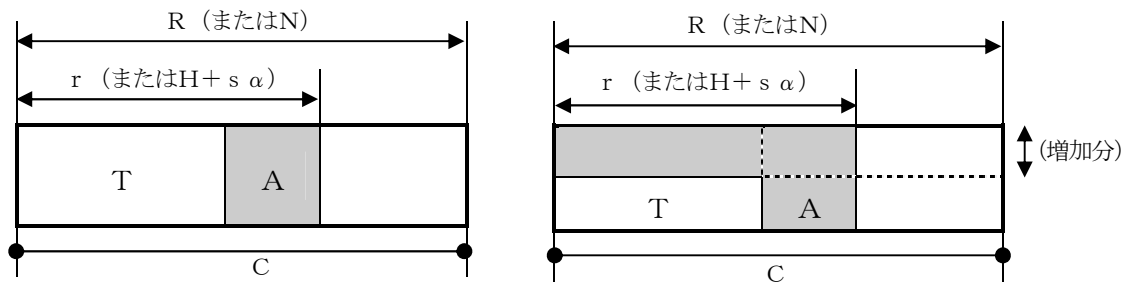
埋立終了後に維持管理を行う場合	維持管理に必要な額(維持管理期間が一年を超える場合の取り戻し額は、毎年、一年分の維持管理費用に限る)。
廃止確認を受けた場合	機構に積み立てられた積立金の全額(廃止の確認前に一部が取り戻されている場合は、残額)
算定した積立金額がマイナスとなった場合	算定式により算定したマイナス金額分(千円未満は切捨て)。

- ⑦ 積立金を取り戻す場合は、維持管理積立金取戻し申請書を、必要書類を添えて機構に提出しなければなりません。 [施行規則第4条の15第1、2項]
- ⑧ 特定産業廃棄物最終処分場の譲受け・借受けの許可、合併・分割の認可、相続の届出により設置者の地位が承継された場合は、知事が、それまでに積み立てられた積立金額を、地位を承継した者に通知します。 [施行規則第4条の16]
- ⑨ 特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、毎年度10月31日までに、当該処分場に関する特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書を、都道府県知事に提出しなければなりません(当該年度の4月1日時点で埋立終了している場合を除く)。 [施行規則第4条の17]

図2 維持管理積立金制度の流れ



維持管理積立金の額の算定 概念図 (文字の定義は6-7(2)のとおり。)



- 注1) 維持管理に必要な総額の見込み (C) に変動があれば、当該年度のうちに調整される (右図)。  
 注2) H18. 4. 1 以降に積立金制度が適用される最終処分場は、維持管理に必要な総額 (C) のうち、H17 年度末までの埋立期間または埋立処分量に相当する金額を除いた額が、積立金制度に基づく積立義務額となる。

表 10 産業廃棄物処理施設の記録事項と記録期限

1. ガス化改質方式、電気炉等を用いた焼却施設を除く焼却施設 (施行令第7条 第3、5、8、12、13号の2の施設)	
(1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末まで
(2) 次のA～Dの測定に関する①～③の事項 A. 燃焼室中の燃焼ガスの温度の連続測定 B. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）の連続測定 C. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定 D. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度の測定 ① 測定を行った位置 ② 測定の結果の得られた年月日 ③ 測定の結果	結果の得られた日の 翌月末まで
(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の 翌月末まで
(4) 次のA～Bの測定に関する①～④の事項 A. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度（毎年1回以上） B. 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）（6月に1回以上） ① 排ガスを採取した位置 ② 排ガスを採取した年月日 ③ 測定の結果の得られた年月日 ④ 測定の結果	結果の得られた日の 翌月末まで
2. ガス化改質方式の焼却施設 (施行令第7条 第3、5、8、12、13号の2の施設)	
(1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末まで
(2) 次のA～Bの測定に関する①～③の事項 A. 改質設備内のガスの温度の連続測定 B. 除去設備に流入する改質ガスの温度（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合は、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）の連続測定 ① 測定を行った位置 ② 測定の結果の得られた年月日 ③ 測定の結果	結果の得られた日の 翌月末まで
(3) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の 翌月末まで
(4) 次のA～Dの測定に関する①～③の事項 A. 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類濃度（毎年1回以上） B. 除去設備の出口における改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、硫化水素の濃度（6月に1回以上） ① 排ガスを採取した位置 ② 排ガスを採取した年月日 ③ 測定の結果の得られた年月日 ④ 測定の結果	結果の得られた日の 翌月末まで

表 10 産業廃棄物処理の記録事項と記録期限（つづき）

<p>3. 電気炉等を用いた焼却施設</p> <p style="text-align: right;">（施行令第7条 第3、5、8、12、13号の2の施設）</p>	
(1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末まで
<p>(2) 次の A～B の測定に関する①～③の事項</p> <p>A. 溶鋼の炉内または炉の出口における温度の定期的測定</p> <p>B. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）の連続測定</p> <p>① 測定を行った位置</p> <p>② 測定の結果の得られた年月日</p> <p>③ 測定の結果</p>	結果の得られた日の翌月末まで
(3) 排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の翌月末まで
<p>(4) 次の A～B の測定に関する①～④の事項</p> <p>A. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度（毎年1回以上）</p> <p>B. 煙突から排出される排ガス中のばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）の濃度（6月に1回以上）</p> <p>① 排ガスを採取した位置</p> <p>② 排ガスを採取した年月日</p> <p>③ 測定の結果の得られた年月日</p> <p>④ 測定の結果</p>	結果の得られた日の翌月末まで
<p>4. 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の溶融施設</p> <p style="text-align: right;">（施行令第7条 第11号の2の施設）</p>	
(1) 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末まで
<p>(2) 次の測定に関する①～③の事項</p> <p>A. 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度の連続測定</p> <p>① 測定を行った位置 ② 測定の結果の得られた年月日</p> <p>③ 測定の結果及び測定の結果から推定される溶融炉内の温度</p>	結果の得られた日の翌月末まで
<p>(3) 次の A～B の測定に関する①～④の事項</p> <p>A. 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度（6月に1回以上）</p> <p>B. 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度（6月に1回以上）</p> <p>① 試料を採取した位置 ② 試料を採取した年月日</p> <p>③ 測定の結果の得られた年月日 ④ 測定の結果</p>	結果の得られた日の翌月末まで
<p>(4) 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験に関する①～④の事項</p> <p>① 試料を採取した位置 ② 試料を採取した年月日</p> <p>③ 試験の結果の得られた年月日 ④ 測定の結果</p>	結果の得られた日の翌月末まで
(5) 排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の翌月末まで
(6) 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために破砕機を設置する場合は、集じん器にたい積した粉じんの除去を行った年月日	除去を行った日の翌月末まで

表 10 産業廃棄物処理の記録事項と記録期限（つづき）

5. 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物の分解施設、PCB汚染物・PCB処理物の洗浄施設または分離施設 (施行令第7条 第12号の2、13号の施設)	
(1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末まで
(2) 次のA～Gの測定に関する①～③の事項 A. (脱塩素化分解方式廃PCB等分解施設) 反応中の混合物の温度の連続測定 B. (水熱酸化分解方式廃PCB等・PCB汚染物分解施設) 反応中の混合物の温度及び反応機の圧力の連続測定 C. (還元熱化学分解方式廃PCB等・PCB汚染物分解施設) 反応設備内の温度、圧力、薬剤として用いられるガスの供給量の連続測定 D. (光分解方式廃PCB等分解施設) 照射される光の強度の定期的測定、反応中の混合物の温度の連続測定、反応終了後の混合物処理における反応中の混合物の温度の連続測定 E. (機械化学分解方式PCB汚染物分解施設) 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数の連続測定 F. (溶解分解方式PCB汚染物分解施設) 反応設備内の温度及び圧力の連続測定、除去設備内の生成ガスの温度の連続測定 G. (分離方式PCB汚染物・処理物分離施設) 分離設備内の温度及び圧力の連続測定、回収設備内の温度の連続測定 ① <input type="text"/> 測定を行った位置 <input type="text"/> ② <input type="text"/> 測定の結果の得られた年月日 <input type="text"/> ③ <input type="text"/> 測定の結果 <input type="text"/>	結果の得られた日の 翌月末まで
(3) 次のA～Bの測定に関する①～④の事項 A. (水熱酸化分解方式廃PCB等分解施設) 放流水中のPCB含有量、ハルメキサン抽出物質含有量、水素イオン濃度(6月に1回以上) B. (分離方式PCB汚染物・処理物分離施設) 回収液(PCBの分離回収後に生じる液状の産業廃棄物)の量、排出した回収液の量およびPCB含有量 ① <input type="text"/> 試料を採取した位置 <input type="text"/> ② <input type="text"/> 試料を採取した年月日 <input type="text"/> ③ <input type="text"/> 測定の結果の得られた年月日 <input type="text"/> ④ <input type="text"/> 測定の結果 <input type="text"/>	結果の得られた日の 翌月末まで
(4) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去を行った年月日 (還元熱化学分解方式・プラズマ分解方式廃PCB等分解施設) (還元熱化学分解方式・機械化学分解方式・溶解分解方式PCB汚染物分解施設)	除去を行った日の 翌月末まで
(5) 次のA～Bの測定に関する①～④の事項 A. (還元熱化学分解方式・プラズマ分解方式廃PCB等分解施設、還元熱化学分解方式・機械化学分解方式・溶解分解方式PCB汚染物分解施設) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類濃度(毎年1回以上) B. (還元熱化学分解方式・プラズマ分解方式廃PCB等分解施設、還元熱化学分解方式・溶解分解方式PCB汚染物分解施設) 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状物質及び塩化水素の濃度(6月に1回以上) ① <input type="text"/> 生成ガスを採取した位置 <input type="text"/> ② <input type="text"/> 生成ガスを採取した年月日 <input type="text"/> ③ <input type="text"/> 測定の結果の得られた年月日 <input type="text"/> ④ <input type="text"/> 測定の結果 <input type="text"/>	結果の得られた日の 翌月末まで

表 10 産業廃棄物処理の記録事項と記録期限（つづき）

6. 遮断型最終処分場	
（施行令第7条 第14号イの施設）	
(1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末まで
(2) 浸出液による周縁地下水質への影響を判断できる2以上の場所から採取または地下水集排水設備により排出された地下水について、次のA～Bの測定に関する①～④の事項（維持管理基準参照） A. 埋立処分開始前の地下水等検査項目、電気伝導率、塩化物イオン濃度 B. 埋立処分開始後廃止まで、地下水等検査項目（6月に1回以上） C. 埋立処分開始後廃止まで、電気伝導率または塩化物イオン濃度（1月に1回以上）及び異状が認められた場合に測定した地下水等検査項目 ① 地下水を採取した位置 ② 地下水を採取した年月日 ③ 測定の結果の得られた年月日 ④ 測定の結果	結果の得られた日の翌月末まで
(3) 周縁地下水等の地下水等検査項目の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置についての①～②の事項 ① 当該措置を講じた年月日 ② 当該措置の内容	措置を講じた日の翌月末まで
(4) 残余の埋立容量（毎年1回以上）	結果の得られた日の翌月末まで
(5) 外周仕切設備・内部仕切設備の定期点検に関する①～②の事項 ① 点検実施年月日及び結果 ② 点検結果から設備の損壊または保有水の浸出のおそれが認められた場合に講じた設備の損壊防止または保有水の浸出防止措置の内容及び年月日	点検を行った日・措置を講じた日の翌月末まで
(6) 埋立処分が終了し閉鎖した埋立地について実施した覆いの定期点検に関する①～②の事項 ① 点検実施年月日及び結果 ② 点検結果から設備の損壊または保有水の浸出のおそれが認められた場合に講じた設備の損壊防止または保有水の浸出防止措置の内容・年月日	点検を行った日・措置を講じた日の翌月末まで
7. 安定型最終処分場	
（施行令第7条 第14号ロの施設）	
(1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末まで
(2) 擁壁・えん堤その他の設備の定期点検に関する①～②の事項 ① 点検実施年月日及び結果 ② 点検結果から設備の損壊のおそれが認められた場合に講じた設備の損壊防止措置の内容及び年月日	点検を行った日・措置を講じた日の翌月末まで
(3) 残余の埋立容量（毎年1回以上）	結果の得られた日の翌月末まで
(4) 搬入された産業廃棄物の展開検査に関する①～②の事項 ① 検査の各月ごとの実施回数 ② 検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混合が認められた年月日	検査実施日・付着等が認められた日の翌月末まで

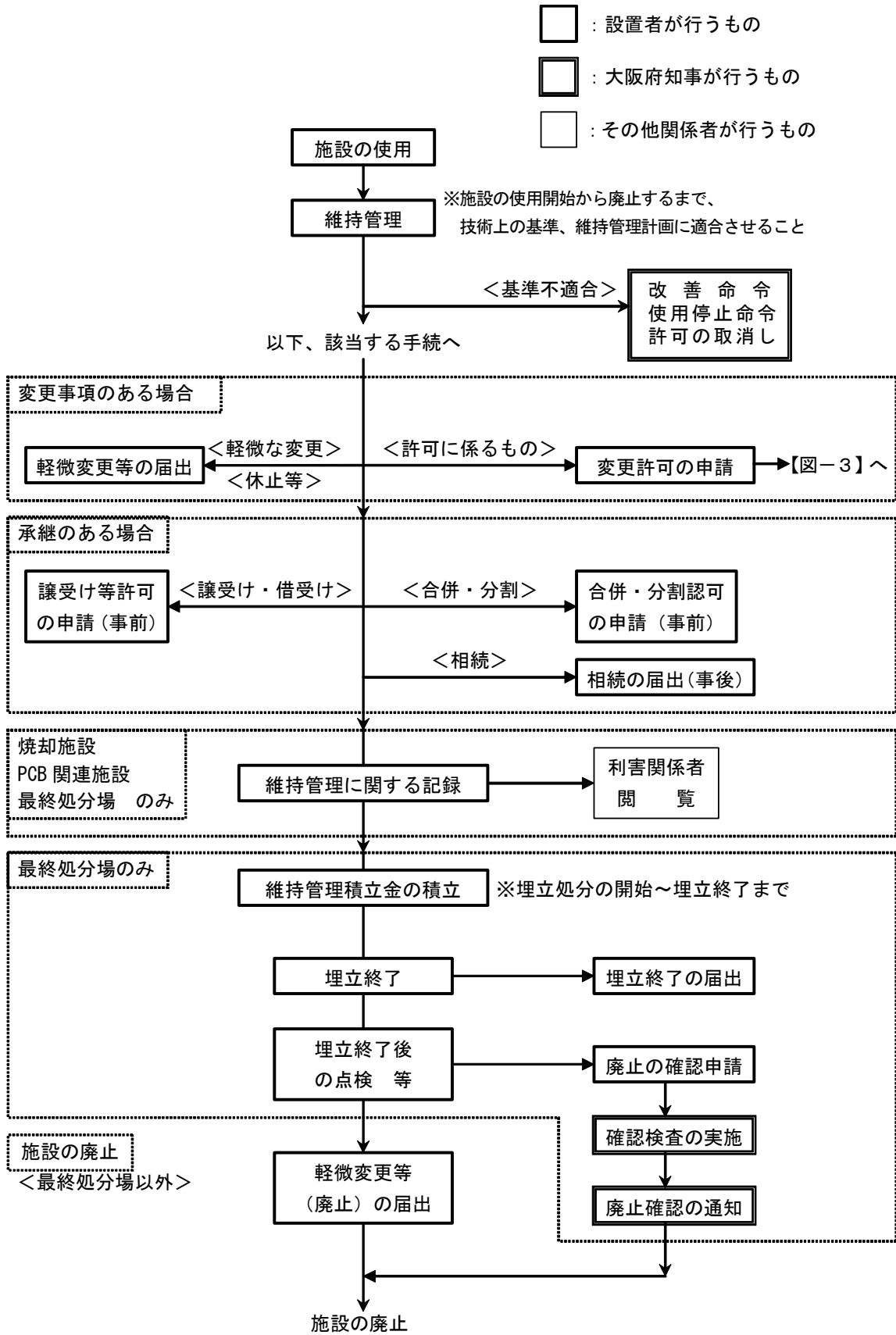
表 10 産業廃棄物処理の記録事項と記録期限（つづき）

7. 安定型最終処分場（つづき）	
<p>(5) 浸透水による周縁地下水質への影響を判断できる2以上の場所から採取された地下水、採取設備により採取された浸透水について、次のA～Dの測定に関する①～④の事項（維持管理基準参照）</p> <p>A. （地下水）埋立処分開始前の地下水等検査項目</p> <p>B. （地下水、浸透水）処分開始後廃止まで、地下水等検査項目（毎年1回以上）</p> <p>C. （浸透水）BOD又はCOD（1月1回以上、埋立処分終了後は3月に1回以上）</p> <p>① <u>地下水または浸透水を採取した位置</u></p> <p>② <u>地下水または浸透水を採取した年月日</u></p> <p>③ <u>測定の結果の得られた年月日</u></p> <p>④ <u>測定の結果</u></p>	<p>結果の得られた日の翌月末まで</p>
<p>(6) (5)の地下水・浸透水の水質検査の結果、水質の悪化等が認められた場合に講じた次のA～Cの措置についての①～②の事項（維持管理基準参照）</p> <p>A. 地下水の地下水等検査項目の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置</p> <p>B. 浸透水の地下水等検査項目・BODまたはCODの結果、基準に適合していない場合に講じた埋立処分の中止その他の生活環境の保全上必要な措置</p> <p>① <u>当該措置を講じた年月日</u>      ② <u>当該措置の内容</u></p>	<p>措置を講じた日の翌月末まで</p>
8. 管理型最終処分場	
（施行令第7条 第14号ハの施設）	
(1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月末まで
<p>(2) 擁壁・えん堤その他の設備の定期点検に関する①～②の事項</p> <p>① 点検実施年月日及び結果</p> <p>② 点検結果から設備の損壊のおそれが認められた場合に講じた設備の損壊防止措置の内容及び年月日</p>	<p>点検を行った日・措置を講じた日の翌月末まで</p>
<p>(3) 遮水工の定期点検に関する①～②の事項</p> <p>① 点検実施年月日及び結果</p> <p>② 点検結果から遮水効果の低下のおそれが認められた場合に講じた遮水効果の回復措置の内容及び年月日</p>	<p>点検を行った日・措置を講じた日の翌月末まで</p>
(4) 残余の埋立容量（毎年1回以上）	結果の得られた日の翌月末まで

表 10 産業廃棄物処理の記録事項と記録期限（つづき）

8. 管理型最終処分場（つづき）	
<p>(5) 浸出液による周縁地下水質への影響を判断できる 2 以上の場所から採取または地下水集排水設備により排出された地下水、浸出液処理設備からの放流水について、次の A～B の測定に関する①～④の事項（維持管理基準参照）</p> <p>A. （地下水）埋立処分開始前の地下水等検査項目、電気伝導率、塩化物イオン濃度、ダイオキシン類濃度</p> <p>B. （地下水）埋立処分開始後廃止まで、地下水等検査項目（6 月に 1 回以上）、ダイオキシン類濃度（毎年 1 回以上）</p> <p>C. （地下水）埋立処分開始後廃止まで、電気伝導率または塩化物イオン濃度（1 月に 1 回以上）及び異状が認められた場合には地下水等検査項目</p> <p>D. （地下水）B. 及び C. の結果に異状が認められた場合に測定した地下水等検査項目、ダイオキシン類濃度</p> <p>E. （放流水）pH、BOD、COD、SS、T-N（1 月に 1 回以上）</p> <p>F. （放流水）E. 以外の排水基準等に係る項目、ダイオキシン類濃度（毎年 1 回以上）</p> <p>① <input type="text" value="地下水または放流水を採取した位置"/></p> <p>② <input type="text" value="地下水または放流水を採取した年月日"/></p> <p>③ <input type="text" value="測定の結果の得られた年月日"/></p> <p>④ <input type="text" value="測定の結果"/></p>	<p>結果の得られた日の翌月末まで</p>
<p>(6) (5)B. または D. の地下水の水質検査の結果、水質の悪化等が認められた場合に講じた次の A～B の措置についての①～②の事項（維持管理基準参照）</p> <p>A. 地下水等検査項目の検査の結果、水質の悪化が認められた場合に講じた原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置</p> <p>B. ダイオキシン類の検査の結果、汚染が認められた場合に講じた原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置</p> <p>① <input type="text" value="当該措置を講じた年月日"/> ② <input type="text" value="当該措置の内容"/></p>	<p>措置を講じた日の翌月末まで</p>
<p>(7) 調整池の定期点検に関する①～②の事項</p> <p>① 点検実施年月日及び結果</p> <p>② 点検結果から損壊のおそれが認められた場合に講じた損壊防止措置の内容及び年月日</p>	<p>点検を行った日・措置を講じた日の翌月末まで</p>
<p>(8) 浸出液処理設備の機能の状態の定期点検に関する①～②の事項</p> <p>① 点検実施年月日及び結果</p> <p>② 点検結果から異状を認めた場合に講じた措置の内容及び年月日</p>	<p>点検を行った日・措置を講じた日の翌月末まで</p>

図3 産業廃棄物処理施設の維持管理の流れ



## 7. その他の規定について

### 7-1 許可の取消し等

次の事項に該当する場合、都道府県知事により、「許可の取消し」、「必要な改善の命令（期限付き）」、「施設の使用停止命令（一定期間）」を受けることがあります。

[法第15条の3]

#### <許可取消し等の要件>

- (1) 産業廃棄物処理施設の構造又は維持管理において
  - ① 技術上の基準【表5-2、3】(P.3-7~25、同34~42)に適合していないとき
  - ② 申請書に記載した『設置(変更)に関する計画』若しくは『維持管理に関する計画』に適合していないとき
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理について
  - ① それらを的確に行うに足りる知識及び技能を有していないとき
  - ② それらを的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有していないとき
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、または他人が違反行為をすることを助けたとき
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置者が、法第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置者が、法第14条第5項第2号イから〜【表4-3】(P.2-9)までの欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき ⇒必ず取消し処分されることとなります。
- (6) 改善命令、一時停止命令に違反したとき ⇒必ず取消し処分されることとなります。
- (7) 不正の手段（許可申請書またはその添付書類に虚偽の記載をすることなど）により設置または変更の許可を受けたとき ⇒必ず取消し処分されることとなります。

なお、法第14条第5項第2号イまたはハ〜ホ（法第7条第5項第4号ト[おそれ条項]又は法第14条第5項第2号ロ[暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者]を除く）の欠格要件に該当するに至った場合は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければなりません。（様式等は【添付-8】のとおり。）

[法第15条の2の4第3項で準用する第9条第6項]

- ① 産業廃棄物処理施設の設置の場所、及び種類
- ② 法第15条第1項の許可の年月日、及び許可番号
- ③ 該当するに至った欠格要件の法令上の条項、及び該当するに至った具体的理由
- ④ 欠格要件に該当するに至った年月日

## 7-2 廃止、休止、再開

産業廃棄物処理施設の設置者は、その産業廃棄物処理施設を廃止したとき、若しくは休止し、若しくは休止した産業廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

〔法第15条の2の4第3項で準用する第9条第3項〕

この届出を行う場合には、『産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書』（施行規則様式第23号）を提出する必要があります。（様式等は【添付-5】のとおり。）

なお、最終処分場の廃止については、以下の手続きを行う必要があります。（様式等は【添付-7-2、7-3】のとおり。）

- |  |
|--|
| <p>① 埋立処分を終了したとき<br/>→ <b>埋立処分終了届出</b>〔法第15条の2の5第3項で準用する法第9条第4項〕</p> <p>② 埋立処分終了後の維持管理を実施し、廃止の基準に適合する状態になったとき<br/>→ <b>廃止確認申請</b>〔法第15条の2の5第3項で準用する法第9条第5項〕</p> <p>③ 検査の結果、廃止の基準への適合が確認されたことが通知されれば、施設廃止扱いとなる。</p> |
|--|

## 7-3 許可証の再交付・返納

### （1）許可証の再交付

産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合、『許可証再交付申請書』（府細則様式）により再交付の申請ができます。（様式等は【添付-9-2】のとおり。）

なお、汚損または破損により再交付を申請する場合は、お持ちの許可証を申請書に添付してください。また、亡失により再交付を受けた後、亡失した許可証が発見された場合は、発見された許可証を直ちに返納してください。

（注）許可見なしを受けた産業廃棄物処理施設については許可証はありません。

### （2）許可証の返納

次に該当する場合は、許可証を知事に返納しなければなりません。

＜返納が必要な場合＞

- |   |
|---|
| <p>(1) 産業廃棄物処理施設を廃止した場合（届出書に添付）</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設の許可を取り消された場合</p> <p>(3) 亡失した許可証が発見された場合（発見された許可証）</p> |
|---|

## 7-4 事故時の措置

以下に定める施設（以下、「特定処理施設」という。）の設置者は、特定処理施設において破損その他の事故が発生し、生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければなりません。〔法第21条の2第1項〕

知事は、特定処理施設の設置者が応急措置を講じていないと認めるときは、当該応急措置を講ずるよう命ずることができます。〔法第21条の2第2項〕

### 事故時の措置を講じなければならない廃棄物処理施設(特定処理施設)

- ◆ 廃棄物処理法第15条第1項に基づく設置許可対象施設
- ◆ 焼却施設（処理能力50kg/時以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの）
- ◆ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、処理能力が1トン/日以上のもの
- ◆ 廃油の蒸留施設、特別管理産業廃棄物である廃酸、廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、処理能力が1m<sup>3</sup>/日以上のもの

## 7-5 土地の指定と形質変更届出

### (1) 制度の概要

平成16年度の法改正により、廃棄物が地下にある土地で政令で定めるものについて都道府県知事が区域を指定し、当該指定区域における土地の形質変更に係る届出等の義務を課す仕組みが創設され、平成17年4月1日に施行されました。指定区域の範囲等については各所管行政窓口で台帳を閲覧できます。

### (2) 指定区域の範囲

- (ア) 廃止の確認がされた最終処分場の埋立地
- (イ) 廃止の届出がされた最終処分場の埋立地
- (ウ) (ア)・(イ)以外の埋立地（継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であって環境省令で定めるもの又は環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの）【表11-1】参照

### (3) 土地の形質の変更届出

- (ア) 指定区域内において掘削その他の土地の形質の変更をしようとする場合は、その着手日の30日前までに、当該土地の形質の変更について都道府県知事に届け出なければなりません(届出事項は【表11-2】のとおり)。また、「土地の形質の変更」とは、土

地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為が該当し、廃棄物の搬出を伴わないような行為も含まれます。

(イ) 都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合において、当該届出に係る土地の形質の変更の施行方法が一定の基準【表 1 1 - 3】に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。

(ウ) 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検などの通常の管理行為等は事前の届出を行う必要はありません。【表 1 1 - 4】参照

※この届出を行う場合は、事前に（工事着手予定日の2ヶ月前まで）大阪府産業廃棄物指導課へご相談いただきますようお願いいたします。

表 1 1 - 1 : (2) (ウ) 廃止された最終処分場以外の指定区域の範囲

(1) 継続的に又は反復して埋立処分が行われた次の廃棄物の埋立地
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃棄物処理法に基づく設置届出がされた廃棄物の最終処分場のうち、平成3年法改正により創設された廃止届の施行(平成4年7月4日)前に廃止されたもの</li> <li>② 市町村又は廃棄物処理業者が設置していた埋立処分場(廃棄物処理法に基づく設置届出制の施行後、かつ平成9年の廃棄物処理法施行令の一部改正(平成9年政令第269号)の施行前に設置された規模要件未達の最終処分場)及び旧処分場(廃棄物処理法に基づく設置届出制の施行前に設置された最終処分場)のうち、廃止されたもの</li> </ul>
(2) 生活環境の保全上の支障の除去等のために廃棄物処理法に基づく措置命令又は代執行等により次の措置が講じられた廃棄物の埋立地
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃棄物の層のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置する措置（いわゆる「遮水封じ込め」）</li> <li>② 廃棄物を当該土地から掘削し、当該土地に地下水への浸出を防止するための構造物を設置して、当該構造物の内部に掘削した廃棄物を埋め戻す措置（いわゆる「原位置覆土」）</li> </ul>

表 1 1 - 2 : 形質変更届出事項

① 指定区域の所在地	② 土地の形質の変更の内容
③ 埋立廃棄物の種類	④ 埋立廃棄物の搬出の有無及び搬出先
⑤ 土地の形質の変更の完了予定日	⑥ 土地の形質の変更の施行計画書（モニタリング計画を含む。）
⑦ 土地の形質の変更場所を明らかにした図面	⑧ 土地の形質の変更をする指定区域の状況を明らかにした図面
⑨ 土地の形質の変更の施行方法を明らかにする平面図、立面図及び断面図	
⑩ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにする図面等	
⑪ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面	

表 1 1 - 3 : 形質変更の施行の基準（概要）

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないよう次のような必要な措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物を飛散、流出させないこと。</li> <li>・可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、ガス処理等を行うこと。</li> <li>・埋立地の内部に保有水が発生し、外部に流出するおそれがある場合には、水処理等を行うこと。</li> </ul> </li> <li>② 土地の形質の変更に当たり、覆いの機能を損なう場合には速やかに当該機能を修復するための必要な措置を講ずること。</li> <li>③ 土地の形質の変更に当たり、廃棄物の埋立地の設備の機能を損なう場合には速やかに当該機能を修復するための必要な措置を講ずること。</li> <li>④ 工事に伴う生活環境保全上の支障の有無を確認するために、必要な範囲内で水質検査等のモニタリングを行い、生活環境保全上の支障が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること（その結果を都道府県知事等に報告すること）。</li> </ul> <p>詳細は「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」参照（環境省ホームページ）  <a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/">http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/</a></p>
---

表 1 1 - 4 : 届出対象外の軽易な行為

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 盛土等の荷重により廃棄物の埋立地の設備の機能に支障を生じるおそれがない行為</li> <li>② 掘削等により廃棄物の埋立地の覆いの機能を損なうおそれがない行為</li> <li>③ 廃棄物の埋立地の設備（例えば、擁壁等）の機能を維持するために必要な範囲内で修復又は点検を行う行為</li> </ul>
--

## 8. 罰 則

事業者は、法の定めに従い、産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。

万一、法に違反した場合は、以下に掲げる罰則の適用を受けることがあります。

[法第25条～法第34条]

表12 罰則一覧

法	違反事項		罰 則		
第25条 1項	1号	処理業無許可営業	許可を受けずに、他人の廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行った場合 14条1項・6項 14条の4第1項・6項	5年以下の懲役 若しくは1,000万円以下の罰金 又はこの併科	
	2号 4号 9号 11号	不正の手段による許可取得	虚偽記載など不正の手段により、収集・運搬業又は処分業、施設設置の許可を受けた場合 14条1項・6項 14条の2第1項、 15条1号、15条の2の5第1項		14条の4第1項・6項 14条の5第1項
	3号	処理業無許可変更	許可を受けずに、収集・運搬業又は処分業に係る事業の範囲を変更した場合		14条の2第1項 14条の5第1項
	5号	事業停止命令等違反	収集運搬業又は処分業に係る事業停止命令等に違反した場合		14条の3 14条の6
		措置命令違反	生活環境保全上支障又はそのおそれがある場合の支障の除去等の措置命令に違反した場合		19条の5第1項 19条の6第1項
	6号	委託基準違反	無許可の収集運搬業者又は処分業者に産業廃棄物の処理を委託した場合		12条3項 12条の2第3項
	7号	名義貸し禁止違反	収集、運搬業者又は処分業者が自己の名義をもって、他人に業行為を行わせた場合		14条の3の3 14条の7
	8号	処理施設無許可設置	許可を受けずに、廃棄物処理施設を設置した場合		15条1項
	10号	処理施設無許可変更	許可を受けずに、廃棄物処理施設の構造等の変更を行った場合		15条2の5第1項
	12号	廃棄物無確認輸出	確認を受けずに廃棄物を輸出した場合		15条の4の7第1項
	13号	受託禁止違反	許可を受けずに、他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託を受けた場合		14条13項 14条の4第13項
	14号	投棄禁止違反	みだりに廃棄物を捨てた場合 第32条参照		16条
	15号	不法焼却	処理基準に違反して廃棄物を焼却した場合		16条の2
	16号	指定有害物質の処理基準違反	指定有害物質の保管、収集、運搬又は処分の基準に違反した場合		16条の3
第25条 2項	前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂	廃棄物無確認輸出、不法投棄、不法焼却の未遂	16条 16条の2		
第26条	1号	委託基準違反	委託基準に従わず、他人に廃棄物の収集運搬又は処分の委託をした場合	12条4項 12条の2第4項	3年以下の懲役 若しくは300万円以下の罰金 又はこの併科
		再委託基準違反	収集運搬業者、処分業者が再委託基準に従わず、再委託した場合	14条14項 14条の4第14項	
	2号	処理施設使用停止・改善命令違反	廃棄物処理施設に対する使用停止命令又は改善命令に従わない場合	15条の2の6	
		処理基準・保管基準改善命令違反	産業廃棄物の処理基準・保管基準に係る改善命令に従わない場合	19条の3	
	3号	処理施設の無許可での譲り受け等違反	産業廃棄物処理施設を無許可で譲り受け、又は借り受けた場合	15条の4	
	4号	国外廃棄物無許可輸入違反	許可を受けずに、産業廃棄物を輸入した場合	15条の4の5第1項	
5号	輸入許可条件違反	産業廃棄物の輸入許可において、付された条件に違反した場合	15条の4の5第4項		
6号	不法投棄・不法焼却準備	不法投棄、不法焼却の罪を犯す目的で収集・運搬した場合	16条 16条の2		
第27条	廃棄物無確認輸出予備	廃棄物無確認輸出を目的として予備をした者	15条の4の7第1項	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金 又はこの併科	

表12 罰則一覧 (つづき)

法	違反事項		罰則				
第29条	1号	欠格該当届出義務違反	処理業許可業者・施設設置者の欠格要件該当届出をせず、または虚偽の届出をした場合	14条の2第3項 14条の5第3項 15条の2の5第3項	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金		
	2号	処理施設使用前検査受検義務違反	廃棄物処理施設に係る使用前検査を受けずに処理施設を使用した場合	15条の2第5項 15条の2の5第2項			
	3号	産業廃棄物管理票交付義務違反	産業廃棄物管理票を交付せず又は規定事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した場合	12条の3第1項 15条の4の7第2項			
	4号	運搬受託者の管理票送付義務違反	収集運搬受託者が管理票の写しを送付せず、又は記載漏れ若しくは虚偽の記載をして管理票を送付した場合	12条の3第2項			
	5号	運搬受託者の管理票回付義務違反	収集運搬受託者が処分業者に管理票を回付しなかった場合	12条の3第2項			
	6号	処分業者の管理票送付義務違反	処分業者が管理票の写しを送付せず、又は記載漏れ若しくは虚偽の記載をして管理票を送付した場合	12条の3第3項 12条の3第4項 12条の5第5項			
	7号	管理票保存義務違反	管理票の写しを、送付を受けた日から5年間保存しなかった場合	12条の3第5項			
	8号 9号	収集運搬業者又は処分業者の管理票虚偽交付	運搬又は処分を受託していないにも係わらず、虚偽の記載をした管理票を作成・交付した場合、または運搬・処分・最終処分が終了していないにもかかわらず管理票の写しを送付した場合	12条の4第1～3項			
	10号	電子マニフェスト虚偽違反	情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者	12条の5第1項 15条の4の7第2項			
	11号		情報処理センターに報告せず若しくは虚偽の報告をした運搬受託者・処分受託者	12条の5第2～3項			
	12号	管理票に関する義務違反者への措置命令違反	管理票に関する義務違反者への勧告(12条の6第1項)に従わなかった場合の命令に違反した場合	12条の6第3項			
	14号	事故時の措置命令違反	事故時の措置命令に違反した場合	21条の2第2項			
	第30条	1号	帳簿保存等義務違反	事業者又は処理業者が、廃棄物処理に関する帳簿を備えおかず、記載・保存しなかった場合、又は虚偽の記載をした場合		12条11項 12条の2第12項 14条15項 14条の4第16項	30万円以下の罰金
		2号	処理業届出義務違反	処理業者が、業務の廃止又は変更の届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合		14条の2第3項 14条の5第3項	
処理施設届出義務違反			廃棄物処理施設の軽微変更、廃止等に係る届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合	15条の2の4第3項			
最終処分場埋立終了届出義務違反			最終処分場の埋立終了の届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合	15条の2の4第3項			
処理施設承継届出義務違反			廃棄物処理施設を相続承継した旨の届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合	15条の4			
3号		記録義務違反	廃棄物処理施設または無害化認定施設に係る維持管理事項を記録せず若しくは虚偽の記録をし、又は備え置かなかった場合	15条の2の3 15条の4の4第3項			
4号		管理責任者等設置義務違反	事業者が、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった場合	12条6項 12条の2第6項			
5号		報告義務違反	事業者、廃棄物処理業者、処理施設設置者が知事から求められた報告をしなかった場合、又は虚偽の報告をした場合	18条			
6号	立入検査の拒否、妨害、忌避	都道府県職員による立入検査に対し、拒否、妨害、忌避をした場合	19条1項・2項				
7号	技術管理者設置義務違反	廃棄物処理施設に技術管理者を置かなかった場合	21条1項				
第32条	法人等に対する両罰規定	法人等において、その法人の従業員等が、その法人の業務に関し上記の違反行為をしたときは、行為者に対して罰則を適用するほか、法人に対しても罰金刑を科す	法人に対しても各条の罰金刑 ※無許可業行為、不正手段許可取得、無確認輸出、投棄禁止・焼却禁止違反(未遂含む)は1億円以下の罰金刑				
第34条	名称使用禁止違反	登録を受けずに、「登録廃棄物再生事業者」という文字を名称中に用いた場合	20条の2第3項	10万円以下の過料			

産業廃棄物処理施設に係る申請、届け出等の概要

	申請・届出の種類	様式	内容	添付書類(※1)	提出部数(※1)	提出方法	手数料		
申請	産業廃棄物処理施設 設置許可申請	施行規則 様式第 18 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設を設置しようとするとき</li> <li>許可を受けるまで工事に着工することはできません</li> </ul>	個別に指示	個別に指示	持参すること	焼却施設 PCB 関連施設 最終処分場 140,000 円 その他施設 120,000 円		
	産業廃棄物処理施設 変更許可申請	施行規則 様式第 22 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設について、法令で定める事項の変更を行おうとするとき（軽微な変更は除く）</li> <li>許可を受けるまで工事に着工することはできません</li> </ul>				個別に指示	焼却施設 PCB 関連施設 最終処分場 130,000 円 その他施設 110,000 円	
	産業廃棄物処理施設 譲受け借受け許可申請	施行規則 様式第 26 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設を譲り受け、または借り受けようとするとき</li> <li>許可を受けるまで使用することはできません</li> </ul>				正本 1 部 写し 1 部	94,000 円	
	合併・分割認可申請	施行規則 様式第 27 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設の設置者である法人が合併又は分割しようとするとき（一部例外あり）</li> <li>認可を受けるまで使用することはできません</li> </ul>						
	産業廃棄物処理施設 使用前検査申請	施行規則 様式第 19 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設が竣功し、使用前検査を受けようとするとき</li> <li>検査適合が認められるまで使用することはできません</li> </ul>						不要
	産業廃棄物最終処分場 廃止確認申請	施行規則 様式第 25 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止の確認を受けようとするとき</li> <li>廃止の基準に適合していると認められるまで廃止することはできません</li> </ul>						

	申請・届出の種類	様式	内容	添付書類(※1)	提出部数(※1)	提出方法	手数料
届 出	産業廃棄物処理施設 軽微変更等届出						
	軽微な変更の届出	施行規則 様式第 23 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設について、法令で定める軽微な変更を行ったとき</li> <li>遅滞なく届け出なければなりません</li> </ul>	個別に指示	正本 1 部 写し 1 部	持参すること (※2)	不 要
	廃止の届出		<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設を廃止したとき（最終処分場は除く）</li> <li>遅滞なく届け出なければなりません</li> </ul>	許可証 (ない場合あり)			
	休止の届出		<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設を休止したとき</li> <li>遅滞なく届け出なければなりません</li> </ul>	不 要			
	再開の届出		<ul style="list-style-type: none"> <li>休止した産廃施設を再開したとき</li> <li>遅滞なく届け出なければなりません</li> </ul>				
	相続届出	施行規則 様式第 28 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃施設を相続したとき</li> <li>遅滞なく届け出なければなりません</li> </ul>	個別に指示	正本 1 部 写し 1 部	持参すること	
	産業廃棄物の最終処分場 の埋立処分終了届出	施行規則 様式第 24 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場において埋立が終了したとき</li> <li>埋立終了した日から 30 日以内</li> </ul>				
	欠格要件該当届出	施行細則 様式第 18 号 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号イまたはハ～ホ（法第 7 条第 5 項第 4 号ト[おそれ条項]又は法第 14 条第 5 項第 2 号ロ[暴力団員等]を除く）に該当したとき（P.2-9【表 4-3】参照）</li> <li>該当するに至った日から二週間以内</li> </ul>				
報 告	特定産業廃棄物 最終処分場状況等報告書	施行規則 様式第 21 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>国又は地方公共団体以外の者が管理型最終処分場・安定型最終処分場を使用しているとき</li> <li>毎年 6 月 30 日までに報告しなければなりません</li> </ul>	不 要	正本 1 部	郵送可	

※1 添付書類、提出部数については申請・届出時に確認してください。

※2 軽微な変更届出のうち、設置者の氏名・名称・住所または役員・出資者・使用人のみに係る変更届出の場合は、郵送可。

<p>産業廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>		
<p>大阪府知事 様</p>		
<p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p>		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力	<p style="text-align: right;">m<sup>3</sup>/日( )時間</p> <p style="text-align: right;">t /日( )時間</p> <p style="text-align: right;">m<sup>3</sup>/時間</p> <p style="text-align: right;">t /時間</p> <p>面積 m<sup>2</sup></p> <p>埋立容量 m<sup>3</sup></p>	
<p>△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項</p>	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方式	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	<p>量</p> <p>処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)</p>
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項			
△災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)				
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自家処分          委託処分	
		処分方法		
	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分          委託処分	
		処分方法		
	△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
	△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			



(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又 は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割	合	住 所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類の別については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

※法定様式の第4面の備考も参照すること。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書																	
平成 年 月 日																	
大阪府知事 様																	
申請者 住 所 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号																	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。																	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	〇〇市〇〇町〇番、〇番、〇番・・・以上〇筆 ※施設を設置する場所(原則として付帯施設を含む事業場)のすべての地番を記載																
産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチックの破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設 ※施行令第7条に規定された施設区分を記入																
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず ※法第2条第4項及び令第2条に規定された産業廃棄物の種類を記載(処理するすべての産業廃棄物を記載)																
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日																
使用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日																
※許 可 の 年 月 日	年 月 日																
※許 可 番 号																	
産業廃棄物処理施設の処理能力 A=B×C、a=b×c となるように記載する。ただし B、b が 8 時間未満の場合は B、b を 8 時間とする。	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">a</td> <td style="border: none;">m<sup>3</sup>/日 (b) 時間</td> <td rowspan="5" style="border: none; padding-left: 20px;">← 最終処分場の場合。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">A</td> <td style="border: none;">t</td> <td style="border: none;">/ 日 (B) 時間</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">c</td> <td style="border: none;">m<sup>3</sup></td> <td style="border: none;">/ 時間</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">C</td> <td style="border: none;">t</td> <td style="border: none;">/ 時間</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">}</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> 面積 埋立容量 m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>	{	a	m <sup>3</sup> /日 (b) 時間	← 最終処分場の場合。	A	t	/ 日 (B) 時間	c	m <sup>3</sup>	/ 時間	C	t	/ 時間	}		
{	a	m <sup>3</sup> /日 (b) 時間	← 最終処分場の場合。														
A	t	/ 日 (B) 時間															
c	m <sup>3</sup>	/ 時間															
C	t	/ 時間															
}																	
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置	※「別紙のとおり」として、施設位置を明示した事業場敷地内平面図(敷地形状を反映し計測による検証が可能なもの)を添付。															
	産業廃棄物処理施設の処理方式	※焼却の場合は「ストーカ式」「流動床式」等、破碎の場合は「衝撃式」「2軸せん断破碎」等。															
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	※「別紙のとおり」として、構造を明らかにする平面・立面・断面図その他の構造図面を添付。															
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	※最大能力で稼働した際に排出される排ガス量(m <sup>3</sup> /日)または排水量(t/日) ※「別添参照」として以下の事項を記載・図示した資料を参照する。 排ガスの場合: 処理方法(処理系統図、処理装置構造図面・仕様書、風量・差圧・処理能力計算書含む)、施設・敷地内の排気ダクト配置図、局所・建屋排気施設(フード等)構造図、排出口の構造(位置・高さ・排出口径・形状のわかる図面添付)を記載 排水の場合: 処理方法(処理系統図、処理装置構造図面・仕様書、能力計算書を含む)、施設・敷地内の排水系統図(雨水集水系統を含む)、排水口の位置、放流先を記載															
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	※最大能力で運転した場合に達成できる排ガス・排水の排出口濃度を記載する。 ※「根拠は別添のとおり」として、これらの濃度の根拠となる設計計算書、同等施設における運転実績証明書等を添付。															
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	※「別添のとおり」として構造基準への適合を説明する書類を添付(添付書類の基準適合表を参考とすること。)																
※事務処理欄																	

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		※申請者として産業廃棄物処理施設に係る周辺的生活環境の保全のために自ら達成することとした排ガス・排出水の濃度の管理目標値を記載する（「別添参照」として当該目標値を説明する書類を添付することができる。）。
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		※申請者として自ら実施することとした排ガス、排出水の測定の頻度、項目、測定対象を記載する（別添参照可）。
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		※「別添のとおり」として維持管理基準への適合を説明する書類を添付（添付書類の基準適合表を参考とすること。）。 ※法定帳簿記載様式、及び帳簿閲覧を実施する場所を明示した図面を添付すること。 ※最終処分場の場合は、形状測量の基点となる基準点を明示した図面、及び当該基準点とその周辺の写真を添付すること。 ※その他、必要に応じ、周辺的生活環境への影響を抑制するために実施する維持管理内容を記載すること。
△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）			※備考参照
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分                      委託処分 ※該当するものに○印をつけること。
		処分方法	※最終処分または再生までの全工程を記載すること。
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分                      委託処分 ※該当するものに○印をつけること。
		処分方法	※最終処分または再生までの全工程を記載すること。
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			※「別添参照」として以下の事項を記載・図示した計画書を添付すること。 ①埋立方式、②埋立順序・工程、③埋立法面形状と覆土・表面保護工法、④埋立高さ、⑤埋立期間、⑥埋立処分終了後の維持管理内容、⑦その他周辺的生活環境への影響を抑制するために必要な維持管理事項
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			※「別添資料」として以下の事項を記載・図示した計画書を添付すること。 ①産業廃棄物処理施設への廃棄物搬入・処理後物搬出の手段、②前項の主な経路、③搬出入を行う時間帯、④その他搬出入に伴う周辺的生活環境への影響を抑制するために実施する維持管理方法



(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又 は出資の金額	本	籍
		割	住	所
※全員を記載しきれない場合は「別紙のとおり」として、同様式の名簿を添付する(備考参照)。				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
※全員を記載しきれない場合は「別紙のとおり」として、同様式の名簿を添付する(備考参照)。			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理施設設置許可申請書添付書類一覧（申請者が法人の場合）

提出部類	・政令第7条の2に該当しない施設 ・政令第7条の2に該当する施設	正本 1部 正本 1部	副本 5部 副本 20部
No.	添付書類及びその内容		
1	生活環境影響調査書		
2	設置及び維持管理に関する計画書 構造基準及び維持管理基準への適合状況を判断できるものとする（添付書類の様式例参照）。		
3	当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 当該施設の形状、寸法、内部構造を明らかにする図面、及び能力計算書（最終処分場においては求積図）。 事業場内の平面図（施設が設置される建屋、敷地の囲い（構造と高さを付記）、出入口、管理事務所、廃棄物・処理後物の保管場所、排ガス・排水処理施設及びそれらの排出口を明示したもの）を添付すること。保管場所については保管容量を計算できる図面とすること。その他、構造基準への適合状況を審査するための資料の添付を求めることがある。		
4	(最終処分場以外の施設である場合) 処理工程図 (最終処分場である場合) ・ 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 ・ 災害防止のための計画 ・ 埋立処分の計画 処理工程図は、産業廃棄物を貯留する設備から、処理した産業廃棄物を保管・貯留する設備までの処理工程フロー図。 埋立処分の計画は、埋立の工程（埋立地内における埋立順序、覆土、施設整備等を含めた工程）、埋立処分の期間、石綿含有産業廃棄物の埋立予定区域、埋立処分終了後廃止までの維持管理に関する計画を含めること。		
5	当該産業廃棄物処理施設の付近の見取り図 周辺住宅地図等。敷地範囲、主たる通路、排水放流先水域を明示すること。		
6	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 技術管理者についての講習の終了証（受講予定であれば受講票など予定を証明する書類）の写し。		
7	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（借入金がある場合はその返済計画及び収支計画） 細則様式第10号によること。		
8	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、及び確定申告書の写し。 法人設立から3年を経過しない場合等、直前3年の貸借対照表・損益計算書が添付できない場合は理由書及び追加書類を添付。直前2年分の有価証券報告書でも可。なお、債務超過、施設設置に必要な資金が確保できていない、または新たに必要となる運転・維持管理費を賄える利益が計上できていない場合は、経理的基礎の審査のために必要な追加書類を求める（表4-2参照）。 法人税に関する書類は国税税務署発行の納税証明書（その1）。3年分を添付できない場合は、理由書、開業届出書写し等の追加書類を提出すること。なお、有価証券報告書を添付の場合は省略可。 確定申告書の写しについては、税務署の受付印が押印されたもので、別表1（1）と別表4（必要に応じその他の添付資料の写しの提出を求めることがある。）。		
9	申請者の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人登記簿謄本） 登記事項証明書は履歴事項全部証明書とする。		
10	法第14条第5項第2号ニに規定する役員住民票の写し及び登記されていないことの証明書 法第14条第5項第2号ニに規定する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。		
11	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び登録されていないことの証明書（個人の場合）又は登記事項証明書（法人登記簿謄本）（法人の場合） 株主又は出資者が役員と重複する場合の住民票は不要。		

(法人の場合 つづき)

No.	添付書類及びその内容
12	申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 政令第6条の10に規定する使用人とは、使用人で次の①,②に掲げるものの代表者であるもの ①本店又は支店(商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所) ②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業にかかる契約を締結する権限を有する者を置くもの。
13	施設設置場所の土地の登記事項証明書、地籍図(公図)の写し、及び当該土地について申請者が所有権を有していない場合は当該土地を使用する権原を証する書類 土地の使用権原を証する書類は、土地の賃貸借契約書の写し等。
14	当該施設(既設の場合)及び建物について申請者が所有権を有することを示す書類(登記事項証明書等)、または所有権を有していない場合は当該施設及び建物を使用する権原を証する書類 施設・建物の使用権原を証する書類は、当該施設・建物の賃貸借契約書の写し等。
15	委任状 工場長、所長等の事業場の代表者が、法人の代表者(代表取締役)に代わって届出する場合に必要。
16	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類 細則様式第32号。(誓約書)

(注意)

- ・ 登記されていないことの証明書：後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証する登録事項証明書をいい、東京・大阪法務局または各地方方法務局に申請して発行を受けること。
- ・ 住民票は本籍の記載があるものであること。
- ・ 外国人の場合は、住民票の代わりに外国人登録証明書の写し、又は登録原票記載事項証明書を添付。
- ・ 住民票、登録原票記載事項証明書、登記簿の謄本、登記事項証明書、等の各種証明書等は発行日から3ヶ月以内のものであること。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書添付書類一覧（申請者が個人の場合）

提出書類	・政令第7条の2に該当しない施設 正本 1部 副本 5部 ・政令第7条の2に該当する施設 正本 1部 副本 20部
No.	添付書類及びその内容
1~5	(法人の場合のNo.1~5の書類に同じ)
6	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 技術管理者についての講習の終了証（受講予定であれば受講票など予定を証明する書類）の写し。なお、申請者以外の者が技術管理者となる場合には、当該者が申請者が雇用する者またはその予定になる者であること。
7	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（借入金がある場合はその返済計画及び収支計画） 細則様式第10号によること。
8	資産に関する調書、所得税の納付すべき額と納付額を示す書類、及び確定申告書の写し。 資産調書は細則様式第11号により作成し、必要に応じて記載内容を証する書面の提出を求める。債務超過、施設設置に必要な資金が確保できていない、または新たに必要となる運転・維持管理費を賄える利益が計上できていない場合は、経理的基礎の審査のために必要な追加書類を求める。 所得税に関する書類は国税税務署発行の納税証明書（その1）。3年分を添付できない場合は、理由書、開業届出書写し等の追加書類を提出すること。確定申告書の写しについては、税務署の受付印が押印されたもので、第1表・2表（必要に応じてその他の添付資料の写しの提出を求めることがある。）。
9	申請者の住民票の写し 本籍地の記載があるもの。
10	申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 政令第6条の10に規定する使用人とは、使用人で次の①、②に掲げるものの代表者であるもの ①本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業にかかる契約を締結する権限を有する者を置くもの。
11	施設設置場所の土地の登記事項証明書、地籍図（公図）の写し、及び当該土地について申請者が所有権を有していない場合は当該土地を使用する権原を証する書類 土地の使用権原を証する書類は、土地の賃貸借契約書の写し等。
12	当該施設（既設の場合）及び建物について申請者が所有権を有することを示す書類（登記事項証明書等）、または所有権を有していない場合は当該施設及び建物を使用する権原を証する書類 施設・建物の使用権原を証する書類は、当該施設・建物の賃貸借契約書の写し等。
13	委任状 工場長、所長等の事業場の代表者が、法人の代表者（代表取締役）に代わって届出する場合に必要。
14	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類 細則様式第32号。（誓約書）

(注意)

- ・ 登記されていないことの証明書：後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証する登録事項証明書をいい、東京・大阪法務局または各地方法務局に申請して発行を受けること。
- ・ 住民票は本籍の記載があるものであること。
- ・ 外国人の場合は、住民票の代わりに外国人登録証明書の写し、又は登録原票記載事項証明書を添付。
- ・ 住民票、登録原票記載事項証明書、登記簿の謄本、登記されていないことの証明書等の各種証明書等は発行日から3ヶ月以内のものであること。

## 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証

平成 年 月 日

住 所 大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 あて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項（第15条の2の5第1項）の規定により、設置(変更)の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大阪府知事 齊藤 房江

許可の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	許可番号	第XXX-HXX-XXX号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず		
設置場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇外〇筆		
処理能力	〇〇.〇t/日 (〇時間) (〇〇.〇t/日×〇基)		
許可の条件	余白		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1.施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2.計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3.施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第 10 号(第 22 条関係)

施設の 設置及び維持管理  
維持管理 に要する資金及びその調達方法

施設の	設置及び維持管理 維持管理 に要する資金額	円
調達の 方法	自 己 資 金	円
	金融機関等からの借入金	円
	そ の 他	円

(注)上記を証する書類の提出を求められることがある。

[資金額の内訳]

(1) 事業用不動産

土地、建物の別	面 積	取 得 方 法 (買収、貸借の別)	取得に要す る 資 金 額	取得又は完 成 予 定 日
	m <sup>2</sup>		円	
計			円	

(2) 設備、機械、器具等

名 称	形式、能力等	数 量	単 価	金 額	設置又は完 成 予 定 日
			円	円	
計				円	

(3) 維持管理費

使 途	金 額
計	

備考 (1)及び(2)については、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請の場合のみ記載すること。

## 借入金融機関及び事業収支計画

### 1. 借入金融機関に関する事項

金融機関等の名称	所在地又は連絡先	借入予定日

### 2. 返済計画

--

### 3. 事業の収支計画

(単位 千円)

内訳		1年目	2年目	3年目
収入	処理委託料			
	計			
支出	設備管理費			
	人件費			
	処理後物処分費			
	計			
差額	収入－支出			

様式第11号(第22条関係)

資産に関する調書		
		年 月 日現在
資 産		
項 目	金 額 (万円)	内 容 等
現金預金		
有価証券		
未収入金		
売掛金		
受取手形		
土 地		
建 物		
車 両 (船舶)		
備 品		
そ の 他		
合 計		_____
負 債		
項 目	金 額 (万円)	内 容 等
借 入 金	長期	
	短期	
未払金		
預り金		
前受金		
買掛金		
支払手形		
そ の 他		
合 計		_____

注) 必要に応じて根拠資料の添付を求めます。

年 月 日

## 産業廃棄物処理施設技術管理者予定者に関する申立書

下記の者は、申請に係る産業廃棄物処理施設の維持管理業務を管理監督する者です。

(申請者名・印)

氏名	
生年月日 (※1)	
住所 (※1)	
施設を設置する事業 場における役職名 及び業務内容	
施行規則第17条の各号に定める資格に該当する資格又は実務経歴	
資格取得・講習修了 (予定)年月日 又は在職・従事期間	資格、講習修了、実務の内容(※2) 又は取得予定資格、受講予定講習の内容

(※1) 登記役員又は使用人に該当しない場合に記載すること。

(※2) 資格取得又は講習修了の場合は取得を証明する書類を添付すること。取得・受講予定の場合、受験・受講予定であることを示す書類があれば添付すること。

(例)

## 納税証明書等が添付できない理由書

平成 年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15第1項の規定等により、産業廃棄物処理施設設置の許可を受けるに際して直前3年分の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書）、及び確定申告書の写しを添付しなければなりません。法人設立が平成 年 月 日であり、決算日が平成 年 月 日であるため、平成 年 月分から 年 月分のこれらの書類を添付できません。

## 構造基準適合表（設置計画）【破碎施設】

共通基準〔施行規則第12条〕	
技術上の基準	計画内容
I 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
II 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生じる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
III 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
IV 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
V 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障を生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
VI 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	
個別基準〔施行規則第12条の2〕	
技術上の基準	計画内容
破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていることとする。	

維持管理基準適合表（維持管理計画）【破碎施設】

共通基準〔施行規則第12条〕	
技術上の基準	計画内容
i 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
ii 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
iii 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
iv 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
v 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
vi 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
vii 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
viii 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすると共に、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	
ix 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	
個別基準〔施行規則第12条の2〕	
技術上の基準	計画内容
破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることとする。	

<p>産業廃棄物処理施設変更許可申請書</p>			
<p>平成 年 月 日</p>			
<p>大阪府知事 様</p>			
<p>申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、添付書類及び図面を添えて申請します。</p>			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 （当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
	産業廃棄物処理施設の能力	変更後	変更前
		$m^3/日$ ( ) 時間 $m^3/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $m^3/時間$	$m^3/日$ ( ) 時間 $m^3/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $m^3/時間$
		面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※ 許可の年月日		年 月 日	
※ 許可番号			
※ 事務処理欄			



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額
	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍
(ふりがな) 氏名又は名称			割 合

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
  - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める環境省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第十九号（第十二条の四関係）

<p>産業廃棄物処理施設使用前検査申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p>次の産業廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条の2第5項（法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設の使用 前検査を、関係図面等を添えて申請します。</p>	
<p>許可の年月日 及び許可番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">第 号</p>
<p>設置場所</p>	
<p>竣工の年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>使用開始予定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>受付欄</p>	

（日本工業規格 A列4番）

※ 竣工の状況を示す図面等を添付すること。

様式第23号(第12条の10の2関係)

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	規則第12条の10第6号に掲げる事項の変更		
	(ふりがな)	生年月日	本籍
	氏名	役職名・呼称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※ 事務処理欄			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3 「規則第5条の4第6号に掲げる事項の変更」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書添付書類一覧

1	法第15条第2項第1号に掲げる事項（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）に変更があった場合には、個人にあっては住民票の写し及び登記されていないことの証明書、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人登記簿謄本）
2	産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
3	産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
4	法施行規則第12条の10第6号に規定する事項（法定代理人、役員、5%以上株主・出資者、使用人）の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書（法人登記簿謄本）

- ※ 登記されていないことの証明書：後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。
- ※ 住民票は本籍の記載があるものであること。
- ※ 外国人の場合は、住民票の代わりに外国人登録証明書の写し、又は登録原票記載事項証明書を添付。
- ※ 住民票、登録原票記載事項証明書、登記事項証明書（法人登記簿謄本）、登記されていないことの証明書、等の各種証明書は、発行日から3ヶ月以内のものであること。
- ※ 上記に掲げるほか、次頁「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の添付書類作成要領」に掲げる書類を作成すること。

## 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の添付書類作成要領

### 1. 構造上の変更の場合

- (1) 構造上の変更事項の一覧表
- (2) 変更前と変更後の平面図、立面図、断面図  
(前項の一覧表記載事項と関連付けて作成すること。ただし、図面上で変更事項が表記できない場合は、当該事項を示す設計書、仕様書等の書類を添付すること。)
- (3) 処理に伴い発生する排ガスについて、次の事項を記載した書類
  - ①量 (必要に応じて、当該量の算出の根拠を含む。)
  - ②処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)) を含む。)
- (4) 処理に伴い発生する排水について、次の事項を記載した書類
  - ①量 (必要に応じて、当該量の算出の根拠を含む。)
  - ②処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)) を含む。)
- (5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 (排ガス中の大気汚染物質及び放流水中の水質汚濁物質の設計計算上達成することができる値) を記載した書類  
(必要に応じて、当該数値の算定根拠、又は当該数値を達成することができることを示す同等仕様の施設における試験結果等を含む。)
- (6) 構造基準適合表  
(法施行規則第12条及び第12条の2の基準に適合していることを示す文書)
- (7) 構造上の変更により、維持管理上の変更が生じる場合には、2. の書類
- (8) その他構造上の変更に関する事項を記載した書類

### 2. 維持管理計画の変更の場合

- (1) 維持管理計画の変更点の一覧表
- (2) 変更後の運転管理マニュアル  
(管理手順、緊急時対応要領、点検表様式を含んだもの。)  
(前項の一覧表記載事項と関連付けて作成すること。)
- (3) 排ガスの性状、放流水の水質について、その他の生活環境の保全のため達成することとした数値 (排ガス中の大気汚染物質及び放流水中の水質汚濁物質の管理目標値) を記載した書類
- (4) 維持管理基準適合表 (法施行規則第12条の6及び第12条の7の各基準に適合していることを示す文書)
- (5) その他の維持管理計画の変更に関する事項を記載した書類

※ 下表左欄に掲げる施設の場合には、同右欄に記載のとおり取り扱うこととする。

<ul style="list-style-type: none"><li>・平成12年6月18日以降に、法第15条第1項の設置許可、又は法第15条の2の4の変更許可を受けた場合。</li><li>・平成15年度以降に、維持管理計画の変更に係る軽微変更届出を行った場合。</li></ul>	1.(3)及び(4)排ガス・排水の量、排出口の位置、排出先に関する書類を不要とする。
同上	2.(3)排ガスの性状・排水の水質についての管理目標値を記載した書類
平成9年12月1日に産業廃棄物処理施設としてみなし許可を受けた焼却施設であって、平成15年度以降に構造上の変更に係る軽微変更届出を行った施設に該当しない場合。	1.(4)排水の量、排出口の位置、排出先に関する添付書類を不要とする。



様式第26号（第12条の11の3関係）（第1面）

産業廃棄物処理施設 {譲受け・借受け} 許可申請書	
平成 年 月 日	
大阪府知事 様	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の {譲受け・借受け} の許可を受けたいので、添付書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	
※ 事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍
(ふりがな) 氏名又は名称			割 合

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第27号（第12条の11の5関係）（第1面）

合併・分割認可申請書	
平成 年 月 日	
大阪府知事 殿	
申請者 名称 住所 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
① 産業廃棄物処理施設の設置の場所	
② 産業廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※ 認可の年月日	年 月 日
※ 認可番号	
※ 事務処理欄	

（日本工業規格 A列4番）





(第4面)

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本 籍
			割 合	住 所

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、令第6条の10に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第28号(施行規則第12条の12関係)

(表)

相 続 届 出 書 年 月 日 大阪府知事 様 申請者 住所 氏名 電話番号	
産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(裏)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人(相続人が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

令第6条の10に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「相続人」の欄から、「令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

※手数料欄

様式第21号(施行規則第12条の7の5関係)

特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書( 年度)

年 月 日

大阪府知事 様

報告者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名)

電話番号

年度の特定産業廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の5において準用する同令第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された産業廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された産業廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

備考

放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる同令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

様式第24号(第12条の11関係)

(表)

産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	
大阪府知事	様
	年 月 日
	届出者
	住所
	氏名
	印
	(法人にあつては、名称及び) 代表者の氏名
	電話番号
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名  電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m <sup>2</sup> m m
※事務処理欄	

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
	種 類	数 量 ( m <sup>3</sup> )	性 状
埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状			
備考 ※の欄は記入しないこと。			

様式第 2 5 号 (施行規則第 1 2 条の 1 1 の 2 関係)

(表)

産業廃棄物の最終処分場廃止確認申請書		
年 月 日		
大阪府知事	様	
申請者		
住所		
氏名	印	
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 5 第 3 項において準用する同法第 9 条第 5 項の規定により、産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
埋め立てた産業廃棄物(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)の種類及び数量	種 類	数量(m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等又は地下水の水質の状況		

(裏)

遮断型最終処分場の場合	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
安定型最終処分場の場合	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の浸透水の水質の状況	
埋立地の覆いの概要	
管理型最終処分場の場合	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考	
<p>1 ※の欄は記入しないこと。</p> <p>2 地下水等とは、最終処分基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。</p> <p>3 地下水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。</p> <p>4 「遮断型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 施行令第7条第14号イに掲げる施設の場合に記入すること。</p> <p>(2) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第2項第1号ニの規定による覆いをいうこと。</p> <p>(3) 講じた措置とは、最終処分基準省令第2条第3項第1号ハの規定により講じた措置をいうこと。</p> <p>5 「安定型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 施行令第7条第14号ロに掲げる施設の場合に記入すること。</p> <p>(2) 浸透水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ホの規定により採取された浸透水をいうこと。</p> <p>(3) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第3項第2号ニの規定による覆いをいうこと。</p> <p>6 「管理型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 施行令第7条第14号ハに掲げる施設の場合に記入すること。</p> <p>(2) 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。</p> <p>(3) 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。</p> <p>7 都道府県知事が定める部数を提出すること。</p>	

欠格要件該当届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第6項 第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項 第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項 第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第6項 の  
規定により、次のとおり届け出ます。

一般産業 廃棄物処理施設の設置の場所 ※	
一般産業 廃棄物処理施設の種類 ※	
一般産業 廃棄物処理施設 産業廃棄物処理業 特別管理産業廃棄物処理業 の許可の年月日及び許可番号	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

備考

- ※の欄については、届出者が施設設置者である場合のみ記載すること。
- 「一般産業 廃棄物処理施設の種類の欄については、この届出に係る許可に係る許可証に記載された施設の種類の記載すること。
- 「該当するに至った欠格要件」の欄については、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからへまで若しくはチからヌまで(同法第7条第5項第4号トに係るものを除く。)、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者にあつては同法第14条第5項第2号イ(同法第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又はハからホまで(同法第7条第5項第4号ト又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記載すること。
- 「欠格要件に該当するに至った具体的事由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第39号(大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条関係)

許可証・指定証・登録証明書再交付申請書

大阪府知事 様 年 月 日

届出者 住所

氏名 印

法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名

電話番号

大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、次のとおり申請をします。

許可証、指定証又は登録証明書の名称	
許可年月日及び許可番号、指定年月日 及び指定番号又は登録年月日及び登録 番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

添付書類 許可証、指定証又は登録証明書(亡失し、又は滅失した場合を除く。)

様式第三十一号の三（第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係）

土地の形質の変更届出書	
大阪府知事 様	平成 年 月 日
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
指定区域内における土地の形質の変更をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19（第1項、第2項、第3項）の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。	
指定区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の内容	
地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	

(日本工業規格A列4番)

表 届出書類の記載事項及び添付書類の内容

現地調査における掘削に係る届出書類	土地利用工事に係る届出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面</li> <li>・廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等</li> <li>・周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書（事前調査結果を含む。）</li> </ul>	
工事計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・試掘機械の種類</li> <li>・試掘の径と深さ</li> <li>・試掘時の環境保全計画</li> <li>・試掘終了後の復旧計画</li> <li>・掘削廃棄物の適正処理計画</li> </ul>	土地の形質の変更の施行計画書（利用の内容を含む） 工事計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の場所</li> <li>・工事の内容と数量</li> <li>・工事工程</li> <li>・工事の施工方法</li> <li>・廃棄物埋立地設備の機能が維持されることを明らかにした書類</li> <li>・施工順序図</li> <li>・環境保全対策計画</li> <li>・掘削廃棄物の適正処理計画</li> </ul>

表 土地利用に係る土地の形質の変更の届出添付書類と施行基準の関連

施行基準 添付書類	生活環境保全上の支障が生じないための措置				設備の 機能維持	モニタ リング
	廃棄物の飛 散・流出防止	ガス 処理	内部保有 水処理	覆いの機 能の修復		
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面	○	○	○	—	○	—
生活環境に及ぼす影響についての調査計画	—	—	—	—	—	○
事前調査結果	○	○	○	○	○	○
廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等	—	—	—	○	○	—
工事計画書	○	○	○	○	○	—
土地の形質の変更の施行計画書	○	○	○	○	○	—

\*それぞれの添付書類は、○印を付した施行基準との適合状況を判断するために用いられる。

\*ガス処理は、悪臭ガス及び可燃性ガス等の対策をいう。

\*内部保有水処理は、浸透水、保有水等の適正処理をいう。

詳細は「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」参照

[http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide\\_wds/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/index.html)



事例 1

廃棄物及び施設の種類の種類 ( 木くず 木くずの焼却施設 )

平成 年 月 日 ~ 月 日

月 日	自家運搬の場合					委託運搬の場合			自家処分の場合					委託処分の場合		
	自家運搬について			積替又は保管について		委託先 ※2	委託量	運搬先 ※1※2	自家処分について		処分後廃棄物について			委託先 ※2	委託処分方法	委託量
	運搬方法	運搬先 ※1	運搬量	積替又 は保管	積替又は 保管量				処分方法	処分量	処分後廃棄物	搬出先 ※2	搬出量			
8/1	自家トラック	ア	4トン	積替	4トン											
	一連の委託なので、同一行に記載					A	10トン	C						C	破砕	10トン
8/2				積替	8トン	A	8トン	ア	焼却	2トン						
											燃え殻	D	2トン			
<p>〇〇市〇〇町の事業所に木くずの焼却施設を設置している当社は建築物の解体業を営んでいる。当社は〇〇市△△町に積替用の保管施設を所有している。</p> <p>8/1 非常に質の良い柱など約4トン△△町の積替保管施設に自家トラックで運んだ。また、柱などではないが、比較的質の良い木くず約10トンを、収集運搬業者〇△運送に運搬を、処分業者△〇リサイクルに破砕(チップ化)を委託した。さらに、非常に質の悪い木くず約2トンを焼却施設で焼却した。</p> <p>8/2 非常に質の良い柱など約8トンを△△町の積替保管施設に〇△運送に委託して運んだ。また、前日の焼却で燃え殻用の保管コンテナがほぼ満杯になったので、燃え殻約2トンを収集運搬業者□□サービスに運搬を、処分業者□×環境に管理型埋立処分を委託した。この日は焼却は行わなかった。</p> <p>別紙リスト ア：自家積替用保管施設、〇〇市△△町1-1 A：〇△運送 〇〇市××町2-2 2700010506 C：△〇リサイクル △〇市△〇町4-4 2700010111 B：□□サービス □□市×〇町3-3 2700010507 D：□×環境 □×市×※町5-5 2700011111</p>																
<p>※ 1：運搬先(ア、イ、ウなどの記号と住所を一覧として別紙リストに記載し、保管しておくこと) 注意・毎月末には前月分の記載を完了すること。</p> <p>※ 2：委託先(A、B、Cなどの記号と名称、住所、許可番号を一覧として別紙リストに記載し、保管しておくこと) ・1年ごとに取りまとめる(閉鎖する)こと。</p> <p>・とりまとめ後5年間保存すること。</p>																

# 維持管理記録簿

(ガス化改質方式以外の焼却施設用)

平成 年 月

## I. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

※備え置く期限：翌月の末まで

## II. 維持管理に関する測定結果

	測定結果	測定年月日	測定位置
A 燃烧室中の燃烧ガス温度			
B 集じん器流入燃烧ガス温度			
C 排ガス中一酸化炭素濃度			
D 焼成炉中の温度			
□測定結果、測定年月日はチャートで保存 □焼成は行っていないためDの記録はない			

※備え置く期限：結果が得られた日の翌月の末まで

## III. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

	除去日	前回除去年月日
冷却設備		
排ガス処理設備 1 ( )		
排ガス処理設備 2 ( )		
その他 ( )		
□冷却設備はない		

※備え置く期限：除去を行った日の翌月の末まで

## IV. ダイオキシン類濃度測定結果（1年に1回以上測定が必要）

採取年月日		結果を得られた日	
採取した位置			
測定結果	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>		
前回採取年月日		前回測定結果	

※備え置く期限：結果が得られた日の翌月の末まで

## V. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果（6ヶ月に1回以上測定が必要）

採取年月日		結果を得られた日	
採取した位置			
Sox	Nm <sup>3</sup> /h	ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>
塩化水素	mg/Nm <sup>3</sup>	NOx	ppm
酸素濃度	%	前回採取年月日	

※備え置く期限：結果が得られた日の翌月の末まで

注意 ○ 記録は、備え置いた日から3年を経過する日まで備え置き、閲覧に供すること。

○ 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと